

平成 22 年度 大学機関別認証評価
自己評価報告書・本編
[日本高等教育評価機構]

平成 22(2010)年 6 月

大阪経済法科大学

大阪経済法科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	p. 1
II. 大阪経済法科大学の沿革と現況	p. 3
III. 「基準」ごとの自己評価	p. 7
基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p. 7
基準 2 教育研究組織	p. 10
基準 3 教育課程	p. 16
基準 4 学生	p. 39
基準 5 教員	p. 57
基準 6 職員	p. 66
基準 7 管理運営	p. 72
基準 8 財務	p. 77
基準 9 教育研究環境	p. 81
基準 10 社会連携	p. 90
基準 11 社会的責務	p. 96
IV. 特記事項	p. 100
1. エクステンションセンター	p. 100
2. 国際交流	p. 106

I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 建学の理念

建学の理念は、本学の創立者金澤尚淑博士の信念に基づくものである。

金澤博士は、経済学と法学の両方を学び、その後、実業界に身を投じ、経済と経営に通暁するにつれ、法律に対する精確な認識が不可欠なことをあらためて確信した。

金澤博士は、知識基盤社会の到来を予測して、学ぶ意欲を持ち、そのための努力を惜しまない者すべてに門戸が開かれた高等教育の実現に向けて尽力し、1971(昭和 46)年 1 月 27 日、学校法人大阪経済法律学園を設立し、同年 4 月、大阪府八尾市に経済学部と法学部の 2 学部からなる大阪経済法科大学を開設した。

本学園は、建学の理念を、「学校法人大阪経済法律学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）」前文において、次のように定めた。

創立者金澤尚淑博士は、「経済と法律が社会の両輪であり、この二つの学問を修めることによって無類の人格を形成することができる。」との信念に従い、万人に開かれた高等教育の実現を目指し、幾多の苦難を乗り越えて、一九七一年（昭和四十六年）に学校法人大阪経済法律学園を設立した。本学園は、創立者の建学の理念に基づき、広く知識を教授し、実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成を行うとともに、教育研究を通じて人権の伸長と国際平和に貢献することを使命とする。

こうして、建学の理念は、「経済と法律、二つの学問の修得による人格の形成」「実学の精神を持った人材の育成」「人権の伸長と国際平和への貢献」を要諦とする。

2. 使命及び目的

本学は、建学の理念に基づき、大学の使命及び目的を「大阪経済法科大学学則（以下「学則」という。）」第 1 条に記している。

本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づいて、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に富む人材を育成し、もって社会の発展と平和に貢献することを使命とする。

3. 大学の個性と特色

日本社会は、現在、少子高齢化の進行、人口の減少、グローバル化のさらなる進展、情報通信技術の進歩等、社会構造全体が大きな変革期を迎えており、大学教育もその新しいあり方が求められている。本学の建学の理念は、こうした時代にこそ、その真価が発揮される。

本学の個性と特色は、次の 4 点である。

第一に、本学は、設立時から、教育を重視する学生本位の大学であることを常に目指し

てきた。これは、今後も堅持すべき本学の基本姿勢であり、特徴の1つである。本学のカリキュラム、授業内容、授業方法等は、すべてその姿勢に基づくものである。

第二に、本学は、教育の目標を国際化・情報化された社会に必要な知識・技能・倫理観を身につけた人材の育成に置いている。

経済学部学生に対しては、経済、経営に関わる知識と技能のみならず、社会と経済活動の規範である法律への関心と知識の修得を促している。また、法学部学生に対しては、法律が作用する実体である経済、経営への関心と知識の修得をも促す教育に力を注いでいる。本学は、この営みを「経法相互乗り入れ」制度と呼んでいる。その教育は、実学の精神に基づく実践的取組、技能資格の取得を重視するものである。

第三に、本学は、経済学部と法学部においてコース制を採用する。それは、学部には所属する学生が将来の進路を意識しつつ、知識と技能を修得することを意図して設けられたものであり、本学の基本理念に由来する。また、学生の知的向上に有効であるにとどまらず、緊密な人間的交流を介して成長を促す少人数教育及び演習を重視する。本学では、「4年間一貫ゼミナール制」を採用しており、各専任教員は、原則として、1年次から4年次までの各学年の演習を担当する。入学と同時に始める外国語教育、情報化教育及びそれらに関わる資格取得の推奨も、少人数、段階別方法を用いて行われる。これも、本学が設立時から40年間継続して重視してきた教育的方法である。

第四に、本学は、学生が国際平和と異文化への関心を高めるべく、国際交流への取組を重ねてきた。教育・学術交流のための海外の教育・研究機関との姉妹校提携、「国際教育プログラム」の開発と実行、相互交流、留学生の受入といった活動は、本学が長年にわたり発展させてきた海外諸大学・研究機関との強力なネットワークに支えられている。学生に対する少人数、段階別方法を用いて行われる外国語教育と異文化学習によって支えられている。

本学は、このような教育的個性と特色を、全学一致協力体制によって一層豊かにし、建学の理念の実現に向かって邁進するものである。

Ⅱ 大阪経済法科大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

1971(昭和 46)年	1 月	学校法人大阪経済法律学園設立
	4 月	大阪経済法科大学開学 経済学部（入学定員 100 人）、法学部（入学定員 100 人）設置
1972(昭和 47)年	4 月	学友会（学生自治組織）発足
1973(昭和 48)年	4 月	教職課程開始
1974(昭和 49)年	4 月	入学定員増認可（経済学部 200 人、法学部 200 人）
1977(昭和 52)年	4 月	経済研究所・法学研究所開設
1979(昭和 54)年	4 月	総合科学研究所開設
1983(昭和 58)年	7 月	父母会発足（2005 年 4 月、教育後援会に名称変更）
1987(昭和 62)年	4 月	情報科学センター開設
	9 月	出版部開設
	12 月	アジア研究所開設
1991(平成 3)年	10 月	創立 20 周年記念式典開催
1996(平成 8)年	10 月	創立 25 周年記念式典開催
		学習センター開設（2001 年 4 月、エクステンションセンターに名称変更）
1997(平成 9)年	4 月	S コース（特修講座）創設
	9 月	総合情報ネットワークシステム（NICE）開設
1999(平成 11)年	6 月	校友会（卒業生組織）結成
2001(平成 13)年	10 月	創立 30 周年記念式典開催
2003(平成 15)年	4 月	アジア太平洋研究センター開設（東京麻布台セミナーハウス内）
2005(平成 17)年	4 月	学習支援センター開設
	9 月	八尾市立図書館と相互協力に関する基本協定締結
	12 月	学校法人大阪経済法律学園寄附行為変更認可
2007(平成 19)年	4 月	大学教育開発支援センター開設
	11 月	八尾市国際交流センターと相互協力に関する基本協定締結
2008(平成 20)年	2 月	八尾市教育委員会と連携協力に関する基本協定締結
	4 月	21 世紀社会研究所・地域総合研究所開設 （経済研究所、法学研究所、総合科学研究所、科学技術研究所の 4 研究所を再編統合）
	12 月	東大阪市教育委員会と連携協力の実施に関する協定締結

2. 国際交流の沿革

1979(昭和 54)年	4 月	アメリカ・ルーズベルト大学と学術交流協定締結
1984(昭和 59)年	1 月	フランス・ニース大学と学生派遣プログラム協定締結
1986(昭和 61)年	10 月	中国・北京大学と学術交流協定締結

大阪経済法科大学

1987(昭和 62)年	4 月	中国・延辺大学と学術交流協定締結
1988(昭和 63)年	9 月	台湾・台湾大学法学院と姉妹校協定締結
	11 月	アメリカ・ハワイ大学ウィリアム S.リチャードソン法科大学と学術交流協定締結
1989(平成元)年	11 月	第 1 回東アジアシンポジウム「東アジアの社会と経済」開催
1991(平成 3)年	11 月	第 2 回東アジアシンポジウム「東アジアの社会と経済」開催
1993(平成 5)年	6 月	フィリピン・国立フィリピン大学と学術協力協定締結
	9 月	韓国・崇実大学校と学術及び教育協定締結
	11 月	第 3 回東アジアシンポジウム「東アジアの社会と経済」開催
1994(平成 6)年	6 月	国際シンポジウム「コンピュータ時代の識字教育」開催 (ユネスコと共催)
1995(平成 7)年	4 月	カナダ・トロント大学東洋学部と学術教育協定締結
	8 月	第 4 回東アジアシンポジウム「東アジアの社会と経済」開催 (テーマごとに分け、計 3 回開催 8 月：2 回、10 月：1 回)
	10 月	中国・中国政法大学と学術交流協定締結
1996(平成 8)年	4 月	ロシア・ロシア極東国立総合大学と国際学術プログラム協定締結
	6 月	韓国・高麗大学校と学術及び教育協定締結
1997(平成 9)年	3 月	イタリア・トリノ大学と学術交流協定締結
		中国・復旦大学と学術交流協定締結
	10 月	台湾・中国文化大学と学術交流協定締結
1998(平成 10)年	5 月	モンゴル・モンゴル国立大学と国際交流プログラム協定締結
	8 月	第 5 回東アジアシンポジウム「東アジアの社会と経済」開催 (テーマごとに分け、計 6 回開催 8 月：2 回、9 月：3 回、 1999(平成 11)年 2 月：1 回)
1999(平成 11)年	6 月	韓国・慶尚大学校と学術及び教育協定締結
	9 月	韓国・梨花女子大学校と学術交流協定締結
	10 月	オーストラリア・グリフィス大学と協定留学プログラム開始
	11 月	イギリス・ロンドン大学東洋アフリカ学学院と学術交流協定締結
2000(平成 12)年	8 月	アメリカ・イリノイ大学と協定留学プログラム開始
	9 月	中国・復旦大学と協定留学プログラム開始 第 1 回東アジア学国際学術シンポジウム「東アジア学研究所の現状と課題」開催 (北京大学と共催)
2001(平成 13)年	5 月	中国・中央民族大学と学術交流協定締結
	6 月	タイ・チュラロンコン大学と協力及び交流のための協定締結
	7 月	ベトナム・ベトナム国立大学ハノイ校人文社会科学大学と学術交流協定締結
2002(平成 14)年	1 月	韓国・韓国精神文化研究院と学術交流協定締結

大阪経済法科大学

	8 月	第 2 回東アジア学国際学術シンポジウム「経済のグローバル化、地域化と東アジア」開催（北京大学と共催）
2004(平成 16)年	12 月	第 3 回東アジア学国際学術シンポジウム「アジアにおけるエスニックグループ、その調和と軋轢」開催（北京大学及びチュロンコン大学と共催）
2006(平成 18)年	9 月	第 4 回東アジア学国際学術シンポジウム「東アジア共同体に向けて－挑戦と展望－」開催（北京大学及びベトナム社会科学学院と共催）
2007(平成 19)年	10 月	インド・デリー大学セント・ステイーブンスカレッジと協力及び交流協定締結
2008(平成 20)年	4 月	アメリカ・カンザス州立エンボリア大学と学術交流協定締結
	9 月	アメリカ・ハワイ大学マノア校と学術交流協定締結
		第 5 回東アジア学国際学術シンポジウム「21 世紀の東アジア－平和・安定・共生－」開催（北京大学と共催）

3. 施設の沿革

1973(昭和 48)年	2 月	1 号館校舎増築竣工
	3 月	附属図書館竣工
1974(昭和 49)年	3 月	2 号館校舎竣工
1975(昭和 50)年	3 月	3 号館校舎竣工
1977(昭和 52)年	8 月	5 号館校舎竣工
1983(昭和 58)年	10 月	ゼミナール専用学舎竣工、教員研究棟竣工
1984(昭和 59)年	4 月	第 2・第 3 グラウンド完成
1988(昭和 63)年	7 月	琵琶湖セミナーハウス竣工
1989(平成元年)	4 月	総合体育館「尚淑館」・クラブハウス竣工
1990(平成 2)年	3 月	富田林グラウンド開設
1992(平成 4)年	5 月	文化会館竣工
1993(平成 5)年	4 月	6 号館竣工
1995(平成 7)年	7 月	本部棟竣工
1997(平成 9)年	4 月	東京麻布台セミナーハウス開設
2000(平成 12)年	3 月	留学生宿舎 I.S.D.花園開設
2001(平成 13)年	3 月	留学生宿舎 I.S.D.布施開設
2008(平成 20)年	4 月	阪南キャンパス開設
2010(平成 22)年	2 月	新学生ホール棟（仮称）新築工事着工

4. 本学の現況

(1) 大学名 大阪経済法科大学

(2) 所在地 花岡キャンパス 大阪府八尾市楽音寺 6 丁目 10 番地

(3) 学部の構成

経済学部 経済学科

法学部 法律学科

(4) 学生数

2010(平成 22)年 5 月 1 日現在 (人)

	入学定員	収容定員	在籍者数	1年次	2年次	3年次	4年次
経済学部 経済学科	200	800	1,376 (207)	255 (44)	241 (36)	412 (79)	468 (48)
法 学 部 法律学科	200	800	1,315 (235)	244 (51)	240 (42)	347 (59)	484 (83)
計	400	1,600	2,691 (442)	499 (95)	481 (78)	759 (138)	952 (131)

注 1) ()内は女子内数

(5) 教員数

2010(平成 22)年 5 月 1 日現在 (人)

	経済学部	法学部	教養部	その他	計
教 授	11(0)	13(2)	20(2)	2(0)	46(4)
准 教 授	5(1)	3(1)	10(3)	0	18(5)
講 師	4(2)	2(0)	4(0)	0	10(2)
専 任 合 計	20(3)	18(3)	34(5)	2(0)	74(11)
客 員 教 授	1(0)	1(0)	6(0)	5(0)	13(0)
非専任講師	25(2)	23(3)	26(6)	0	74(11)
非専任合計	26(2)	24(3)	32(6)	5(0)	87(11)
計	46(5)	42(6)	66(11)	7(0)	161(22)

注 1) ()内は女子内数 2) その他は学長及び附属研究所所属教員 (教授 1 人、客員教授 5 人)

(6) 職員数

2010(平成 22)年 5 月 1 日現在 (人)

	男	女	計
専 任 職 員	37	7	44
嘱 託 職 員	23	9	32
契 約 職 員	3	5	8
パート職員	0	13	13
計	63	34	97

Ⅲ 「基準」ごとの自己評価

基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1の事実の説明（現状）

本学は、「寄附行為」前文に定められた建学の理念を、教育研究及び社会貢献活動の源泉と捉えている。それは、辞令交付式、創立記念表彰式などにおける理事長式辞、入学式・卒業式での学長式辞、新入生オリエンテーションでの説明、キャンパスブック（学生生活の案内）や「学修の手引（履修要項）」、年度ごとの事業計画における記載、「初任者研修」、FD・SD セミナーなど様々な機会や媒体を通じて、学生、教職員に示される。創立者の座右の銘「汝在るところ全力を尽くせ」は遺訓として、総合体育館「尚淑館」や課外活動諸団体のクラブ旗などに記され、継承されている。

また、近隣地域、地元公共団体、企業、父母・保護者、在学生出身校など学外に対して、大学案内、大学広報誌、大学 Web サイト、公開講座、シンポジウム、経法祭（学園祭）などを通じて、建学の理念を発信し、理解を得る努力を行っている。

(2) 1-1の自己評価

本学は、教育研究活動等の状況を積極的に提供する努力の中で、建学の理念が学内外で広く認知されるよう、様々な機会と媒体を通じて積極的な努力を行っている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

学内のみならず、企業や地元公共団体等の学外においても、建学の理念について幅広い理解が得られるよう、本学諸施設における掲示や大学 Web サイトへの掲載の方法を工夫して、一層の理解に向けた努力を行っていく。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1-2の視点》

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学は、「豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に富む人材」を育成するこ

とによって、「社会の発展と平和」に貢献することを使命としている。「学則」第1条は、この使命の内容とともに、それが建学の理念に基づくものであることを明記している。

経済学部は、「経済学及び経営学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を授け、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材」の育成を目的とし、法学部は、「基礎的な法学教育を土台として、法と政治についての高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民」の育成を目的とする。それぞれ、「学則」第2条2項及び同3項に定められている。

また、教養部を設置し、建学の理念の実現に向けて、多分野にわたる授業科目を幅広く配置し、各学部の共通教育科目等を一括して運営することを、「学則」第2条の2に定めている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

学生が、建学の理念とともに、大学の使命・目的を意識する最初の機会は、入学式、新入生オリエンテーションである。学生は、それらが掲載された「学生生活の案内」「学修の手引（履修要項）」及びシラバスを手引きとして学習計画と履修目的を立て、また、学内での様々な行事や式典に参加することを通じて、その理解を深めることになる。

学生の教育に協働してあたる教職員は、「学則」や様々な上記媒体、行事や式典を通して大学の使命・目的について理解を共有する。教員は、それらを意識して、授業の目標、科目の位置づけ・レベル、授業方法、到達点等を明示するシラバスを作成し、授業の担当と教育を行う。

教職員は、毎年次の大学事業計画の作成にあたり、高等教育を取り巻く情勢とともに、大学の使命・目的を改めて認識する。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

本学は、大学 Web サイトを通じた大学案内、学外者が出席する入学式・卒業式での学長式辞、公開講座、シンポジウム、経法祭（学園祭）などを通じて、大学の使命・目的を在学生の父母、出身高校、近隣地域、地元公共団体、企業など学外に公表する努力を行っている。また、校友会報や広報誌を広く配布するとともに、オープンキャンパス等による公表機会を設けている。

（2）1-2の自己評価

本学は、建学の理念を踏まえた大学の使命・目的を明確に定め、それらを各種式典における理事長挨拶、学長式辞、各種印刷物、各種研修会及び毎年度の事業計画等によって、学生及び教職員に周知する努力を積極的に行っている。また、学内外に対して、各種印刷物や大学 Web サイトでの記載、各種行事等を通じて公表することに努めている。

（3）1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は、大学の使命・目的が、学生・教職員に周知されるよう恒常的に努力する。特に学外に対しては、地域連携や高大連携の際の出張授業や公開講演会、学生ボランティアや

インターンシップの受け入れ先企業等に向けた説明等を通じて、一層の理解が得られるよう様々な努力を行う。

【基準 1 の自己評価】

本学の建学の理念及び使命・目的は、明確に定められ、各種式典における理事長挨拶、学長式辞、各種印刷物や大学 Web サイト、各種研修会などを通じて学生・教職員に周知されている。学外においても、各種媒体や連携事業・各種行事等を通じた周知に向けての努力によって、地元である八尾市、東大阪市を中心に、近畿地方に一定の理解と認識が得られつつある。

【基準 1 の改善・向上方策（将来計画）】

本学の建学の理念と使命・目的を、学内外に一層周知するため、本学諸施設における掲示方法や大学 Web サイトへの掲載等を工夫し、広報に努める。

基準 2. 教育研究組織

- 2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。**

《2-1の視点》

- 2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。**
- 2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。**

（1）2-1の事実の説明（現状）

- 2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。**

本学は、経済学部経済学科と法学部法律学科の2学部2学科を設置し、共通教育のための教養部（2-2において詳述）を置いている。

各学部は、それぞれの教育研究上の目的を達成するために、意思決定と運営を担う組織として教授会を置いている。教授会は、各学部に関わる教育研究上の諸事項を審議決定する。これら教授会の上に、大学の最高意思決定機関である大学協議会を置いている。大学協議会は、大学全体に関わる教育研究上の重要事項を審議決定する。

各教授会は、大学全体に関わる教務事項を審議する教務委員会の構成員となる教務委員を選出し、全学的な教育研究活動と連携する。また、各教授会は、学部固有の教育研究目的を達成するために具体的な方策を検討・立案するカリキュラムFD委員会等を設置している。

経済学部経済学科は、学部所属の学生の進路・関心に応じた教育上の目的達成のために、「総合経済コース」「ビジネスコース」「会計ファイナンスコース」「ITキャリアコース」の4コースを設け、専門教育に取り組んでいる。法学部法律学科も、同上の目的達成のために、「法曹コース」「公務員コース」「企業人コース」「生活環境コース」の4コースを設け、専門教育に取り組んでいる。

本学は、経済学部と法学部それぞれの独立性を尊重することに加えて、相互関連を重視する。それは、「経済と法律、二つの学問の修得」という建学の理念に基づく「経法相互乗り入れ」制度として定着し、本学における専門教育の基本的特徴をなすものである。

本学は、附属施設として図書館、附属研究機関として21世紀社会研究所、地域総合研究所、アジア研究所及びアジア太平洋研究センターを設置している。

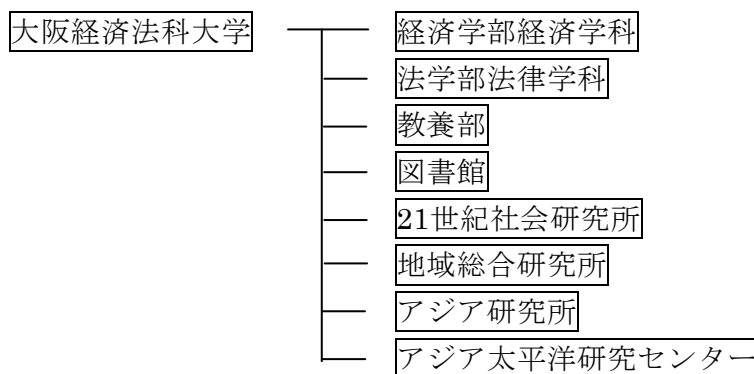
図書館は、経済学・法律学の専門図書や貴重な資料をはじめ、文芸、一般教養関連の図書など、約30万冊を所蔵している。図書検索システムを整備しており、授業の資料収集など、必要な情報を検索できる。

附属研究機関である21世紀社会研究所は、21世紀社会において提起される諸課題に関する学際的研究及び調査を推進し、学術文化及び人類の福祉に寄与することを目的としてい

る。地域総合研究所は、地域に関する総合的かつ学際的な共同研究及び調査を行い、地域社会の発展に貢献することを目的としている。アジア研究所は、アジア（関連する環太平洋地域を含む。）に関する学際的研究及び調査を行うことを目的としている。アジア太平洋研究センターは、東京麻布台セミナーハウス内に設置され、アジア及び太平洋地域に関する学際的研究及び調査を行うことを目的としている。

本学の基本的な教育研究組織は、【図2-1-1】のとおりである。

【図2-1-1】



2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

大学全体に関わる教育研究上の重要事項は、大学協議会において審議決定される。それは、原則毎月1回定例開催され、学長が招集し議長となる。大学協議会は、各学部長及び教養部長のほか、部館所長及び各教授会で選出された教授、事務局長等で構成されており、全学的な観点から審議が行われる。

学部間の課題や問題を共有し、その調整を図るために学長主催の学部長会議が設置されている。それは、原則毎月1回、各教授会開催週の翌週に行われる。学部長会議は、各学部長及び教養部長が報告する各教授会審議の内容・結果について、学長、副学長、学長補佐を中心とする学長団、各学部長及び教養部長と事務局の間で認識を一致させるとともに、相互の意志疎通を円滑にすることに役立っている。

全専任教員によって構成され、学長が招集し議長となる合同教授会は、学生の入学に関する事項のほか、各学部及び教養部に共通する事項を審議する機関である。必要に応じて随時、学長が召集する。

各教授会に共通する教学事項について、相互の連絡・調整を目的として、教務委員会を設置している。教務委員会は、教務部長が召集し、各学部及び教養部に共通する教務に関する事項について審議する機関である。

また、大学全体の組織的な関連性を支えるために、毎週開催される学長懇談会は、適宜教育研究上の諸課題について議論し、各組織・機関での円滑な意思決定に向けた調整の役割を担っている。

附属研究機関である21世紀社会研究所、地域総合研究所、アジア研究所及びアジア太平洋研究センターは、多くの学外研究者を研究員として委嘱しているが、本学の専任教員が所員となり、各所長は大学協議会の構成員である。各学部及び教養部教授会やその他の教育研究組織との連携を保持しやすい体制になっている。

（２）２－１の自己評価

2学部と教養部及び4つの附属研究所等から構成される本学は、大学の使命及び目的を達成するために必要な基本的な教育研究組織を整備しており、相互間に適切な関連性を保持している。大学全体として統一性のある運営が行われている。特に、アジア研究所やアジア太平洋研究センター等の各研究所は、それぞれ独自の活発な教育研究活動を行っている。

（３）２－１の改善・向上方策（将来計画）

各教育研究組織間の関連性をより緊密なものにし、様々な分野で活躍する研究員を多く擁する各研究所及びアジア太平洋研究センターでの教育研究成果を本学での教育研究活動に一層活かすための方策を講じていく。

２－２．人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《２－２の視点》

２－２－① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

２－２－② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

（１）２－２の事実の説明（現状）

２－２－① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

本学における共通教育（教養教育）は、大学の使命に基づき、豊かな人間性と国際感覚の涵養を目的としており、基礎科目・一般教養科目・総合科目等による幅広い科目群による教育である。それらの諸科目は、専門教育科目と並行した共通教育科目として配置され、授業も講義形式のみならず演習形式でも行われる。

本学は、学士課程における教養教育の重要性を踏まえ、共通教育科目等による共通教育を一括して運営するため、教養部を置いている（「学則」第2条の2）。共通教育に関する諸事項を審議・運営する組織は、教養部教授会である。

教養部教授会は、各学部教授会と同様に各種委員を選出し、各学部との連携の下、大学全体の課題・方針を共有する。

２－２－② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

教養部教授会は、教養部長の責任の下で運営される。教養部長は、各学部長とともに、大学協議会、学部長会議、教務委員会等、教学に関わる会議や委員会の構成員である。

教養部教授会は、各学部教授会との連携を図りつつ、大学全体の教育課程編成方針の下で、共通教育の運営を行っている。

(2) 2-2の自己評価

共通教育は、大学全体の教育課程の中で適切に位置づけられている。教養部教授会は、各学部教授会と連携を図りつつ、共通教育を効果的に運営している。教養部教授会による責任ある運営体制は有効に機能している。

特に、教養部教授会を中心として立案・実施されてきた「初年次教育プログラム」「キャリア形成教育」「副専攻」などの教育改革は、一定の成果を上げている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

これまでの成果を踏まえて、共通教育と各学部における専門教育とのより効果的な接合を図るとともに、キャリア形成教育の充実に向けて、一層の努力を行う。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学における教育研究に関わる最高の意思決定機関は、大学協議会である。大学協議会の構成員は、学長、副学長、学長補佐、各学部長及び教養部長、部館所長、各学部及び教養部選出の専任教授及び事務局長であり、学長が議長となり、原則毎月1回定例開催される。

大学協議会は、大学の制規及び機構に関する事項、学部及び学科の新設並びに改廃に関する事項、大学の予算及び大学の事業計画、その他重要な学務に関し学長から諮問された事項、理事長から諮問された事項を審議する。教育研究に関する事項、各教授会や各種委員会において審議された重要事項は、大学協議会による承認が必要とされる。

また、大学協議会には、予算委員会のほか、バリアフリー委員会、スカウト委員会、情報化委員会、施設環境整備委員会、妨害行為対策委員会、人権委員会、法科大学院進学サポート委員会、公務員志望学生のための支援対策委員会、将来委員会、教職課程委員会の計11の特別委員会が設置されており、それら委員会からの討議内容の報告を受ける。

各学部及び教養部の教育研究に関わる審議は、毎月1回開催されるそれぞれの教授会において行われる。各教授会は、開講科目や担当者をはじめ幅広い教育研究課題について審議を行う。また、本学の専任教員をもって構成され、学長が議長となる合同教授会が、各学部及び教養部に共通する教育研究に関する事項を審議するため、随時開催される。さらに、毎月定例開催される学部長会議において、各教授会の審議事項が報告され、相互の意思疎通が図られる。

教務委員会は、毎月教授会前に開催され、各教授会に共通する全学的な教学課題について相互の調整を図るための審議を行う。

この他、教育研究に関わる事項を審議する組織としては、学生の厚生補導を担当する学生生活委員会、学生のキャリア形成教育を担当する学生就職委員会、学生の留学、外国人留学生の教育について取り扱う国際交流委員会等がある。いずれも専任教員が中心となり、運営されている。

２－３－② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

本学における教育研究活動は、すべて大学の使命・教育目的の実現に向けられる。それは、毎年の大学事業計画として具体化され、大学全体で取り組む。大学事業計画は、大学協議会の特別委員会である予算委員会が原案を策定し、大学協議会がそれを審議する。それを受けて、理事長が法人の予算及び事業計画を編成して、大学全体の方針が定められる。各学部及び教養部教授会は、大学事業計画の実現を図りながら、それぞれの教育目的の達成に向けて努力する。各教授会は、少人数からなるカリキュラムFD委員会等を設置しており、そこで審議された具体的な検討・提言を受けて、社会のニーズや学生の要求に対応するための教育研究活動の施策を決定・実施する。また、各学部長及び教養部長並びに各教授会選出の委員が参加する教務委員会は、大学の使命・教育目的の実現とともに学習者の要求への対応を意識しつつ、全学的及び各学部固有の教学課題について相互の連絡調整を図る。

また、大学が教育研究活動についての学習者の要求を把握・対応するため、大学教育開発支援センターによる「学生による授業評価アンケート」と学生課が担当する「学生生活実態・満足度調査」や「意見箱」等が活用されている。それらを通じて示される学習者の要求は、それぞれの主催機関によって集計・分析されて各教授会と教務委員会に報告されるとともに、大学Webサイトに公表される。その他、学習支援センターやオフィスアワーにおいて教職員に対して直接・間接に寄せられる学習者の要求も、教務委員会や各教授会での審議に付され、対策が講じられる。

（２） ２－３の自己評価

本学における教育研究に関わる学内意思決定機関は、大学協議会をはじめ、各教授会、教務委員会、その他各種委員会により、適切に組織・整備されている。それらは、大学の使命・目的及び学習者の要求に、組織的かつ柔軟に対応している。

（３） ２－３の改善・向上方策（将来計画）

キャリア形成教育をはじめとする様々な学習者の要求に対して、それらを的確かつ迅速に把握して、一層効果的に対応することのできる教育研究上の組織及び活動の整備・充実を図る。

【基準２の自己評価】

本学において、大学の使命及び目的を達成するために必要な教育研究組織は、適切に構成されており、相互関係は有効に保たれている。

共通教育は、教養部が担当しており、効果的かつ機能的に運営されている。

教育研究に関わる学内意思決定機関は、適切に整備され、大学の使命・目的及び学習者の要求に対して、組織的かつ柔軟に対応している。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

本学における各教育研究組織の活動と成果を一層充実したものとするために、統一性と連携を更に強める取組を進めることが必要である。また、学習者の多様な要求を適切かつ迅速に把握し、それに対する一層効果的な教育研究のあり方を検討する。

基準 3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3-1の視点》

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。
- 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1の事実の説明（現状）

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

1) 経済学部経済学科

経済学部経済学科の教育目的は、「学則」第1条に明記された建学の理念に基づく大学の使命を承けて、同第2条2項において、「経済学部は、経済学及び経営学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を授け、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。」ことである。

この教育目的の達成を目指すとともに、学生のニーズや社会的需要に対応するため、学生の将来の職業・進路選択を考慮して、「総合経済コース」「ビジネスコース」「会計ファイナンスコース」「ITキャリアコース」の4コースを設置している。

各コースにおける人材育成の目的は、次のとおりである。

「総合経済コース」

現代社会の諸問題を幅広く理解し、解決方向を考察する人材の育成。

「ビジネスコース」

企業経営の諸課題を創造的に解決する実務能力を有する人材の育成。

「会計ファイナンスコース」

会計・ファイナンスの実務能力を備えた専門職業人の育成。

「ITキャリアコース」

情報化時代に対応したIT活用能力を備えた人材の育成。

また、「学則」第9条に基づき、経済学部経済学科に教職課程を置いている。本学で取得できる教育職員免許状の種類は、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）及び高等学校教諭一種免許状（公民）である。

2) 法学部法律学科

法学部法律学科の教育目的は、上記経済学部と同様に、「学則」第2条3項において、「法学部は、基礎的な法学教育を土台として、法と政治についての高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民の育成を目指して、教育研究を行う。」と定められている。この教育研究目的の達成を目指すとともに、学生のニーズや社会的需要に対応するため、学生の将来の職業・進路選択を考慮して、「法曹コース」「公務員コース」「企業人コース」「生活環境コース」の4コースを設置している。

各コースにおける人材育成の目的は、次のとおりである。

「法曹コース」

法曹、準法曹として法的問題を解決する人材の育成。

「公務員コース」

行政の立場から市民に奉仕する公務員の育成。

「企業人コース」

法の知識を生かして企業活動を主体的に担う人材の育成。

「生活環境コース」

環境・福祉・消費等の諸問題に実践的に取り組む人材の育成。

また、「学則」第9条に基づき、法学部法律学科に教職課程を置いている。本学で取得できる教育職員免許状の種類は、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）及び高等学校教諭一種免許状（公民）である。

3）共通教育

共通教育は、基礎科目、一般教養科目及び総合科目等から構成される共通教育科目によって行われる。それは、「豊かな人間性や国際感覚」を涵養することを謳った「学則」第1条に基づき、学生が将来の職業や人生の目標に向けて多様な学習が可能となるように、広い視野から総合的に判断する能力と系統的な思考によって主体的に物事を考える力を育成することを目指す。

特に、複眼的な思考と多面的な能力の養成を目的として、「国際教養副専攻（英語コミュニケーション、中国語コミュニケーション、韓国語コミュニケーション）」「国際教養副専攻（東アジア文化）」「情報副専攻」「環境副専攻」の4つの「副専攻」を設けている。各副専攻における人材育成の目的は、次のとおりである。

「国際教養副専攻（英語コミュニケーション、中国語コミュニケーション、韓国語コミュニケーション）」

確かな語学力を持つと同時に、歴史、文化に対する知識をはじめ国際社会・異文化への理解を育むことで、国際化時代に相応しい知識と技能を身につけた人材を養成する。

「国際教養副専攻（東アジア文化）」

東アジアの文化・歴史・社会の諸事象を総合的に学ぶことによって、当地域に対する幅広い知識と理解力を身につけ、東アジア及び世界の舞台で活躍できる国際性豊かな人材を養成する。

「情報副専攻」

専門分野で学んだ知識と情報に関する知識や技能を融合し、様々な提案や問題解決ができる人材を養成する。

「環境副専攻」

地球環境問題の実態と原因を考え、「地球環境」をめぐる世界の動きについて学習し、環境問題について、様々な提案や問題解決ができる人材を養成する。

以上1)～3)については、大学案内、「学修の手引（履修要項）」等に記載するとともに、大学Webサイトにおいても公開している。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

本学は、経済学部経済学科及び法学部法律学科の学士課程において、それぞれの専門教育課程、共通教育課程及び教職課程を設定している。教育目的を達成するためのそれぞれの編成方針は、以下のとおりである。

1) 経済学部経済学科

①広い視野から経済学をとらえるための教育課程編成

伝統的な経済学の専門教育科目とともに、その隣接科学である経営学関連科目も多数開講し、幅広い経済学教育を行っている。

また、経済学・経営学のみならず、更に広い視野から社会を考察できるように、「経法相互乗り入れ」制度に基づいて、法学・政治学関連の科目群の履修が可能である。

②コース制と3つのステップによる、進路を意識した体系的な教育課程編成

経済学の基礎の学習を出発点として、経済学理論を中心とする経済学部共通科目の履修、さらにそれらを土台にして、各自の問題関心に応じた本格的な学習へと円滑に進むことができるように、入門科目ー学部共通科目ーコース基本・関連科目という3つのステップを設定するとともに、科目を難易度に応じて4段階のグレードに区分し、それに沿った順次的学習を促している。

2年次以降は、「総合経済コース」「ビジネスコース」「会計ファイナンスコース」「ITキャリアコース」に分かれて学習を進める。コースによる学習では、各自の問題関心を深め、将来の職業・進路選択に有用な教育課程を編成することに努めている。そのために、4コースの下に、更に具体的な職業・進路に対応した11の履修モデルを提示し、学生の体系的な学習を促進している。

高難易度の資格・試験を目指す学生のために、3つの特別プログラム（「会計専門職特別プログラム」「IT特別プログラム」「EREミクロ・マクロ特別プログラム」）を設置している。

それぞれのコースや履修モデルにおいて、志望する職業・進路選択に際して有用となるエクステンションセンターの「特修講座」や各種の「資格講座」を推奨している。

③4年間一貫ゼミによる発表・討論能力、課題解決能力の育成に重点を置いた教育課程編成

本学は開学以来、少人数教育に力を入れてきており、演習による教育を教育課程の重要

な柱として位置づけている。

経済学部経済学科では、1年次の「大学演習A・B」（共通教育科目）、2年次では「演習ⅠA・B」（専門教育科目）、3年次「演習ⅡA・B」（同左）、4年次「演習ⅢA・B」（同左）を開講し、「4年間一貫ゼミナール制」を実施している。各演習とも履修指定科目である。

また、特別プログラムに対応した特別演習（「会計学特別演習ⅠA・B」「会計学特別演習ⅡA・B」「IT特別演習ⅠA・B」「IT特別演習ⅡA・B」「ミクロ経済学演習A・B」「マクロ経済学演習A・B」「一般経済史演習A・B」「経済統計学演習A・B」「応用ミクロ経済学演習A・B」「時事経済演習A・B」）を主に2年次生及び3年次生を対象に開講している。

④経済学部の教育目的に沿った教職課程編成

本学の建学の理念に則り、経済と法律の専門知識を幅広く活かせる教員養成を目指す。

2) 法学部法律学科

①目指す進路に対応した4つのコース制による教育課程編成

法学部法律学科は、学生自らの「生き方」「目指す進路」に対応して、「法曹コース」「公務員コース」「企業人コース」「生活環境コース」の4コースを設定している。さらに、それぞれのコースには、10の履修モデルを提示している。

コース、モデルの中には、それぞれに応じて、「経法相互乗り入れ」制度による経済学部専門教育科目、共通教育科目等を組み入れ、履修を推奨している。

また、大学院進学、公務員志望、資格取得など、目標達成に不可欠なエクステンションセンターの講座も推奨し、正課授業での基礎知識修得、課外講座での受験対策を組み合わせ、効果的な学習が可能となるように正課科目と課外講座を連携させている。

②4段階のグレード制による体系的な教育課程編成

それぞれのコース、モデルは、体系的学習が可能となるよう科目配置を行っている。科目群を入門科目－基本科目－コース・モデル主要科目に分類し、難易度に応じて4段階のグレードを設け、それに沿った順次的学習を促している。

③4年間にわたる演習制度

法学部法律学科においても、経済学部と同様に、少人数教育と演習制度を重視した教育課程を編成している。

1年次は「大学演習A・B」（共通教育科目）、2年次「演習ⅠA・B」（専門教育科目）、3年次「演習ⅡA・B」（同左）、4年次「演習ⅢA・B」（同左）を開講している。1～3年次の各演習は履修指定科目である（法学部の演習Ⅲは履修指定ではない）。

④法学部の教育目的に沿った教職課程編成

本学の建学の理念に則り、経済と法律の専門知識を幅広く活かせる教員養成を目指す。

3) 共通教育

①学習の順次性を重視した4段階の科目編成とグレード制の導入

基礎科目は、大学での学習を進めるために1年次に修得しておくべき知識や技能等を提供する科目である。一般教養科目は、基本的な教養知識を幅広く養うための概論的な科目である。総合科目は、教養をより深めるためのテーマ性を重視した科目である。

基礎科目、一般教養科目、総合科目のそれぞれに配置された科目群は、G1「初年次科目」、G2「基本科目」、G3「発展科目」、G4「応用科目」のレベルを設定し、履修上の指標となっている。

②時代の変化に対応した幅広い教養教育のための科目群編成

一般教養科目は人文、社会、自然、情報、学際、健康の6分野、総合科目は人文、社会、自然、情報、学際、健康、異文化理解の7分野からなり、諸科目をそれぞれに区分・配置している。

③演習形式の授業の重視

共通教育においても、演習形式の授業を配置している。1年次生を対象にして「大学演習A・B」「IT演習」が開講されており、2年次生以降を対象にした「総合演習a・b」は、各担当教員が設定した様々な専門分野のテーマの下で行われる。その他、「副専攻」に対応した「情報科学演習」「環境演習A・B」、公務員志望学生のための「トレーニング演習A・B」、語学力を更に磨くための「英語総合演習A・B」「英語コミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ」などを開設している。

④国際教育重視

本学は、外国語教育を4つのコースに分けて行っている。英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・ロシア語の中から1つを選ぶ一般外国語コース、英語圏留学コース、中国留学コース、韓国留学コースである。学生は、入学時にその中から1つを選択する（ただし、中国留学コース及び韓国留学コースは、2年次より学習が開始される）。また、海外留学を積極的に促すために「国際教育プログラム」を設定している。2007(平成19)年度に、「国際教育プログラム」に基づいた「国際教養副専攻（英語コミュニケーション・中国語コミュニケーション・韓国語コミュニケーション）」を開設した。

⑤情報教育の重視

本学は、情報に関する知識と技能の修得を促す情報教育を重視している。情報科学に関する基礎的科目をはじめ、最新の動向を含む科目群を配置している。2007(平成19)年度に、情報に関する科目を体系的に学び、高度な知識と技能を身につけるための「情報副専攻」を開設した。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

本学は、教育目的に則って、次のような教育方法を採用している。

1) 少人数教育の推進

本学は、少人数教育を重視し、演習においては「4年間一貫ゼミナール制」を導入している。学習効果を高めるために演習の少人数クラス化に努めている。1年次生対象の「大学演習A・B」の1クラス平均学生数は17.8人、2年次から4年次生を対象にした専門演習の1クラス平均学生数は、経済学部経済学科18.6人、法学部法律学科16.3人である。

講義科目においても、双方向性を重視して適正規模化に努めており、2010(平成22)年度春学期は、1講義の平均受講生数は、77.3人となっている。201人以上の講義科目は、2010(平成22)年度春学期の全講義科目222科目中の9科目であり、全体の4.1%である。

また、外国語科目やコンピュータ実践科目等においても、少人数化を図り、効果的授業の実現に努めている。2010(平成22)年度春学期の平均受講生数は、外国語科目において19.1人、コンピュータ教室を使用して実施するコンピュータ実践科目において38.4人、体育実技科目26.2人である。

2) 外国語・情報科目における習熟度別クラス編成

外国語・情報科目において、多様な学生に対応したきめ細かい学習指導が可能となるよう、習熟度別クラス編成を行っている。外国語科目のうち英語については、入学直後に実施する英語運用能力の「プレイスメントテスト」結果に基づき、1年次クラスを3段階の習熟度別に編成している。情報科目では、1年次春学期「コンピュータリテラシー」において、第1回目の授業時に実施する習熟度判定に基づき、3段階の習熟度別クラス編成を行っている。

3) 体験型・参加型授業の導入（フィールドワーク等）

本学は、地域の課題解決能力の育成、国際社会で活躍できる実践力のある人材の育成を目指して、国内外での就業体験のための科目、地域における経営課題に取り組む科目、NPO・NGO法人での実習に取り組む科目、海外を含むフィールドスタディ、学校でのボランティア活動に関する科目において、体験型・参加型による授業方法を導入している。

(2) 3-1の自己評価

各学部及び共通教育の教育目的は、建学の理念、本学の使命及び学生のニーズや社会的要請に応えるものとなっている。これらを「学則」に明記し、大学案内に掲載・公表している。

各学部等の教育課程は、教育目的の効果的な達成のために、コース制、体系的学習、演習を中心とする少人数教育の重視、国際教育、情報教育、資格取得支援の方針の下に適切に編成している。

教育方法においても、全授業を通じた少人数教育の推進、習熟度別クラス編成、体験型・参加型授業導入などの取組において一定の教育的成果をあげているが、体験型・参加型授業では参加学生数の増加が課題である。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

今後もコース制のあり方を不断に点検し、体系的学習、国際教育、情報教育、資格取得支援の一層の充実を図る。

2010(平成22)年度中に、各学部の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を整備する。その下で、共通教育科目と各学部の専門教育科目を更に統一的な教育課程として編成する。

体験型・参加型授業への学生の参加を促す方策を検討する。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。 《3-2の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

(1) 3-2の事実の説明(現状)

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

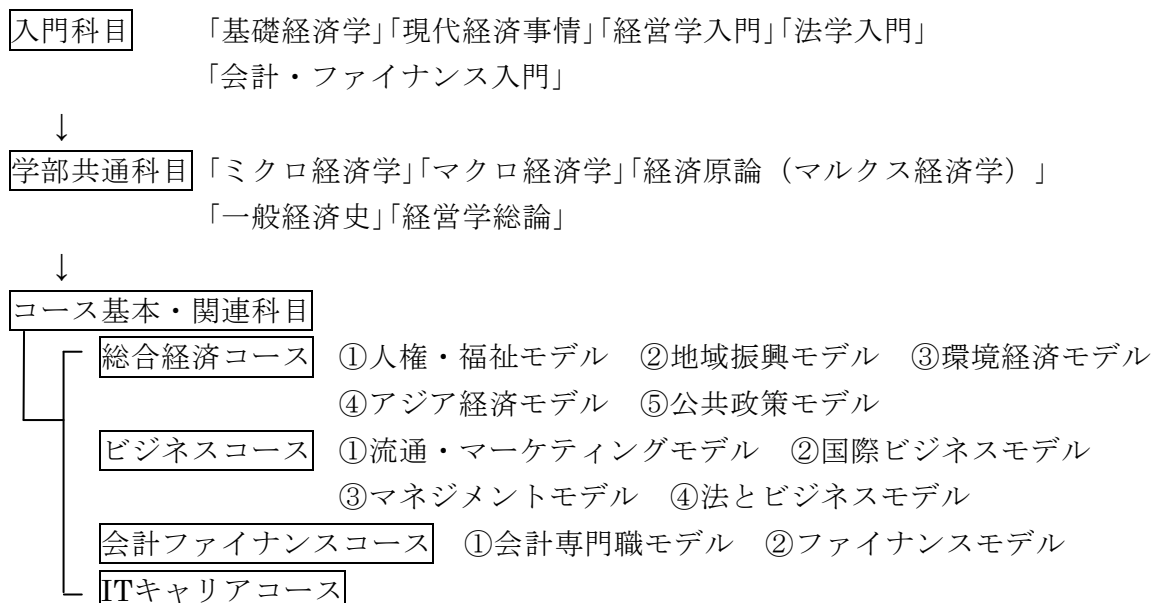
経済学部経済学科、法学部法律学科及び共通教育を担当する教養部は、教育課程の編成方針に則った教育の実現に向けて努力している。

1) 経済学部経済学科

経済学部経済学科の教育課程は、入門科目ー学部共通科目ーコース基本・関連科目という3つのステップによる授業科目区分に基づいて編成している。経済学部経済学科の教育課程の編成図は、【図3-2-1】のとおりである。

教職課程については、教職に関する科目及び教科に関する科目等を計画的に習得できるよう本学のカリキュラムを編成している。

【図3-2-1】

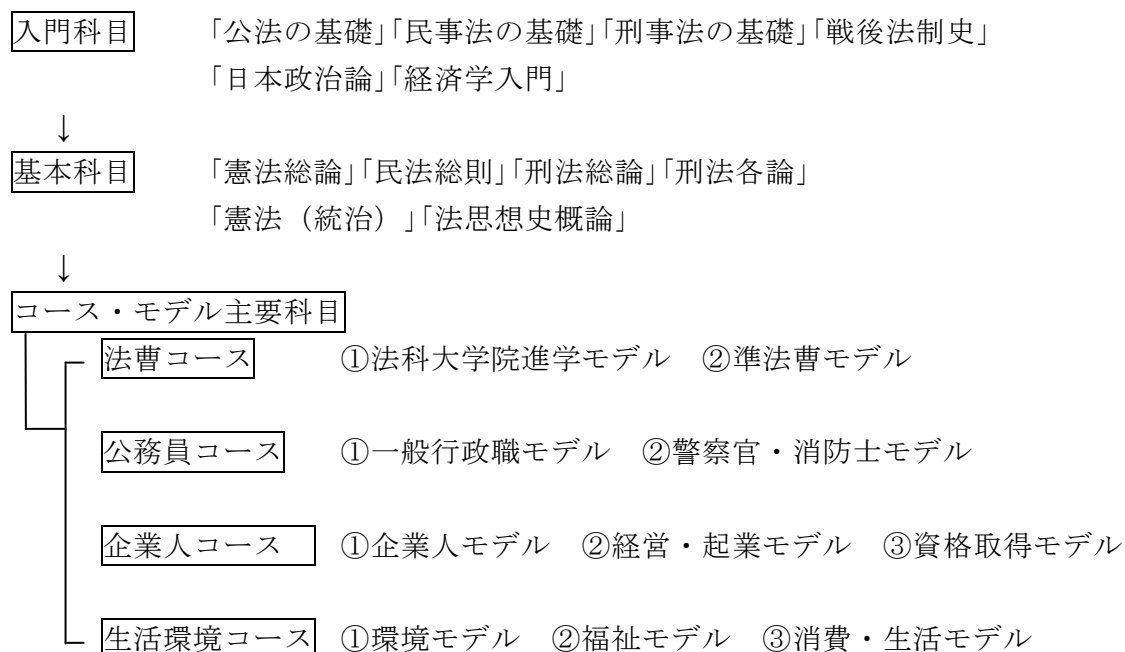


2) 法学部法律学科

法学部法律学科の教育課程は、入門科目－基本科目－コース・モデル主要科目に区分し、4つのグレードに基づいて編成している。法学部法律学科の教育課程の編成図は、【図3-2-2】のとおりである。

教職課程については、教職に関する科目及び教科に関する科目等を計画的に習得できるよう本学のカリキュラムを編成している。

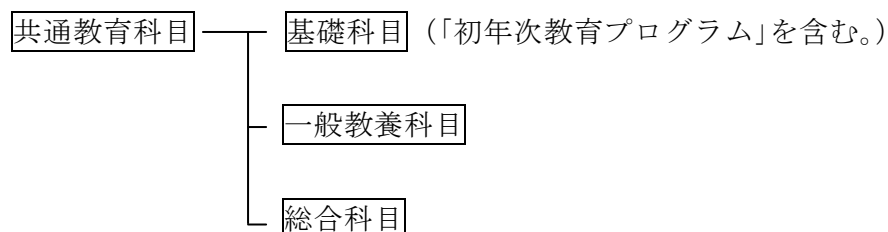
【図3-2-2】



3) 共通教育

共通教育は、主として基礎科目、一般教養科目及び総合科目から構成される共通教育科目により編成される。共通教育科目の枠組は、【図3-2-3】のとおりである。

【図3-2-3】



3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

1) 経済学部経済学科

経済学部経済学科は、2010(平成22)年度、講義科目は春学期48科目（夏季集中授業を含む）、秋学期48科目の合計96科目の講義科目を開講している。演習は、年間で合計68クラ

スを開講している。コースの学習内容が経済学・経営学等広範囲にわたるため、経済学・経営学を中心として、多くの授業科目を配置している。

授業科目は、入門科目、経済理論、経済史、経済政策、財政金融、国際経済、社会政策、経済学史、統計学、経営学、経営情報、管理論、会計学、商学、法学関連、演習・卒業論文、地域・海外、外国書講読、専門外国語等に区分している。経済学関連科目に加えて、経営学関連科目数の多いことが特徴である。

教員は、担当科目についてシラバスを作成し、大学Webサイトに掲載する。シラバスは、テーマ、グレード、科目の意義・位置づけ、授業のねらい・到達目標、授業の内容・レベル、授業の方法、成績評価の方法、テキスト及び参考書、学生への要望等、授業科目の全容を記載している。

①入門科目、学部共通科目

入門科目は、1年次生に配当される「基礎経済学」「現代経済事情」「経営学入門」「法学入門」「会計・ファイナンス入門」の5科目からなる。

「基礎経済学」は、1年次春学期履修・クラス指定である。2010(平成22)年度は、合計7クラスを開講し、平均36.4人の小規模講義形式である。全1年次生が統一したテキスト、運営、試験の下で履修する。これは、「現代経済事情」「経営学入門」「会計・ファイナンス入門」とともに、専門教育の基礎となる科目である。

「法学入門」は、「経法相互乗り入れ」制度により、経済学部生が2年次以降法学部開講科目を履修する上で、その基礎となる科目である。1年次秋学期の履修指定科目である。

学部共通科目は、1年次から配当している「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経済原論（マルクス経済学）」「一般経済史」「経営学総論」の5科目である。

これらは、コースにおける経済学や経営学の専門的学習の土台となる基礎理論的内容を提供する科目群である。この学部共通科目から、2科目8単位を選択必修することが卒業要件である。学部共通科目は、各自の学習の進捗状況にあわせて、入門科目と並行して、又は入門科目修得後に履修することができるように、1年次の春・秋両学期に開講している。

②各コースの内容

2年次春学期以降は、下記コースのいずれかを選択し、コース基本科目を中心に履修していく。各コースでは、コース基本科目に加えて、将来の職業・進路選択に関連づけられた「履修モデル」を提示する。また、エクステンションセンターが開設している「特修講座」「資格講座」の受講を指定又は推奨している。

「総合経済コース」

総合経済コースは、現代の世界と日本に生起する様々な問題群を経済学の視点から考察し、解決策を模索することを課題とする。経済のグローバル化、労働問題、社会保障、社会福祉、環境問題などに関心を持つ学生、地方公務員、警察官、消防官を目指す学生にも対応している。

総合経済コースの基本科目は、「経済政策」「財政学総論」「金融論」「産業組織論」「日本経済論」「農業経済学」「協働組合論」「貿易論」「労働経済論」「社会政策総論」「世界経済論」「発展途上国論」「アジア経済論」「日本経済史」「西洋経済史」「経済学史」の経済学関連科目と、法学関連科目の「経済と憲法」「経済と民法」及び法学部開講科目の「企業法通論」「労働者保護法」の

合計20科目である。このコース所属学生は、コース基本科目から12単位以上を選択必修する必要がある。

総合経済コースの履修モデルは、「人権・福祉モデル」「地域振興モデル」「環境経済モデル」「アジア経済モデル」「公共政策モデル」の5つである。

また、エクステンションセンターが開設する、「ファイナンシャル・プランニング(FP)技能士講座」「福祉住環境コーディネーター講座」等の受講を推奨している。

「ビジネスコース」

ビジネスコースは、企業における営業や企画などの実務分野で生ずる問題や経営のあり方に関する課題に取り組み、それを解決できるビジネス実務家を目指す学生を対象にして、組織と経営に関する理論、実務に必要な知識と技能、社会と企業に関する法的枠組、経営プロセスの体験等の内容を提供する。

ビジネスコースの基本科目は、「経営管理論」「経営組織論」「経営情報総論」「経営戦略論」「簿記論」「簿記実践Ⅰ」「企業財務論」「マーケティング論」「日本経済論」「外国書講読（英）」の経済・経営学関連科目と、法学関連科目の「経済と憲法」「経済と民法」及び法学部開講科目の「企業法通論」「民法総則」の合計14科目である。このコース所属学生は、コース基本科目から12単位以上を選択必修する必要がある。

ビジネスコースでは、「流通・マーケティングモデル」「国際ビジネスモデル」「マネジメントモデル」「法とビジネスモデル」の4つの履修モデルを提示している。

また、「特修講座（会計職講座）」「販売士講座」「ビジネス会計検定講座」「秘書検定講座」等のエクステンションセンター講座の受講を指定又は推奨している。

「会計ファイナンスコース」

会計ファイナンスコースは、企業における「カネ」について「会計」と「ファイナンス」の観点から考察して、企業活動を読み解く能力とともに、実務に携わる能力を培うことを目標とする。

コース基本科目は、「簿記論」「簿記実践Ⅰ」「簿記実践Ⅱ」「簿記実践Ⅲ」「原価計算論」「会計学」「財務諸表論」「管理会計論」「コンピュータ会計」「ファイナンシャル・プランニング」「証券論」「財政学総論」「金融論」「金融政策」「経済統計学入門」「証券論特講」と法学関連科目の「経済と民法」及び法学部開講科目の「企業法通論」の合計18科目である。コース基本科目から、12単位以上を選択必修する必要がある。

このコースは、「会計専門職モデル」と「ファイナンスモデル」を履修モデルとして提示している。

また、「特修講座（会計職講座）」「税理士講座」「ファイナンシャル・プランニング(FP)技能士講座」等のエクステンションセンター講座の受講を指定又は推奨している。

「ITキャリアコース」

ITキャリアコースは、経済学や経営学の知識に加え、情報分野の知識や技能を修得することで、実務においてITを活用する能力を育成することを目指す。専門分野とITの知識を融合し、問題解決の方法やシステムを提案することのできる人材育成が目標である。

コース基本科目は、「経営情報総論」「情報処理論」「情報処理特論」「情報管理論」「経営管理論」「経営組織論」「経営戦略論」「経済統計学入門」「経済統計学応用」「簿記論」「簿記実践Ⅰ」

「マーケティング論」「eビジネス論」「eビジネス実践」「コンピュータ会計」の科目群と、法学部開講科目の「情報と法」「知的財産権法」「企業法通論」の合計18科目である。それらの中から、12単位を選択必修する必要がある。

また、「ビジネス会計検定講座」「Word講座」「Excel講座」等のエクステンションセンター講座の受講を指定又は推奨している。

③卒業論文制度

経済学部経済学科は、2009(平成21)年度から、新たに「卒業論文制度」を導入した。「卒業論文」は、3年次に所属する演習において、その専攻分野からテーマを選定して12,000字以上の論文を作成・提出し、指導教員の評価を経て、4単位が認定されるものである。

2) 法学部法律学科

法学部法律学科は、2010(平成22)年度、春学期48科目（夏季集中授業を含む）、秋学期42科目の合計90科目の講義科目を開講している。演習は、年間で合計68クラス（「公務員論ⅠA・B」3クラス、「公務員論ⅡA・B」2クラス、「リーガルライティングⅠA・B」「リーガルライティングⅡA・B」各1クラスを含む。）を開講している。

授業科目は、入門科目、基礎法系、公法系、刑事法系、民事法系、企業法系、社会法系、国際法系、政治学系、外国法系、学際科目、演習等に区分されている。実定法を中心としつつ、政治学、学際関係の科目群を多く開講していることが特徴である。

教員は、担当科目についてシラバスを作成し、大学Webサイトに掲載する。シラバスは、テーマ、グレード、科目の意義・位置づけ、授業のねらい・到達目標、授業の内容・レベル、授業の方法、成績評価の方法、テキスト及び参考書、学生への要望等、授業科目の全容を記載している。

①入門・基本科目

1年次春学期に配当される入門科目「公法の基礎」「民事法の基礎」「刑事法の基礎」3科目は、履修・クラス指定科目として全1年次生が履修する。また、現代の法制度や日本の政治制度を知る上で基本となる「戦後法制史」「日本政治論」も1年次春学期に配当される入門科目である。

1年次秋学期に、入門科目の「経済学入門」、基本科目の「憲法総論」「民法総則」を履修指定としている。また、「刑法総論」「刑法各論」も基本科目として選択履修できる。

「経済学入門」は、「経法相互乗り入れ」制度により、法学部生が2年次以降経済学部開講科目を履修する上で、その基礎となる科目である。

2年次春学期に、コースの第一次選択（仮登録）を行うとともに、「憲法（統治）」「債権総論」（いずれも履修指定）を履修し、2年次秋学期におけるコースの最終選択に向けて法学の基礎的学習を行う。

2年次以降、選択したコースにおいて提示された履修モデルを参考にしながら、コース・モデル主要科目を履修する。

法学部法律学科は、公法系、刑事法系、民事法系の各専門教育科目群から各4単位以上選択必修し、所定の合計単位数を修得することを卒業要件としている。

②各コースの内容

2年次以降、所属するコースとモデルに則して履修する。法学部法律学科では、コースにおける専門科目の履修と並行して、関連する共通教育科目、経済学部開講科目、エクステンションセンターの各種講座の受講を指定又は推奨している。

「法曹コース」

法曹を目指して法科大学院への進学を目的とする学生と、司法書士や行政書士などの準法曹を目指す学生のためのコースである。

〈法科大学院進学モデル〉

法科大学院進学を目指して、法曹に必要な基本的な知識と教養を修得するとともに、適性試験や各法科大学院が実施する法律試験、小論文・面接試験の合格を目標とする学生のためのモデルである。

そこでは、「憲法（人権）」「債権各論」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」などの法律科目群の履修に加えて、「論理学」「倫理学」等の共通教育科目とともに、「公法特講」「民事法特講」「刑事法特講」「リーガルライティングⅠA・B」「リーガルライティングⅡA・B」等の専門科目群の履修を推奨する。

また、エクステンションセンターの「特修講座（法職基礎講座、法科大学院入試対策講座）」の受講を指定又は推奨している。

〈準法曹モデル〉

司法書士、行政書士などの準法曹や裁判所職員、執行吏、検察事務官などの法律専門職公務員を目指す学生のためのモデルである。

憲法、民法、刑法など法律主要科目の十分な履修を促すために、「憲法（人権）」「債権各論」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」などの実定法科目群を提示している。

また、エクステンションセンターの「特修講座（法職基礎講座、司法書士講座、行政書士講座）」の受講を推奨している。

「公務員コース」

一般行政職公務員と警察官・消防官を目指す学生のためのコースである。公益に従事する上で必要な知識と倫理観を育成するとともに、受験に必要な専門科目や教養を修得するための科目を配置している。

〈一般行政職モデル〉

一般行政職公務員として必要な公法、民事法、政治学、地方自治、経済学などを中心にした履修を促すモデルである。「行政法Ⅰ」「行政法Ⅱ」「地方自治の法と政策」「政治制度論」などの科目を提示している。現代的な諸問題（人権、ジェンダー、子ども、消費者）への理解を深めるために、「ジェンダーと法」「子どもと法」「消費者法」などの科目群の履修を指導している。

公務員志望の学生を対象とする「公務員論ⅠA・B」「公務員論ⅡA・B」を開講して履修を促すとともに、共通教育科目としての公務員試験対策科目「数的推理Ⅰ・Ⅱ」「判断推理Ⅰ・Ⅱ」「文章理解Ⅰ・Ⅱ」「資料解釈」などの履修を指導している。

また、エクステンションセンターの「特修講座（公務員基礎講座、同養成講座、国Ⅱ・地方上級講座等）」の受講を指定又は推奨している。

〈警察官・消防士モデル〉

警察官・消防官を目指す学生のために、公法、刑事法、地方自治、経済学などの修得を促すモデルである。「行政法Ⅰ」「行政法Ⅱ」「刑事学」「刑事訴訟法」「地方自治の法と政策」などの科目を提示している。現代的な諸問題（人権、ジェンダー、子ども、消費者）への理解を深めるために、「ジェンダーと法」「子どもと法」「消費者法」などの科目群の履修を指導している。

公務員志望の学生を対象にした「公務員論ⅠA・B」「公務員論ⅡA・B」の履修を促すとともに、共通教育科目としての公務員試験対策科目「数的推理Ⅰ・Ⅱ」「判断推理Ⅰ・Ⅱ」「文章理解Ⅰ・Ⅱ」「資料解釈」「トレーニング演習A・B」などの履修を指導している。

また、エクステンションセンターの「特修講座（公務員基礎講座、同養成講座、警察・消防講座等）」の受講を推奨している。

「企業人コース」

民間企業への就職、企業財務・ビジネス法務及び起業・経営者を目指す学生のためのコースである。企業の組織と運営について、不可欠な基本的素養の修得を目標としている。

〈企業人モデル〉

民間企業への就職を目指す学生のためのモデルである。現代社会における取引と企業をめぐる複雑な法現象を考察し、解決策を模索する能力を身に付けるための科目群を提供する。「債権各論」「企業法通論」「会社法」など民法、企業法とともに、「労働者保護法」や「消費者法」の諸科目を提示して、それらの履修を促している。

また、経済現象理解のために、経済学部開講科目の積極的な履修を推奨している。

〈経営・起業モデル〉

経営者や起業を目指す学生のためのモデルである。会社経営に必要な法的知識として、「物権法」「債権各論」など民事法、「企業法通論」「企業取引法」「手形法」など企業法の科目群を提示している。また「労働団体法」などの社会法や「独占禁止法」など経済関係を規律する法分野の履修を指導している。

経済学部開講科目のうち、経営学に関する科目群の履修を推奨している。

〈資格取得モデル〉

公認会計士、税理士、ビジネス法務などを目指す学生のためのモデルである。憲法、民法、刑法などの法律基本科目に加えて、それぞれの資格試験に対応した科目群の履修を促している。

また、エクステンションセンターの「特修講座（会計職基礎講座、公認会計士講座、税理士講座）」「ファイナンシャル・プランニング(FP)技能士講座」の受講を推奨している。

「生活環境コース」

消費、福祉、環境に関わって生ずる現代的諸問題を歴史、文化、自然についての知識を活用して考察し、それらの解決策を国家的、社会的視野で模索したいと考えている意欲的な学生のためのコースである。

〈環境モデル〉

人間の生存の基盤である環境をめぐって生ずる多様で複雑な問題について理解し、将来の展望を考える知識と理論の修得を目指そうとする学生のためのモデルである。

憲法や行政法に加えて、政策決定に関わる「政治制度論」「行政学」、さらには生きた法を

学ぶ「法社会学」の履修を推奨している。また、「NPO論」「法実務」など、NPOやNGO活動に関心のある学生を対象とする科目群も配置している。

〈福祉モデル〉

社会保障と福祉に関心を抱いている学生を対象としたモデルである。憲法などの主要法律科目に加えて、「社会福祉法」「社会保障法」「社会法特講」などの履修を促している。

〈消費・生活モデル〉

消費者問題に関心のある学生を対象としたモデルである。憲法、行政法をはじめ、民法、企業法、社会法等の法律専門科目群とともに、共通教育科目も広く履修するよう指導している。

3) 共通教育

共通教育は、2010(平成22)年度、講義科目として春学期93科目、秋学期95科目の合計188科目を開講している。演習は、年間で74クラス（1年間の通年運営を行う演習は1年で1クラスと計算。情報関連・外国語関連の演習を含む）、外国語科目は80クラス、体育実技科目は50クラスを開講している。共通教育科目は、外国語4単位を含む40単位以上の単位数を修得することを卒業の要件としている。

①基礎科目

基礎科目は、大学における学習の全般的な基礎となる科目として、「大学演習A・B」「コンピュータリテラシー」「IT演習」「キャリア開発Ⅰ・Ⅱ」「文章表現入門」「基礎体育A・B」、外国語科目が配置されている。「大学演習A・B」「コンピュータリテラシー」「IT演習」は履修・クラス指定科目、「基礎体育A・B」はクラス指定科目である。「文章表現入門」については、1クラス定員30人とし、2010(平成22)年度、春学期11クラス、秋学期8クラスを開講している。

②一般教養科目及び総合科目

一般教養科目及び総合科目は、人文、社会、自然、情報、学際、健康、異文化理解の7分野にわたる科目群からなり、専攻する各学部のコースや履修モデルとの関連や、関心のあるテーマを選択して履修することができるよう編成している。講義科目は、すべて2単位の学期完結型授業である。

「人文分野」

「哲学」「倫理学」「日本史」など12科目（一般教養科目）、「現代の思想的課題」「シルクロード文化交流史」「日本の近現代史」など16科目（総合科目）、合計28科目から構成される。

「社会分野」

「日本国憲法」「政治学」「経済学」など7科目（一般教養科目）、「災害地理学」「現代社会学」「マスコミ論」など8科目（総合科目）、合計15科目から構成される。

「自然分野」

「経済学のための数学」「化学と生活」「地球の歴史」など8科目（一般教養科目）、「地球と環境」「近代までの科学技術」「現代科学技術史」など4科目（総合科目）、合計12科目から構成される。

「情報分野」

一般教養科目10科目、総合科目5科目の合計15科目を開講している。その中には、MOS(Microsoft Office Specialist)試験や国家資格である「ITパスポート」取得に必要な知識や技能を修得するための科目群も含まれている。

「学際分野」

「平和学」「現代と人権」「環境論」など11科目（一般教養科目）、「食と文化」「河内学」「人権の諸問題」など15科目（総合科目）、合計26科目を講義科目として開講している。また、「総合演習a・b」「環境演習A・B」「キャリア演習A・B」及び教職課程における教職に関する科目である「総合演習C」を開講している。

公務員を志望する学生のために、「数的推理Ⅰ・Ⅱ」「判断推理Ⅰ・Ⅱ」「文章理解Ⅰ・Ⅱ」「資料解釈」（一般教養科目）、「トレーニング演習A・B」「フィットネス実習A・B」（総合科目）の9科目、キャリア開発のための科目として「キャリア開発Ⅰ～Ⅳ」を開講している。

「健康分野」

講義と実技に分かれる。講義科目は、「健康科学論」「現代社会と健康」（一般教養科目）の2科目、「身体運動科学」「スポーツ論」「身体管理論」「心とからだの病理学」（総合科目）の4科目、合計6科目である。実技科目は、1年次春学期「基礎体育A」、秋学期「基礎体育B」の2科目が全1年次生にクラス指定されている。「生涯スポーツA・B」は、2年次以降の自由選択科目である。

「異文化理解分野（総合科目）」

ドイツ語圏、フランス語圏、中国語圏、朝鮮・韓国語圏の地域文化に関する講義・演習及び外国語科目からなる。講義科目は、「地域文化論」「多文化共生論」「ヨーロッパから見た東アジア」「東アジア学入門」など、9科目である。演習科目は、「東アジア文化総合演習」「英語総合演習A・B」「英語コミュニケーション演習Ⅰ」「英語コミュニケーション演習Ⅱ」など12科目、外国語科目は「英語会話」「中国語会話A・B」「日本語会話（留学生用）」「日本語表現（留学生用）」など9科目である。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間行事予定は、学事日程（以下「学年暦」という。）として編成される。学年暦は、毎年度、教務委員会で原案が作成され、各教授会の審議を経て、大学協議会において承認・決定される。学年暦の編成にあたって、セメスター制の下で、春学期、秋学期ともに、定期試験期間を除き、15回の授業回数を確保している。

授業を行う期間は、学期ごとの授業開始前の各種ガイダンス、履修登録日程、定期試験期間等を含めて、年間35週以上にわたるように、学年暦を設定している。

編成された学年暦は、「学修の手引（履修要項）」とともに、大学Webサイトにも掲載し、学生への周知を図っている。

なお、学生の学習計画作成の便宜を図るために、「学修の手引（履修要項）」には、学年暦とともに、年間の就職ガイダンス日程、各種の資格試験実施日、法科大学院適性試験、公務員試験日程等も掲載している。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準（「学則」第8条）により単位数を計算している。

- ・ 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位。
- ・ 外国語は、30時間の授業をもって1単位。
- ・ 実験、実習及び体育の実技は、30時間の授業をもって1単位。

1) 成績評価基準

成績評価は、試験、レポート、授業への参加度などに基づいて行われる。講義科目は、主として筆記試験又はレポートによる成績評価を行う。演習、体育実技、コンピュータ実践科目、外国語については、試験のほかに、平常のレポート、演習での課題報告、授業への参加度などを総合して成績評価を行う。

2) GPA制度

2006(平成18)年度入学生から、GPA制度を導入している。GPAは、成績発表時に学生に通知されるほか、学習指導や奨学金支給の選考資料として活用される。GPA制度の導入と合わせて、科目を精選して集中した学習を行うことができるよう履修制度を整備した。

成績評価基準とGPAポイント（2006(平成18)年度以降入学生用）は、データ編「表3-2」に記載のとおりである。

3) 進級要件

本学では、各年次に進級する際の進級要件を定めていない。

4) 卒業要件

卒業に必要な単位数は「学修の手引（履修要項）」に掲載するとともに、学期ごとのガイダンスにおいて周知を図っている。

各学部の卒業に要する単位数は、【表3-2-1】のとおりである。

【表 3 - 2 - 1】

◆経済学部経済学科（2007(平成19)年度以降入学生用）

授業科目		卒業に要する単位数	
A欄	共通教育科目	○英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、ロシア語からいずれか1種類の外国語4単位を含む。 1) 一般外国語コース 英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、ロシア語からいずれか1種類4単位以上 2) 英語圏留学コース 英語4単位以上 3) 中国留学コース 中国語4単位以上	40単位
B欄	専門教育科目	○必修要件 ・ミクロ経済学、マクロ経済学、経済原論（マルクス経済学）、一般経済史、経営学総論の5科目から2科目8単位選択必修 ・コース基本科目から12単位以上選択必修 ○法学部開講の専門教育科目のうち、別に定める授業科目の単位を、30単位までB欄の専門教育科目の卒業に要する単位に算入できる。	70単位
C欄	その他共通教育科目 又は専門教育科目	○共通教育科目及び専門教育科目から14単位 ○技能資格等に関する単位は、C欄の共通教育科目又は専門教育科目の卒業に要する単位に算入できる。	14単位
計			124単位

◆法学部法律学科（2007(平成19)年度以降入学生用）

授業科目		卒業に要する単位数	
A欄	共通教育科目	○英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、ロシア語からいずれか1種類の外国語4単位を含む。 1) 一般外国語コース 英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、ロシア語からいずれか1種類4単位以上 2) 英語圏留学コース 英語4単位以上 3) 中国留学コース 中国語4単位以上	40単位
B欄	専門教育科目	○必修要件 ・科目区分の公法系・刑事法系・民事法系から各4単位以上修得しなければならない。 ○経済学部開講の専門教育科目のうち、別に定める授業科目の単位を、24単位までB欄の専門教育科目の卒業に要する単位に算入できる。	70単位
C欄	その他共通教育科目 又は専門教育科目	○共通教育科目及び専門教育科目から14単位 ただし、経済学部開講の専門教育科目のうち、6単位までをC欄の専門教育科目の卒業に要する単位に算入できる。 ○技能資格等に関する単位は、C欄の共通教育科目又は専門教育科目の卒業に要する単位に算入できる。	14単位
計			124単位

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

学期及び学年ごとの履修制限単位数は、各学部とも【表3-2-2】のとおりである。

【表3-2-2】

	春学期	秋学期
学期の制限単位数	26単位	26単位
学年の制限単位数	48単位	

※なお、2008(平成20)年度以前入学生は、学期制限単位数が30単位、学年制限単位数が52単位である。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

1) 「初年次教育プログラム」

共通教育科目と専門教育科目からいくつかの科目群をパッケージ化して、「初年次教育プログラム」を実施している。「初年次教育プログラム」の科目群は、次のとおりである。

【初年次教育プログラムの科目群】

共通教育科目	経済学部専門教育科目	法学部専門教育科目
「大学演習A・B」	「基礎経済学」	「公法の基礎」
「外国語科目」	「経営学入門」	「民事法の基礎」
「コンピュータリテラシー」	「現代経済事情」	「刑事法の基礎」
「IT演習」	「法学入門」	「経済学入門」
「キャリア開発 I・II」		
「文章表現入門」		

高等学校から大学へのスムーズな移行を意図して実施された「初年次教育プログラム」の中で中心的役割を果たすのが、「大学演習A・B」である。それは、履修・クラス指定とされ、原則として専任教員が担当する。2010(平成22)年度は、経済学部14クラス、法学部14クラスが開講され、1クラス平均の学生数は、17.8人である。クラス編成に際して、経済学部では会計職志望と公務員志望の学生、法学部では法曹志望と公務員志望の学生、また両学部ともに留学希望の学生からなる特別クラスを設けている。

大学における基礎的学習技法の修得、専門教育への動機づけ・入門的学習、友人や教員とのコミュニケーション能力の育成、キャリア意識の涵養などが授業の目標・内容である。各クラスには、チューターとして担任の役割を担う教員のほか、サブチューターとして協働して運営にあたる職員とともに、上級生を「学生メンター」として配置している。授業は、「学士前期教育運営会議（教養部長を座長とする教務委員会の下機関）」の作成した共通運営ガイドラインに沿って運営される。

2) 「副専攻」

2007(平成19)年度にスタートした「副専攻」は、2010(平成22)年度現在、「国際教養副専攻（英語コミュニケーション・中国語コミュニケーション・韓国語コミュニケーション）」「国際教養副専攻（東アジア文化）」「情報副専攻」「環境副専攻」の4つからなる。各専攻において指定された科目群から、24単位を修得した学生に対して「修了証」を発行する。

3) 「国際教育プログラム」

「国際教育プログラム」は、ステージ1・2・3に分かれる。ステージ1は、海外体験プログラムである「海外フィールドスタディ」(約10日間)、国際学生交流セミナー(約2週間)及び海外語学研修(約3～5週間)の3種類からなる。ステージ2は、オーストラリア・カナダ・韓国・中国のいずれかへの4ヵ月から5ヵ月間の短期留学制度である（LSP(Language Study

Program))。ステージ3は、2種類の留学プログラムと「海外インターンシップ」からなる。イギリス・ロンドン大学への約5ヵ月間の留学制度（ASP(Academic Study Program)）と本学姉妹校への約1年間の交換留学制度（ESP(Exchange Student Program)）である。また、「海外インターンシップ」はアメリカ、中国、韓国の企業や教育機関での約2週間の就労体験である。

4)「演習運営補助」制度

少人数教育を活性化させる一助として、「演習運営補助」制度を設けている。演習クラスが、裁判所見学、証券取引所見学などの学外活動、学内外での懇親会やスポーツ大会、ゲストスピーカーの招聘、複数クラス合同での演習合宿等を実施する際に、費用の一部（演習クラス学生1人当たり年間5,000円）を補助する制度である。

5)「メンター」制度

1年次生対象の演習と講義におけるスチューデント・アシスタントとして、「学生メンター」を配置している。彼らは、「大学演習A・B」の全28クラス中27クラスに32人配置(一部2人体制)され、担当教職員とともに授業運営に参加し、複数クラスによる合同授業や学外授業の企画や実施にあたる。また、講義科目においては、「シニアメンター」として準備・配付物の点検管理・採点補助等を行い、1年次生からの質問に応え、助言を行う。双方によって一定の教育的効果があることがアンケートにより判明している。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学は、通信教育を行っていない。

(2) 3-2の自己評価

各学部及び教養部の教育課程は、体系的かつ系統的に編成されている。豊富な授業科目と内容が提供されている各学部のコース・履修モデルの編成は、適切である。「初年次教育プログラム」において、1年次生の授業出席率、試験受験率、単位合格率が向上していることは評価できる。

学年暦、成績評価、単位認定制度は、適切に設定・運営されている。各学部及び教養部の開講科目は、「副専攻」科目群を含めてやや多くなっている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

各学部におけるコースの目的・内容が、社会の要請と学生のニーズにより即応したものになるよう改善・整備に努める。現在、建設計画中の八尾駅前キャンパス（9-1の改善・向上方策において詳述）において、少人数教育を通じたキャリア形成教育や高度専門職業人育成などを重視した教育を実現し、本学全体の教育課程を一層充実したものにしていく。

GPA制度が個別具体的な学習・履修指導に活用されるよう、運用方法も含めて改善するとともに、開講科目等の見直しを行い、これまで以上に体系的・系統的学習が可能となるような時間割編成を工夫する。

3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

《3-3の視点》

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

(1) 3-3の事実の説明（現状）

教育目的の達成状況は、教育課程及び教育研究活動の有効性を示す重要な指標である。各学部及び教養部における教育課程とエクステンションセンターによる課外教育を学生の志望進路に力点を置いて編成している本学にとって、学生の学習状況・資格取得・就職状況等を把握・分析し、教育における成果と課題を明らかにして、改善・向上方策を講じることは、責務である。

本学は、教育目的の達成状況を点検・評価して、改善・向上方策を策定する取組を、毎年の大学事業計画の編成作業の中で行っている。大学事業計画は、大学の使命と教育目的の実現に向けて策定されるものであり、その大半は活発な教育研究と社会貢献に充当される。次年度の大学事業計画は、前年度の計画遂行実績の評価に基づいて策定される。ここでは、具体的な事業計画を設定することに加えて、法科大学院等の大学院入学試験合格者数、種々の資格試験及び検定試験合格者数、一般行政職・警察官・消防官等の公務員採用者数、上場企業採用者数、就職率等について数値目標が設定されている。次年度の大学事業計画は、前年度に設定した数値目標がどの程度達成・実現されたかを手がかりとしながら、教育課程及び教育研究活動の全体と細部における成果と課題について点検・評価を行い、それらに関わる改善・向上方策が盛り込まれて、策定されることになる。

学生の基本情報は、学生情報検索システムによって集中管理されている。教務部及び教員が、単位修得状況、出欠状況、面談記録等を必要に応じて入力し、それぞれについて参照できるシステムになっている。また、学習支援センターは、学期初めに定期的に、低単位修得学生や多欠席学生に対して電話や葉書等の方法を用いて連絡をとり、職員が直接又は演習担当教員を介して面談し、解決策が模索されることになる。

本学は、毎年度末、法科大学院等大学院入学試験合格者や公務員試験合格者をはじめ、当該年度において資格取得や検定試験に合格した学生（その中には、公認会計士試験、税理士試験、司法書士試験、行政書士試験等の合格者、さらに2～4級法学検定試験合格者が含まれる。特記事項におけるエクステンションセンターの項に詳述）に対して、学長の祝辞で始まる合格祝賀会を催し、学生たちの努力に対して賛辞と激励を贈ることにしている。その場には、本学学生の父母と大学教職員からなる教育後援会の役員が出席し、合格学生に対して教育後援会からの表彰を行う。また、卒業式においても、大学院進学者や難関資格取得者に対する表彰を行うことが定例化している。

学生の就職状況については、適宜、就職課が教授会に一般的状況と集計結果を報告するとともに、個別学生の就職内定等の状況については演習担当教員に報告する。また、就職課は、就職先企業との個別面談や就職活動中の学生からの企業との面接等の報告を通じて、本学学生の学修到達状況等について整理・分析し、それらを教授会や演習担当教員に報告して、改善策等の検討を要請する。

また、大学教育開発支援センターによる「学生による授業評価アンケート」と学生課が担当する「学生生活実態・満足度調査」や「意見箱」等には、予復習時間や授業への出席状況に関する質問事項を設けており、それらの集計・分析を通じて、学生の一般的な学習状況を把握するとともに、学生の意見に対する大学の回答を公表している。

（２）３－３の自己評価

学生の学習状況・資格取得・就職状況等から推し量ることのできる教育目的の達成状況を点検・評価するために、教育課程及び教育研究活動に従事する教職員と各部門が行っている多様な努力は、評価できる。特に、管理部門と教学部門とが全体として協力して取り組む大学事業計画の策定作業は、本学の教育の成果と課題を点検し、教育課程と教育研究活動の充実に向けた改善策を講じていくのに、有効に機能している。

（３）３－３の改善・向上方策（将来計画）

教育課程と教育研究活動の不断の向上のために、教育目的の達成状況に対する点検・評価の努力を、その方法・基準の精緻化に向けた作業とともに、今後とも継続していく。

今後、学生の学習状況や志望進路等を個別具体的に的確に把握して、個別学生に則した丁寧な教育・指導を行っていくために、学習ポートフォリオの作成等の詳細できめ細かな作業等をさらに行っていく。

【基準３の自己評価】

建学の理念、大学の使命に基づき、各学部の教育目的等が設定され、これらに則して経済学部経済学科、法学部法律学科、共通教育の教育課程を編成している。

各学部においてはコース制を中心とする編成方針、また、共通教育においては幅広い共通教育科目群及び「副専攻」の設定等による編成方針が適切に定められている。多様な学生に対応した多彩なプログラムが提供されており、特色ある教育内容である。

教育方法においても、少人数教育、体験型・参加型授業方法の導入など、特色ある取組が見られる。教育課程の編成においても、コース制の下での体系的で順次性ある編成が行われている。体験型・参加型授業の一層の整備と参加者の増加が課題である。

学年暦などの年間行事、単位認定、成績評価、卒業に要する要件等も適切に設定されている。教育内容・方法等においても、「初年次教育プログラム」等に特徴的な内容があり、評価できる。

教育目的の達成状況の点検・評価については、大学全体の協力関係の下で策定・実施される大学事業計画をはじめ、各教授会・教務部・就職部・エクステンションセンター等、様々な部署において多様な作業を通じて積極的に行われており、評価できる。

【基準3の改善・向上方策（将来計画）】

学生のニーズや社会的需要等を勘案しつつ、時宜に即した「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を策定し、グレード制や「副専攻」を含めて多彩な教育プログラムを体系的に編成することによって、統一的な学士課程教育を編成する努力を継続する。

キャリア形成に力点を置いた本学の教育を更に精緻な形で飛躍させる努力をする中で、それも併せて行っていく。

教育目的の達成状況を点検・評価するこれまでの努力を継続するとともに、個別具体的な学生を対象にした教育目的の達成状況をきめ細かく点検・評価する努力を行なう。

基準 4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜者方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1の視点》

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

（1）4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学のアドミッションポリシー（入学者受入の方針）は、2009(平成 21)年 4 月に改正された。従来からの「目標・学習意欲」に加えて、「知識・理解力」と「思考力・判断力・表現力」を重視することが盛り込まれた。経済学部と法学部は、それぞれ 4 項目からなるアドミッションポリシーを定めている。第 1・第 2・第 4 の諸項目は両学部共通内容であるが、第 3 項目は各学部固有の方針を示している。

第 1 項目：高等学校等で学習する国語、外国語、地理、歴史、公民、数学、理科などについて、高等学校卒業相当の知識を有している。

第 2 項目：高等学校等での学習・活動を通じて、外国語、商業・簿記、情報処理などの資格を取得した、又は様々なスポーツ・文化活動やボランティア活動に取り組んだ経験を有している。

第 3 項目：本学の建学の理念・使命及び教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。

〈経済学部〉

- ・経済学及び経営学に関する幅広い専門知識とその実践的応用能力を活用して、グローバル化する現代社会の諸問題を理解し、その課題を解明しようとする意欲を持っている。
- ・会計専門職（公認会計士・税理士）など高度専門職業人として活躍したい、又は創造的なビジネス実務家や起業家を目指したいという意欲を持っている。
- ・国際化・情報化社会に主体的に対応し、関連する知識や技能を活用して、国際社会・地域社会のリーダーとして活躍しようとする意欲を持っている。

〈法学部〉

- ・法学に関する専門知識を修得し、法曹（裁判官・検察官・弁護士）、準法曹（司法書士・行政書士）、司法職員（裁判所事務官・検察事務官）、公務員を目指す意欲を持っている。
- ・正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民・企業人として活躍すべく、法学を学ぼうとする意欲を持っている。
- ・国際化・情報化社会に主体的に対応し、関連する知識や技能を活用して、国際社会・地域社会のリーダーとして活躍しようとする意欲を持っている。

第4項目：社会的事象に対して知的関心と多面的な分析力を持ち、自身の考えをまとめることができ、その考えを様々な方法で表現することができる。

上記のアドミッションポリシーは、大学案内、入試ガイド、大学 Web サイトに掲載され、入試説明会（高校教員対象）、高校訪問、進学相談会、校内説明会、オープンキャンパスなどにおいても、受験生、父母・保護者、高校教員に説明される。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

本学は、アドミッションポリシー及び大学入学者選抜実施要項に基づいて、入学試験制度及び選抜方針を定め、入学試験委員会が実施主体となって入学者選抜を行う。

入学試験委員会は、学長、副学長、学長補佐、各学部長及び教養部長、入試広報部長、教務部長、学生部長、各学部及び教養部より選出された専任教員各2人、事務局長、法人部長、財務部長、入試課長、その他委員長の指名する者によって構成され、「入学試験委員会規程」に基づいて、入学試験制度案の策定、試験問題の作成、入学試験の実施、合格発表及び入学手続など入学試験全般にわたる事項を担当する。

入学試験制度は、入学試験委員会において審議された後、大学協議会に報告され、理事会の承認を経て確定される。各入学試験の合否判定は、入学試験委員会での審議を経た後、合同教授会において審議され、学長が決定する。

本学の入学試験は、一般試験及び大学入試センター試験利用入試、推薦試験、その他の試験からなる。一般試験及びセンター試験利用入試においては、学力検査に加えて、本学独自の小論文や取得資格を評価する選考方法が取り入れられている。推薦試験は、高等学校長の推薦に基づき、基礎素養検査、調査書、取得資格、課外活動など、受験生の適性を評価するための多様な入学試験制度から構成される。その他の試験として、帰国生や社会人を対象とする入学試験や留学生試験を行っている。

入学試験の概要は、【表4-1-1】及び【表4-1-2】のとおりである。

【表4-1-1】一般試験・センター試験利用入試

試験名称	選考方法	試験日程	募集人員
一般 A 試験	2 教科(5 教科 6 科目から選択)	2 月 1 日 ～3 日	各学部 70 人
センタープラス A 試験	一般 A 試験とセンター試験高 得点 1 科目の合計点		
センター試験利用入試（前期）	高得点の 2 教科又は 3 教科	—	
一般 B 試験	2 教科(4 教科 5 科目から選択)	2 月 27 日 ～28 日	各学部 30 人
一般 B プラス資格試験	一般 B 試験と取得資格の点数 評価の合計点		
センタープラス B 試験	一般 B 試験とセンター試験高 得点 1 科目の合計点		
一般 R 試験	小論文	2 月 27 日	
センター試験利用入試（後期）	高得点の 2 教科	—	
一般 C 試験	2 教科	3 月 14 日	

【表 4－1－2】AO 入試・推薦試験

試験名称	選考方法	試験日程	募集人員
AO 入試	書類によるエントリー選考の上、面接により選考	9 月 19 日	各学部 15 人
スポーツ推薦試験	書類審査（競技成績、志望理由書）と面接		若干名
指定校推薦試験	書類審査（志望理由書）と面接	10 月 17 日	各学部 70 人
公募制推薦試験（前期）	基礎素養検査（国語・英語・数学の基礎素養から 2 つ選択）と書類審査（調査書）	11 月 13 日 ～14 日	
囲碁・将棋・吹奏楽推薦試験	書類審査（競技成績）と面接	11 月 13 日	若干名
公募制推薦試験（後期）	基礎素養検査（国語素養）と書類審査（調査書）	12 月 11 日	各学部 15 人

4－1－③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

本学の入学定員は、経済学部・法学部各 200 人であり、収容定員はそれぞれ 800 人である。2010(平成 22)年 5 月 1 日現在、在籍学生数（経済学部 1,376 人、法学部 1,315 人）は 2,691 人（うち女子 442 人）で、収容定員超過率は、経済学部 1.72 倍、法学部 1.64 倍、全体で 1.68 倍である。

本学は、2007(平成 19)年 12 月 3 日の理事会決議に基づき、2009(平成 21)年度から入学定員超過率を 1.3 倍未満とした。2009(平成 21)年度の入学者は、経済学部 253 人(1.27 倍)、法学部 257 人(1.29 倍)、合計 510 人(1.28 倍)、2010(平成 22)年度の入学者は、経済学部 255 人(1.28 倍)、法学部 244 人(1.22 倍)、合計 499 人(1.25 倍)である。

入学定員超過率の是正に伴い、2011(平成 23)年度には両学部とも収容定員超過率が 1.5 倍未満、2012(平成 24)年度には 1.3 倍未満になる予定である。在籍学生数の推移については、データ編「表 4-5」に記載のとおりである。

本学は、これまでも、専任教員、校地・校舎面積等の教育的諸条件を在籍学生数に見合うように、大学設置基準に準拠して整備してきた。また、「4 年間一貫ゼミナール制」を採用するなど少人数教育に力を注ぐとともに、教育内容の充実に向けて努力してきた。現在、花岡キャンパスにおける教育施設の整備充実に加えて、キャリア形成教育と高度専門職業人育成などのコンセプトの下、少人数教育を重視した八尾駅前キャンパス（9－1 の改善・向上方策において詳述）の建設計画を進めている。

2010(平成 22)年度春学期において、1 年次履修指定科目のクラス規模は、2 学部あわせて「大学演習 A・B」28 クラス平均 17.8 人、必修科目の外国語科目全 36 クラスの平均 19.1 人、情報関連科目の 1 年次春学期「コンピュータリテラシー」12 クラス平均 41.7 人、「基礎体育 A」13 クラス平均 31.8 人である。

2 年次以降の専門演習（2 学部ともに 2 年次から 4 年次とも履修指定）においても、経済

学部経済学科で「演習ⅠA・B」(2年次)16クラス平均14.8人、「演習ⅡA・B」(3年次)22クラス平均18.3人、「演習ⅢA・B」(4年次)18クラス平均22.3人、法学部法律学科で「演習ⅠA・B」(2年次)17クラス平均14.1人、「演習ⅡA・B」(3年次)20クラス平均16.8人、「演習ⅢA・B」(4年次)23クラス平均17.4人である。

また、講義は、2010(平成22)年度春学期において、全体で222科目を開講しているが、平均受講生数は、共通教育科目で57.5人、経済学部経済学科専門教育科目で97.7人、法学部法律学科専門教育科目で95.9人、全体の平均で77.4人である。201人を超える講義は9科目で、全体の4.1%である。

(2) 4-1の自己評価

本学のアドミッションポリシーは、学部ごとに明確に定められている。それに沿った入学者選抜が、入学試験委員会を中心にして、所定の手続に則って公正に実施されている。

推薦試験及び一般試験とも、一定の志願者数を得ることができ、競争的な環境の下で入学者選抜が実現されている。それは、アドミッションポリシーと本学の教育内容・特色が、入学志願者や父母・保護者、高等学校教員から一定の理解と支持を得られている結果であると評価できる。志願者の志望動機や入学後の修学状況などから、教育の特色やアドミッションポリシーに沿った入学者選抜を実現することができていると評価できる。

2009(平成21)年度以降、入学定員超過率が1.3倍未満となり、収容定員超過率についても是正が進んでいる。2012(平成24)年度には、いずれの定員超過率も理事会決議に基づき1.3倍未満とする計画である。これまで推進してきた教員数、校地・校舎等の教育的諸条件を整備充実する努力、また、少人数教育や適切な授業規模の実現等に向けた教育的努力は評価できる。

(3) 4-1改善・向上方策(将来計画)

アドミッションポリシーは、現在検討中であるディプロマポリシー(学位授与の方針)・カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)と一貫性のあるものに整備するとともに、入学志願者に理解されやすいものに改善する努力を引き続き行う。

入学者選抜については、志願者動向や入学後の修学状況などを分析した上で、選抜方法を点検し、それをアドミッションポリシーに沿った明確なものにする努力を今後も継続する。そのため、大学進学目的や学習意欲を適切に評価すること、高等学校までの学習歴を適切に評価すること、学力検査にあっては受験生に課す教科・科目数を点検するなど、入学試験区分ごとに、特色を明確にした入学者選抜を実施する。

今後とも入学定員を遵守し、2012(平成24)年度に収容定員に則した在籍学生数を実現する。また、八尾駅前キャンパスを含む本学全体の教育的諸条件・環境を一層整備し、キャリア形成教育や少人数教育等の教育内容及び教育方法を充実させて、定員増の実現を図る。

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2の視点》

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4-2の事実の説明(現状)

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学は、進路や職業選択に配慮したコース制を各学部を設置し、学習歴と志望において多様な学生に対応した学習支援体制を整備・運営している。

1) 初年次演習(「大学演習 A・B」)におけるクラス担任「チューター・サブチューター」制度と「メンター」制度

3-2-⑥に示したように、2007(平成 19)年度に発足した「初年次教育プログラム」の中心が、1 年次生を対象とする「大学演習 A・B」である。大学演習は、教員がチューター(担任)、職員がサブチューター(副担任)となり、教職協働による授業運営が行われる。また、上級生によるスチューデント・アシスタントが「メンター」として各クラスに配置されており、2010(平成 22)年度には、全 28 クラス中 27 クラスに 32 人が配置された(一部で 1 クラスにメンター 2 人体制)。

全クラス共通のガイドラインによって運営される大学演習は、教職員と学生相互間の友好的な人間関係の形成を重視し、新入生がそこを大学生活の拠り所の 1 つとして、本学と大学教育に慣れ、大学生としての自覚を持ち、知識・技能の修得と将来に向けたキャリア意識の涵養を図ることを主眼とする。このため、学習指導にとどまらず、学生生活全般に対するサポートも行われる。

「特修講座(会計職・法職・公務員の 3 講座)」受講生と留学コース所属生は、将来の志望に応じたクラスに配属される。

2) 編入学生への支援

編入学生は、編入学生のために設定された「演習 I」(経済学部経済学科 2 クラス、法学部法律学科 1 クラス)に配属され、特別の履修指導と学習支援を受ける。

3) エクステンションセンターにおける課外講座と技能資格等の単位認定

志望に即した発展的学習を支援するエクステンションセンターは、2010(平成 22)年度、会計職講座、法職講座、公務員講座及び大学院進学講座の 4 種類・23 講座からなる「特修講座」と 13 講座 22 コースの「資格講座」を設置・運営している。

資格取得を支援するため、特定の技能資格の取得等に対する単位認定制度を設けている。2009(平成 21)年度に単位認定を行った件数は、春学期 91 件、秋学期 182 件(いずれも延べ数)である。

4) 情報科学センターによる支援

情報科学センターは、本学と学生各個人を結ぶ専用サイト「NICE ポータル」、求人企業情報サイト「NICE JOB システム」などとともに、IT 関係資格取得のサポートや e ラーニング授業・教材の提供などを行い、情報関係全般の学習を支援している。また、Web 履修登録などに際しての操作上の相談や技術指導を行うヘルプデスク（学生スタッフ）が常時配置された「PC ラウンジ」を、コンピュータ自習室として開放している。

5) 父母懇談会

毎年本学と地方会場で開催される父母懇談会において、演習担当教員等が父母や保護者と個別面談を行い、出席及び単位取得状況、資格取得や課外活動の状況等に関する情報提供と意見交換を行っている。また、地方会場においては、同窓会組織である「校友会」の地方支部役員から、地元就職情報が提供されている。

6) 学習支援センターにおける学習支援等

学習支援センターは、多様化する学生の日常的な相談窓口としての機能を専門的に担う部署として、2005(平成 17)年 4 月に設置された。同センターは、学生生活全般に関する一次的相談窓口であるが、学習面での相談・支援を幅広く行っている。授業科目の履修方法、コースの学びと進路、大学院進学に関する相談、試験答案やレポートの書き方などとともに、友人関係、生活・体調管理などの多岐にわたる相談に対応している。2009(平成 21)年度の来室者数合計は約 8,000 人（延べ数）に上り、1 年間を通して多数の学生が学習支援センターを利用している。

また、春学期・秋学期各 1 回、授業の「多欠席」学生や「修得単位不足」学生を対象とした修学相談を実施している。そこでは、父母・保護者との面談を通して、原因の究明や解決策について意見交換が行われる。その結果は、各演習担当教員に報告され、教育的な対応が講じられている。さらに、教員や関係部署からの要請に応じて、修学上困難な問題を抱える学生の個別状況を把握し、問題解決に至るまで積極的な支援を行っている。2009(平成 21)年度における修学相談件数は、170 件である。

7) バリアフリールーム

バリアフリールームは、1996(平成 8)年度に設置された。2010(平成 22)年度は、聴覚障がい学生 1 人と身体に障がいを持つ学生 4 人が支援対象学生である。また、主に聴覚障がいへの支援を専門とするスタッフが 1 人常駐している。

聴覚障がい学生への支援は、該当学生が履修する授業担当教員への周知と配慮要請、授業におけるノートテイクのボランティア学生（2009(平成 21)年度ノートテイク登録学生：11 人）の育成指導と配置（1 科目あたりノートテイカー 2 人体制）である。身体に障がいを持つ学生への支援は、自動車通学の特別許可や受講教室の配慮、日常的な相談への対応等である。また、手話や介助等を学ぶ学生ボランティアサークルの指導も行っている。

同ルームは、大学協議会の特別委員会であるバリアフリー委員会と連携して活動する。

8) 国際部における学習支援及び留学生支援

国際部は、建学の理念である「人権の伸長と国際平和への貢献」を承けて、所属する学部を越えて国際的問題への関心と国際的視野の涵養を促すとともに、海外留学を希望する学生及び異文化に関心のある学生に対して、外国語習得及び異文化理解を深める「国際教育プログラム」をはじめとする多様な学習内容を提供している（2009(平成 21)年度は、海外 6 カ国へ 62 人の学生を派遣）。また、海外協定校からの交換留学生及び私費留学生に対して、日本語教育を含む学習支援並びに全般的な生活支援を日常的に行っている。1 週間平均延べ約 400 人の留学生が国際部を訪れ、異文化交流行事や語学ボランティア講座など、日本人学生との文化・言語についての相互教授や交流を行っている。

4－2－② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学は、通信教育を行っていない。

4－2－③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

1) 学生による授業評価アンケートの実施

本学では、FD 活動の一環として、「学生による授業評価アンケート」を 1998(平成 10)年度より導入して以降、毎年春学期末、秋学期末に 2 回実施している。現在では、演習を除くほぼすべての講義と外国語、コンピュータ科目を対象に実施している（リレー講義及び 10 人以下の講義科目を除く）。

「学生による授業評価アンケート」は、授業内容・方法等に関して 5 段階評価での回答を求める質問項目と自由記述欄からなり、授業や担当教員について学生が意見や感想を記述できるようになっている。

集計結果は、各授業担当教員に通知しており、授業改善に反映している。

2) 教員による相談体制（オフィスアワー）

「オフィスアワー制度」は、2000(平成 12)年度から始まり、全専任教員が担当し、学習支援センター又は教員研究室で行われている。2008(平成 20)年度は延べ 188 人、2009(平成 21)年度は延べ 255 人が利用した。

3) その他（学生生活実態・満足度調査、意見箱等）

4－3 で後述する、学生部が実施する「学生生活実態・満足度調査」や「意見箱」を通じて学習に関する学生の意見が寄せられる。これらの意見については、各教授会に内容を報告するとともに、各学部等からの回答を学内専用 Web サイトに掲載している。

（2）4－2 の自己評価

学生への学習支援については、初年次演習や編入学生演習を通じた入学年次の支援、発展的学習支援、資格取得支援、日常的学習相談、障がいを持つ学生や留学生への支援など、

父母・保護者と連携しながら、積極的な取組を行っている。

除籍退学率については、過去 3 年間減少傾向を示していたが、2009(平成 21)年度に法学部の除籍退学率が悪化したことは、経済情勢を反映しているとはいえ、看過できない。退学者数の推移及び卒業率の推移については、データ編「表 4-6」「表 4-7」に記載のとおりである。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

一層きめ細やかな学習支援を通じて、学習意欲の喚起に努めるとともに、学生の必要に応じてリメディアル教育等を行い、学力の向上を図る。

2009(平成 21)年度、特に法学部 1、2 年次生に悪化が見られた除籍退学率について、その原因と背景を究明しているところである。この間、重視してきた「初年次教育プログラム」をはじめ、1 年次から 2 年次への接続等について見直し作業を急ぎ、早急に具体策を講じていく。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-3 の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。**
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。**
- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。**
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。**
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。**

(1) 4-3 の事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

学生サービス、厚生補導等のための組織は、学生生活委員会・学生部（【表 4-3-1】）及び国際交流委員会・国際部（【表 4-3-2】）である。これらの学内各組織は、相互に連携して、学生サービスと厚生補導の任務にあたっている。

学生生活委員会は、学生部長を委員長とし、各学部長及び教養部長、各学部及び教養部から選出された各教員 2 人、事務局長、学生相談室長及び学生課長によって構成され、学生生活の充実・向上を図ることを目的に設置している。同委員会では、学生の厚生補導・課外活動・保健衛生・個人相談・賞罰など学生生活全般にわたる事項について学生課と連携しながら取り組んでいる。

学生部は、学生の福利厚生サービスや課外活動の支援業務とともに、医務室と学生相談室の運営に関わる業務を行っている。福利厚生面では、各種奨学金、学費・生活相談、下宿・アルバイト紹介、学生証交付、住所変更、学割・通学証明、遺失物・拾得物、食堂・売店管理、駐輪場、セミナーハウス管理等を担っており、課外活動面では、課外活動施設管理、学生団体支援、集会・行事・掲示、課外活動団体の届出・願出、褒賞・懲戒等を担当しており、学生生活を総合的に支援している。

国際交流委員会は、国際交流委員会規程第2条所定の構成委員からなり、外国の大学・研究機関等との交流を推進する目的で設置しており、海外提携姉妹校での語学研修の実施、学生相互派遣、国際共同学生プロジェクトの実施などの支援を行っている。

国際部は、様々な「国際教育プログラム」や国際交流事業を実施しており、中国・韓国をはじめベトナム、フィリピン、モンゴル等アジア各地からの留学生の受け入れや留学生宿舎の管理運営、国際交流セミナー開催のほか、国際部事務室内に「学生交流室」を併設し、交換留学や海外事情に関する資料を取り揃えて留学を支援する環境を備えている。さらに、「異文化交流行事」を定期的に開催し、京都・奈良など日本の歴史・文化に触れる見学旅行や体験学習を通じて学生間の交流を促進している。

【表4-3-1】

組織	任務
学生生活委員会	・ 学生の厚生及び補導に関する事項 ・ 学生の課外活動に関する事項 ・ 学生の保健衛生に関する事項 ・ 学生の個人相談に関する事項 ・ 学生の賞罰に関する事項
学生部	・ 学生の補導に関する事項 ・ 学生の厚生に関する事項 ・ 学生の保健衛生に関する事項 ・ 各種奨学金に関する事項 ・ 授業料の分納及び特別猶予に関する事項 ・ 学生の宿所及び通学に関する事項 ・ 学生証に関する事項 ・ 通学証明書及び学割証に関する事項 ・ 学生の郵便物、遺失物及び拾得物に関する事項 ・ 学友会、その他学生の課外活動に関する事項 ・ 学生の集会、出版物及び掲示に関する事項 ・ 学生の個人相談に関する事項 ・ 学生の賞罰に関する事項 ・ 補導厚生関係諸会議に関する事項 ・ 学生部関係文書の起案作成及び保管に関する事項 ・ 卒業生の交流事業に関する事項 ・ その他学生の補導厚生に関する事項

【表 4－3－2】

国際交流委員会	・外国の大学・研究機関等との交流推進に関する事項 ・留学生の受入れに関する事項 ・本学学生の外国留学に関する事項 ・本学の国際交流プログラムに関する事項 ・外国の大学・研究機関等との出版物、資料、文献等の交換に関する事項
国際部	・外国の大学、研究機関等との協定に関する事項 ・学生の留学に関する事項 ・外国人留学生に関する事項 ・国際交流関係の諸会議に関する事項 ・国際交流関係の文書の起案作成及び保管に関する事項 ・前各号のほか国際交流に関する事項

4－3－② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生に対する経済的な支援としては、学外の奨学金、学内の奨学金、外国人留学生に対する経済的支援、アルバイト先の紹介支援、学費の延納制度がある。

1) 学内の奨学金

本学独自の奨学金制度は、経済学部・法学部特別奨学生、法科大学院進学奨励奨学金、学業奨励奨学金（経済学部奨学金・法学部奨学金・資格取得奨学金・海外留学奨学金）、課外活動奨励奨学金、貸与奨学金、私費外国人留学生奨学金、教育後援会奨学金である。

募集・選考は、それぞれの奨学金規程に従って行われる。奨学金募集要項は、「学生生活の案内」や大学 Web サイトに掲載されている。

2009(平成 21 年度)の奨学金の種類、給付・貸与状況は、データ編「表 4-10」に記載のとおりである。

2) 学外の奨学金

学外の奨学金としては、日本学生支援機構奨学金、公益財団法人小野奨学会奨学金、日本政策金融公庫がある。

「日本学生支援機構奨学金」

毎年、春学期に定期募集される日本学生支援機構奨学生には、1・2 次募集を通じて希望者のほぼ全員が採用される状況となっている。また、近年、高校からの予約採用奨学生が増加している。2009(平成 21)年度の経済学部・法学部合計の第一種奨学生数は 251 人、第二種奨学生数は 1,205 人で、奨学生総数は 1,456 人である。2009(平成 21)年度の学生総数 3,121 人（5 月 1 日現在）における奨学生の割合は 46.7%である。なお、2009(平成 21)年度単年度の第一種・第二種奨学金の申請者数は 330 人（重複申請者含む）であり、採用者数は第一種奨学金 45 人、第二種奨学金 290 人（第一種重複採用者含む）となっている。

「公益財団法人小野奨学会奨学金」

小野奨学会奨学金は、大阪府下の大学の 1 年次に在籍中で、学業・人物ともに優れ、所定の基準を満たす学生を対象に給付される制度である。例年、春学期に募集が行われてお

り、給付は月額 30,000 円、給付期間は最短修業期間の 4 年間である。本学は 2008(平成 20)年度より、5 人の推薦枠を得ており、2010(平成 22)年度の奨学生数は全学年合計 16 人である。

3) 外国人留学生に対する経済的支援

①私費外国人留学生学習奨励費給付制度

日本学生支援機構が毎年度本学に通知してくる留学生数に応じた採用内示枠に基づき、学生部と国際部が共同で、学業成績、受給履歴等を勘案して希望する留学生の中から選考して、日本学生支援機構に推薦し、採用されている。2009(平成 21)年度は、留学生 95 人中の 35 人が受給(月額 48,000 円)している。

②文部科学省国費外国人留学生「学部留学生及び研究留学生」の推薦

2010(平成 22)年度国内採用による国費外国人留学生「学部留学生及び研究留学生」の推薦で 1 人の推薦枠があり、学生部と国際部が共同で学業成績に基づき選考を行い、推薦を行った。

③留学生宿舎の設置

私費外国人留学生のための専用宿舎「I.S.D.布施(女子 45 人)」「I.S.D.花園(男子 45 人)」を設置して、一定の使用料で貸与している。

4) アルバイト先の紹介支援

本学は、大学生向けのアルバイト求人情報照会システム「学生アルバイト情報ネットワーク」(ナジック・アイ・サポート株)に加入し、「大阪経済法科大学アルバイト紹介システム」を導入している(2009(平成 21)年 10 月から開始)。これにより、大学 Web サイトから「アルバイト紹介システム」にアクセスするなどして、アルバイト探しが容易になっている。本システムへの登録者数は、稼働後から 2009 年度末までの約半年で、159 人であるが、求人票件数は 1,173 件(2010(平成 21)年 3 月現在)である。なお、大学で取り決めている制限職種に基づいて審査されたアルバイト情報が掲載される。

5) 学費延納制度等

本学は、やむを得ない理由で期限までに学費納付が困難な学生に対して、「学費納付規程」に基づいて適用される学費延納制度と、保護者等からの送金の遅滞や不意な出費に際して利用できる無利子の短期貸付制度を設けている。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

本学は、課外活動を人格形成と人間的成長を促す学びの場と位置づけ、社会に役立つ人材育成に寄与する観点から、様々な支援を行っている。

本学に登録されている課外活動団体(体育会・文化会・友好会サークル)に所属する学生数は、2010(平成 22)年 5 月 1 日現在、1,010 人である。所属率は、39.5%である(留年生を除く)。

1) 学友会

学生の課外活動の中心となっているのが学友会である。学友会は学生の自治組織であり、学友会執行委員会、体育会、文化会、友好会サークルで構成されている。2010(平成 22)年度には、体育会 22 団体、文化会 14 団体、友好会サークル 19 団体が大学に登録され公認団体となっている。2010(平成 22)年度課外活動団体別の内訳は、【表 4－3－2】のとおりである（留年生を除く）。

【表 4－3－2】

所属	団体数	部員数	所属率
体育会	22	321 人	12.5%
文化会	14	218 人	8.5%
友好会サークル	19	471 人	18.4%
計	55	1,010 人	39.5%

本学は、専任教職員がこれらの課外活動団体の顧問・副顧問となり、指導・助言を行う体制をとっている。

クラブハウス（体育系クラブ：29 室）と文化会館（文化系クラブ：24 室）が、これら諸団体の活動拠点として利用されている。また、活動施設として、総合体育館、テニスコート、弓道場、第 1 グラウンド、アーチェリーレンジ、富田林総合グラウンド、阪南キャンパス課外施設（野球場・総合グラウンド）がある。これら諸施設は、「使用規程」に従って、一般学生も利用可能である。

大学が行う課外活動に対する支援は、課外活動施設の提供・管理のほか、「団体助成金制度」に基づいて、クラブの連盟費や試合出場・遠征費等の活動費助成を行っている。また、クラブ指導者の試合・合宿等の引率出張費、クラブ指導者保険加入費、学外指導者の招聘費等の各種援助を行っている。

2) 経法祭（学園祭）

経法祭（学園祭）は、学生行事最大のイベントとして、毎年 11 月上旬に開催される。学生自らが経法祭実行委員会を組織し、学生課と連携しながら、企画・運営を行う。そこでは、課外活動団体の日頃の活動成果の発表、ゼミクラス生有志による勉学成果の発表等が行われ、一般学生をはじめ本学教職員、地域住民、校友、保護者等の交流の場となっている。

3) リーダーズキャンプ研修

毎年、課外活動のリーダー育成を目的として、学友会執行委員会、体育会・文化会の役員を対象に、「リーダーズキャンプ」研修が 1 泊 2 日の日程で実施されている。そこでは、学友会活動、クラブ運営、経法祭（学園祭）、事故対策等を含めた学生行事全般について指導・意見交換・研修が行われる。

4－3－④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

医務室と学生相談室が学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を担当する。それぞれ専門スタッフが常駐し、学生課職員がそれらの運営を補助する。

1) 健康相談

本学は、校医（産業医）を置き、その下で学生の健康管理を行っている。医務室には、医師 2 人（内科・外科週 1 回、整形外科週 1 回）と保健師 1 人（全終日）が配置され、定期健康診断、一般的な健康相談、突発的な疾病傷病に対する応急処置等の保健指導、感染症予防の啓発や課外活動団体への熱中症対策講習会の開催など、学生・教職員の健康保持に関する全般的業務を行う。全学生を対象に実施している定期健康診断の 2010(平成 22)年度の受診状況は、2,049 人で受診率 75.6%となっている。

2) 学生相談室

学生相談室は、室長とカウンセラー 3 人（内 2 人は臨床心理士）で構成・運営される。入学時における UPI(University Personality Inventory)テストの実施、悩みや不安を抱えた学生に対する個別の支援とともに、各種相談窓口との連携、メンタルヘルスの専門医による精神保健相談、また月曜日から金曜日の毎日交代で学生の相談やカウンセリングによる心的支援に応じている。2009(平成 21)年度の相談者実数（電話対応除く）は 60 人で延べ数は 277 人であった。

学生相談室内には、フリースペースが設けられており、居場所を持ちにくい学生たちに出入り自由な安心した空間を提供している（2009(平成 21)年度延べ数 232 人）。また毎月 1 回ティーアワーを開催し、学年や学部を越えたコミュニケーションを通して自己洞察や他者理解の促進を図っているほか、女子学生ワークショップ交流会も年 2 回開催し、友達、仲間づくりの機会を提供している(2009(平成 21)年度延べ数 105 人)。

3) 生活相談

学生課は、平日は午前 9 時から午後 6 時頃まで、土曜日は午前 9 時から午後 1 時まで、生活相談に応じている。様々なトラブル（学生間、居住マンションでの隣人、アルバイト先、交通事故等）に対して、学生課が相談・対応窓口となる。事件性のある事案については、学生生活委員会が大学と連携して対処し、学生課職員が直接学外に赴き対応することもある。また、事件・事故、詐欺等の被害の予防、薬物乱用防止のために、種々の情報を網羅した「学生安全ハンドブック」を作成・配布して、注意喚起に努めている。さらに、本学は、学生生活上の万一の事故に備え、掛け金全額を大学が負担して「学生教育研究災害傷害保険」に加入している。2009(平成 21)年度は 10 件の適用実績がある。

4) ハラスメント防止のための措置

本学は、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を 2002(平成 14)年度に制定し、相談窓口・専門相談員の配置を行うとともに、公正な立場で迅速に問題解決にあたっている。また、学生や教職員に対して、セクシュアル・ハラスメントを含むキャンパスハラスメントに対する注意喚起のため、ハンドブック・冊子の配布や講習会実施

のほか、広報活動として学内掲示、大学 Web サイト等で周知を図っている。

また、大学協議会の特別委員会である人権委員会が、学生・教職員の人権侵害に関わる問題を取り扱う。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みとしては、「学生生活実態・満足度調査」「学生代表との定例会議」「意見箱」「大学 Web サイトの問い合わせフォーム」があり、それらを通じて多様化する学生ニーズの把握に努めている。

1) 学生生活実態・満足度調査

本学は、学生サービスに対する取り組みを検証して、その改善・向上に役立てるために、2006(平成 18)年度から、「学生生活実態・満足度調査」を実施している。調査内容は、入学動機、学部教育、窓口サービス、福利厚生（施設も含む）、学生生活（通学、経済状況、心身の健康状態）等である。調査結果は、学生生活委員会において分析とまとめが行われ、学長、各学部及び教養部教授会に報告書を提出するとともに、学生をはじめ学内構成員に大学 Web サイトで公表している。

2009(平成 21)年度は、718 人（在籍者の約 25%）から回答を得て、大学への要望事項のうち、スクールバスの増便、学生食堂のメニュー改善、学生窓口における対応の改善、図書館等の開館時間の延長などを実施して、その概要と対応措置を学内専用ポータルサイトに掲載した。これらは、学生の修学状況や生活実態、教学や種々の学生サービス等を、経年比較を含めて見直すための基礎資料としている。

2) 学生代表との定例会議

学生部は、学生代表（学友会執行委員会、体育会、文化会）と毎月定例会議を行う。そこで出される様々な要望は、学生生活委員会に報告されて改善策が検討され、対策が講じられている。また、2008(平成 20)年度から、学生生活委員会と学生課が体育会・文化会・友好会等のクラブ・友好会サークル代表者とのヒアリングを実施しており、クラブ・サークル活動の実態把握と所属学生の意見や要望を汲み上げ、課外活動支援計画に反映させる努力を行っている。

3) 意見箱

2009(平成 21)年 5 月に、1 号館 1 階に「意見箱」を設置して、学生からの意見や要望等を随時汲み上げる仕組みを導入した。寄せられた意見については、学生部が集約して内容ごとに振分け、課長会議及び関連部署に連絡され、対応策が講じられる。2009(平成 21)年度に投稿された 171 件に対する大学としての対応状況を学内専用ポータルサイト及び学内掲示により通知した。

4) 問い合わせフォーム

大学 Web サイト上に、大学全般についての問い合わせフォームを開設しており、そこに寄せられた学生の意見について、対応が行われている。

(2) 4-3の自己評価

学生サービス及び厚生補導等を担当する組織は、整備されており、全体として適切に機能している。

学生に対する経済的支援については、日本学生支援機構奨学金を希望する学生が、ほぼ全員採用され、本学独自の奨学金制度も適切に機能している。

学生の課外活動への支援は、経済的支援や人的支援、物的支援等々、様々な分野にわたっており、課外活動団体の活性化・成績向上に一定の効果をあげている。

学生に対する心身の健康相談及びハラスメントを含む生活相談の体制は概ね整備され、機能している。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みについては、概ね機能している。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

多様な学生の個性と積極性を支援するために、学生の個別対応を強化し、自主的な活動に対するサポート体制を整備していく。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4の視点》

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4の事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

学生就職指導部及び学生就職委員会が学生の就職・進学等卒業後の進路に関する相談・助言を行う組織である。

学生就職委員会は、学生就職指導部長を委員長とし、各学部長及び教養部長、事務局長、学生部長、各学部及び教養部選出の委員からなり、教学の視点からキャリア形成教育・キャリア支援、さらに就職支援行事等について審議し、運営を行う。

学生就職指導部は、学生の進路・就職支援が主たる業務であり、求人情報の提供、就職ガイダンス・セミナーの開催、インターンシップの実施、企業訪問・求人開拓、就職や進路に関する個別相談への対応など多岐にわたる支援策を行う。また、4年次生に対し「進路・就職登録票」の作成・提出を求め、全員の希望進路の把握に努めるとともに、教育後援会等を通じて父母・保護者との連携を図りながら、進路・就職の相談・助言を行う。

大学院進学希望者に対しては、専門演習の担当教員による個別指導のほか、法科大学院、専門職大学院、その他の大学院別にそれぞれ専門の教員が対策講座（特修講座）を担当し、1年次生から4年次生まで複数年にわたって指導を行っている。2009(平成21)年度は、延べ30人が合格している。

2009(平成21)年度、文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業」（学生支援推進プログ

ラム)に本学の「不況下における学生の個別ニーズに対応した就職支援体制の構築」が採択され、キャリアカウンセラーの増員・配置、さらに土曜・日曜・祝日に緊急に相談できる「就活ホットライン」の開設、就職ガイダンスのインターネット上での配信、就職筆記試験対策問題講座の開講、「就活特別講座」「合宿研修」などを実施することができた。

2009(平成 21)年度、学生就職指導部窓口に延べ 5,822 人が来室相談した。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

本学は、学生の卒業後の希望進路・就職を支援するため、「総合キャリア支援プログラム」を策定している。これは、正課における「キャリア形成教育プログラム」、就職ガイダンスや就職セミナー等による「就職支援プログラム」、そして「資格取得対策講座」の 3 つから編成される。また、入学時から卒業後の進路として「高度専門職」(裁判官・検事・弁護士、司法書士、税理士・公認会計士など)を目指す学生を対象とした特別プログラムとして、「特修講座」を設置している。

1) キャリア形成教育プログラム

1 年次生には緩やかな職業観の醸成や社会人としての基礎的素養の形成を目的として、各界で活躍する卒業生等を招いた「キャリア開発Ⅰ」や「キャリア開発Ⅱ」を授業科目として設定し、2 年次生及び 3 年次生向けには、自己理解を促しながら社会において働くことの意義を理解して、具体的に職業を考えるための科目として「キャリア開発Ⅲ・Ⅳ」を開講している。さらに 2010(平成 22)年度からは、自己理解と社会理解の促進、コミュニケーション能力の育成を主眼とした「キャリア演習 A・B」を 3 年次生対象に新設し、6 クラスを開講した。これらは、各学部及び教養部に設置されているキャリア形成のための科目(インターンシップ等)とともに、将来の進路や職業観について意識を喚起するものである。

2) 就職支援プログラム

就職支援プログラムは、学年を問わず、希望に応じて全学生が参加できるものである。キャリア開発の諸科目を受講し、将来の進路・就職についての基本的な事項を学んだ 1 年次生は、更に 2 年次生対象の就職支援行事(就職活動の流れ、履修コース別ガイダンス、職業適性診断テストの受験と結果分析、キャリアコンサルタントや企業人事担当者、本学の OB・OG による業界研究ガイダンス等の就職支援行事)にも参加することができる。

2 年次生まではこのプログラムで基礎的な職業観や就職力を養い、3 年次生には本格的に就職活動を始めるにあたって春学期から、業界・仕事研究、就職ナビの活用方法、本学専用の企業情報検索サイトの利用の仕方、自己分析・SPI 対策セミナー、履歴書・エントリーシートの書き方・面接やグループディスカッション対策など約 6 ヶ月にわたり延べ 40 数回のガイダンス及びセミナー等を実施している。また、女子学生対象のガイダンスも別途開催し、単に就職するためのテクニックではなく、「女性の仕事とライフサイクル」について理解を深めさせ、男女雇用機会均等法改正以降の企業における状況変化などもあわせて紹介している。

一方、大手上場企業や公務員を目指す学生については、「就職活動特別講座」「公務員試験

対策講座」等を設け、各担当教員、エクステンションセンター及び学生就職指導部が連携して学生の希望進路の実現を図っている。その結果、不況下の 2009(平成 21)年度においても進学者等を除き約 65%の学生が就職を果たしている。

その他、就職を希望する学生に対する直接的な支援策として、学内合同会社説明会（2009(平成 21)年度約 400 社の招聘）の開催、本学専用の求人・企業情報検索サイトによる合計 3,602 社の求人・企業情報の提供、年間 600 社にのぼる「訪問企業情報」の提供などを行なうとともに、それらの情報を基に個別相談を通じて学生の就職指導（個別求人票の提供、企業人事担当者への連絡、履歴書・エントリーシートの添削など）を行っている。

3) インターンシップの実施

本学のインターンシップは、2001(平成 13)年度から正課の科目として単位認定され、実際の就労体験を通して、職業理解・自己の適性、自らの将来設計を考える上で重要な役割を果たしている。参加学生数の推移は、【表 4-4-1】のとおりである。

毎年、本学独自の受入事業所（会計・法律事務所、地域企業、福祉施設等）を新たに開拓し、学生のニーズに応えるための拡充を進め、国内及び海外（アメリカ・中国・韓国等）で実施している。さらに近年増加している大手企業や官公庁の公募インターンシップに参加を呼びかけ、これらについても認定要件（実習日数、事前研修・講座の参加、事後研修、レポート報告等）を満たした場合、同様の単位認定を行っている。

【表 4-4-1】

年度	2006	2007	2008	2009
参加者	52 人	51 人	51 人	101 人

4) 資格取得対策講座の開設

エクステンションセンターは、キャリア形成・就職支援の観点から、「特修講座」とともに、簿記検定・英語講座・宅地建物取引主任者・販売士・秘書検定・情報系各資格など、就職に役立つ資格から難易度の高い専門的な資格も含め、学生ニーズに応じた資格取得講座を開設している。

各種資格・検定試験合格者の詳細データについては特記事項で示すが、主な合格者の概要については、【表 4-4-2】のとおりである。

【表 4-4-2】

試験名	合格者数（年度）
司法試験（旧司法試験）	1 人（2000）
法科大学院 ※延べ数	22 人（2009）、15 人（2008）、23 人（2007）
司法書士試験	1 人（2002）
社会保険労務士試験	1 人（2007）、1 人（2006）
公認会計士試験	1 人（2007）、1 人（2003）
税理士試験	3 人科目合格（2009）、1 人科目合格（2008）

（２）４－４の自己評価

学生の就職・進学に対する相談・助言体制である学生就職指導部及び学生就職委員会は、適切に組織され、学生の希望に応じたきめの細かな対応と指導を行っている。

キャリア形成教育のための支援体制については、正課における各種のキャリア形成教育科目の開講、正課外の就職支援事業を加えたプログラムの実施、学生自らのキャリア形成に向けた取組が行われ、適切に機能している。

しかしながら、「就職氷河期」の再来と言われる 2009(平成 21)年度は、本学の就職率も厳しいものになっており、今後とも、社会状況の変化や学生気質の変化、景気変動など様々な要因を踏まえて現状を見直すことが必要である。

（３）４－４の改善・向上方策（将来計画）

社会的・職業的自立に必要な知識・技能等を兼備し、生涯を通じて果敢にキャリア形成に挑み続ける学生を育てるためのキャリア形成教育及び支援プログラムを充実していく。

学生一人ひとりの「顔が見える」キャリア形成教育及び支援プログラムを策定し、「すべての学生の希望進路の実現」を図ることが求められており、不断の改革改善に取り組む必要がある。卒業生に対する就職紹介もキャリア形成教育及び支援プログラムの一環として構築していく。

【基準４の自己評価】

アドミッションポリシーは明確にされ、入学者選抜等において適切に運用されている。収容定員超過率を是正し、教育的諸条件の整備充実に向けた努力を継続していることは、評価できる。

学習支援のための体制は、全体として整備されており、成果を上げている。

学生サービスの体制は整備され、適切に運営されている。課外活動団体や経法祭（学園祭）等の大学行事への学生参加率も良好であり、適切に運営されている。

就職・進学支援等のために工夫を凝らした様々な取組を行っており、法科大学院への進学、公務員試験の合格、上場企業への就職等、一定の成果を上げている。

【基準４の改善・向上方策（将来計画）】

アドミッションポリシーの一層の明確化に努めるとともに、今後とも入学定員を遵守し、2012(平成 24)年度に収容定員に則した在籍学生数を実現する。また、教育環境、教育内容及び教育方法の一層の充実にも努め、定員増の実現を図る。

学生の勉学意欲を更に高め、学業継続率を改善するために、学生個々のニーズに応じたきめ細かい学習支援対策を講じる。

学友会活動、体育会・文化会活動、ボランティア活動等が人間的成長や人間関係の形成、社会人基礎力の養成にとって有意義であることについて積極的に広報する。

社会的・職業的自立に必要な知識・技能・態度を習得し、生涯を通じて果敢にキャリア形成に挑み続ける学生を育成するためのキャリア形成教育及び支援プログラムを充実していく。

基準 5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1の視点》

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

（1）事実の説明（現状）

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学の教員組織は、2010(平成 22)年 5 月 1 日現在、専任教員は経済学部 20 人、法学部 18 人、教養部 34 人、その他 2 人の計 74 人（学長、アジア太平洋研究センター所属教員を含む）であり、大学設置基準上の必要専任教員数を満たしている。経済学部 4 コース、法学部 4 コースとともに、4 つの「副専攻」を含む共通教育を担当する上で、必要な教員が確保されている。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

本学の教員構成の内、専任教員数 74 人に対して、非専任教員数は 87 人であり、開講科目のそれぞれの比率は、専任 74.5%、非専任 25.5%となっている。専任教員の担当コマ数は総計 442.2 コマ、1 人当たり平均コマ数は 6.0 コマとなっている。一方、非専任講師の担当コマ数は総計 151.3 コマ、1 人当たり平均コマ数は 1.7 コマとなっている。

専任教員の担当比率は、経済学部専門教育科目 76.8%、法学部専門教育科目 73.5%、共通教育科目 73.8%となっている（2010(平成 22)年度）。

非専任教員は、各学部及び教養部の教育目的を達成するため、学部のコース及び「副専攻」を充実させ、多様な学生の学習意欲に応えるために、必要な人員を配置している。

専任教員の年齢構成は、データ編「表 5-2」に記載のとおりである。

専門分野のバランスは、募集、採用時に十分な検討が行われており、専門分野に応じた適切な配置を行っている。また専門分野において、主要科目は専任教員が担当している。

経済学部は、経済学分野 12 人、経営学分野 8 人、法学部は、法律学系 15 人、政治学系 3 人で構成されている。教養部は、人文社会科学分野 8 人、自然科学分野 9 人、健康分野 4 人、語学 13 人で構成されている。

（2）5-1の自己評価

教育課程を適切に運営するために必要な教員数は、大学設置基準上の基準を満たしており、かつ適切に配置されている。全開講科目の専任教員担当比率は、74.5%となっており、教員構成は、専任・非専任、専門分野において、バランスがとれている。

年齢構成は、61 歳以上が 39.2%、51 歳以上が 23.0%であり、50 歳未満が 12.2%、40 歳未満が 25.7%、平均年齢は 52.8 歳である。これまでは、61 歳以上にやや偏りが見られた

が、近年における若手教員の採用によって、平均年齢は下がっている。

（３）５－１の改善・向上方策（将来計画）

将来の採用計画においては、社会の要請や学生のニーズに対応して、教育課程を適切に運営するとともに、教育水準を向上させることができる人材の採用に努める。また将来の発展を見据え、専門分野のバランスを十分に踏まえて、年齢構成、職位別の整合を図りつつ、新規採用人事を行う予定である。

2011(平成 23)年 4 月 1 日付で、経済学部 3 人、法学部 4 人、教養部 2 人、合計 9 人の専任教員を採用することが決定している。

５－２．教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《５－２の視点》

５－２－① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

５－２－② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

（１）事実の説明（現状）

５－２－① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学の建学の理念及び大学の使命、教育目的に寄与しうる教員を任用することが教員人事の基本方針である。

教員の採用及び昇任の基準は、「教員選考基準規程」に定めている。毎年度 4 月、学長、副学長、学長補佐、各学部長及び教養部長、教務部長、事務局長が次年度の採用及び昇任について協議し、調整している。

個別の教員の採用及び昇任は、「大学職制及び人事規則」に則って行われている。

５－２－② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用及び昇任は、「教員選考基準規程」に基づいて、「経済学部専任教員人事手続規程」「法学部専任教員人事手続規程」「教養部教員人事に関する規程」により運用されている。

教員の採用は、大学 Web サイト及び「JREC-IN」（研究者人材データベース）を用いて、原則として公募により行っている。各学部及び教養部は、人事教授会を開催し、審査委員を選出する。審査委員は、応募書類を基に資格審査を行い、審査結果を教授会に報告する。各教授会は、対象者の教育研究活動業績を審議し、各学部長又は教養部長が候補者を学長に推薦する。学長は、教育者としての資質を判断するため、副学長、学長補佐、各学部長又は教養部長、教務部長、審査委員（主査）他の同席の下、面接を実施する。学長は、面接結果を踏まえ、意見を付して理事長に上申し、理事長が選考する。

一方、昇任は、各学部及び教養部において人事教授会を開催し、審査委員を選出する。審査委員は、対象者の教育研究活動業績を審査し、その後、教授会への報告、審議を経て、各学部長又は教養部長名で推薦され、学長が意見を付して、理事長が選考する。

(2) 5-2の自己評価

教員の採用及び昇任は、諸規程に明確に定められており、適切に運用されている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

教員採用においては、建学の理念に基づき実学を重視した教育実践を行うため、法曹、産業界他、幅広い人材確保を進め、活力ある教員陣容を整備する。また、面接時に模擬授業を課す等、教育力の高い優秀な教員の採用に努める。昇任においては、研究業績とともに、教育歴及び教育実績を評価するためのシステムの確立を目指す。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5-3の視点》

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に分配されているか。**
- 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)等が適切に活用されているか。**
- 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に分配されているか。**

(1) 事実の説明

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に分配されているか。**

専任教員は、「大学職制及び人事規則」において、週4日以上勤務することが規定されている。専任教員の授業時間数の基準は、「教員担当時間数等に関する規程」により定められており、1週10時間(5コマ)となっている。実際の担当コマ数は、部館所長に対し、職務の負担を考慮して、1コマ減じており、教員によっては、2コマから8.5コマと担当数に差が見られる。

2010(平成22)年度、全体平均担当数は6.0コマである。

- 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)等が適切に活用されているか。**

本学は、2005(平成17)年度春学期から「メンター」制度（「スチューデントアシスタント」制度）を開始し、2007(平成19)年度からは「シニアメンター」制度を導入している。これらの制度は、大学演習を軸とした初年次教育において活用され、担任及び副担任と協力して教育効果を高める役割を担っている。

- 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に分配されているか。**

教育研究目的を達成するため、個人研究費及び研究補助金を配分している。また、書籍

刊行に際して、出版助成を行っている。

個人研究費には、個人研究図書費、個人研究消耗品費の外、学会出張費が含まれ、その総額は年間 50 万 8,000 円である。研究補助金は、各教員から申請のあった共同研究又は個人研究のテーマを過去の研究業績、学外補助金及び科研費補助金の申請状況等をポイント化した審査基準に基づいて、研究奨励委員会が選考して配分される。過去 3 年間の研究補助金は、【表 5－3－1】のとおりである。

また、教科書刊行による教育支援及び学術研究の発展のため出版助成を行い、教員の教育研究活動を支援している。出版助成による図書の刊行は、【表 5－3－2】のとおりである。

【表 5－3－1】研究補助金採択一覧（過去 3 ヶ年）

年度	所属	テーマ
2007	経済学部	労働組合、幼稚産業の育成と外国直接投資
	教養部	多変量カテゴリカルデータにおける部分構造を考慮した数量化に関する研究
		15～19 世紀の東アジアにおける国際商業と地域社会
		高次元ブラックホール解の研究
		人権と人間性と共同体に関する研究
2008	経済学部	韓国におけるマックス・ヴェーバー研究の現状
	教養部	高次元ブラックホール解の研究
		日本語と韓国語のアスペクト(aspect)構文の比較研究
2009	経済学部	中小企業に関する日中間比較
		東アジアにおける韓国電子産業の工程分業ネットワークの形成過程と構造について
	法学部	放射線廃棄物の管理
	教養部	日本語と韓国語、モンゴル語の証拠性(evidentiality)標示の比較研究

【表 5－3－2】出版助成による図書の刊行一覧（過去 3 ヶ年）

書名	初版刊行年月	部数
（専門書）		
21 世紀の東アジア－平和・安定・共生－	2010 年 3 月	1,000
（教科書）		
債権総論〈改訂版〉	2007 年 4 月	1,500
債権各論〈改訂版〉	2007 年 10 月	1,300
急成長現代企業の経営学	2007 年 11 月	1,300
『女の一生』を読み解く	2008 年 10 月	500
経済史へのアプローチ〈増補改訂版〉	2009 年 3 月	1,100
情報科学入門〈第 3 版〉	2009 年 3 月	550
不動産問題と法	2009 年 4 月	1,200
刑事弁護士が語る裁判員裁判	2009 年 8 月	2,200
（講義ノート）		
講義ノートミクロ経済学	2007 年 4 月	1,000
講義ノートマクロ経済学	2008 年 4 月	1,800
講義ノート法学〈改訂版〉	2008 年 4 月	1,300

（２）５－３の自己評価

専任教員 1 人当たりの平均担当コマ数は、2010(平成 22)年度、6.0 コマである。担当時間数にやや個人差が見られるが、概ね適切である。すべての専任教員が週 4 日以上出校し、学力・意欲・志望において多様な学生に対応する教育的取組を行っている。

メンターを配置した 1 年次生の大学演習クラスは、履修科目の合格率が平均を上回っており、一定の教育的効果を認めることができる。

教員の研究費は、適切に配分されており、研究の活性化に寄与している。

（３）５－３の改善・向上方策（将来計画）

各教員の教育活動の取組内容を考慮し、教育成果を高めることができるよう、教員担当時間数を適切に調整する。

学生メンター及びシニアメンターの拡充を検討し、教員と協力して教育効果を高める方法を検討する。

教育研究活動の成果を正確に集約し、それらに対する評価体制を整備する。

外部資金と学内資金の有効利用により、学術的価値の高い単行本発刊等に努める。

５－４．教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

《５－４の視点》

５－４－① 教育研究活動の向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。

５－４－② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

（１）事実の説明（現状）

５－４－① 教育研究活動の向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。

大学教育開発支援センターの開設（2007(平成 19)年 4 月）により、それまで各学部及び教養部ごとに行われてきた FD の取組は、大学全体として系統的かつ組織的に行われている。大学教育開発支援センターは、センター所長、事務長、専門委員（各学部及び教養部、事務局）で構成され、センター所長を委員長とする運営委員会によって運営されている。

同センターは、①教育の可視化（授業実態の把握と支援）、②教育の情報化（ICT スキルの研修と利用度の向上）、③質的向上への支援の 3 点を主要課題として設定し、情報収集、データ分析、講演会開催、教員 FD 支援の諸活動を行っている。これまでの FD の取組は、【表 5－４－１】のとおりである。

大学教育開発支援センターは、FD に活用するため「学生授業評価アンケート」を実施している。「学生授業評価アンケート」は、集計結果を教員にフィードバックし、各教員はそれに対してコメントを付して大学 Web サイトに掲載している。さらに、「学生授業評価アンケート」結果は、教員による「授業改善報告書」と照応させて分析を加え、「大学教育開発支援センターニュース」に掲載し、公表している。同アンケートの実施状況は【表 5－４－２】、「大学教育開発支援センターニュース」【表 5－４－３】のとおりである。

本学は、1998(平成 10)年度の Semester 制の導入を機に、1999(平成 11)年度春学期から、全授業科目を対象として、「学生による授業評価アンケート」を実施してきた。2001(平成 13)年度以降には、その集計結果を冊子にまとめ、その内容を公開してきた。また、2002(平成 14)年度以降は、教員 FD セミナーをスタートさせるとともに、一部授業公開と同僚教員の参観を実施してきた。

また、FD 研修会や IT 講習会を適宜実施している。

【表 5－4－1】2008・2009 年度 FD 研修一覧

開催日	研修名称	テーマ
2008 年 12 月 17 日	教職員 FD 講演会	教育目標から考える学士課程教育の構造
2009 年 1 月 13 日	FD 実践セミナー	e ラーニング実践セミナー I・Navi/IT'class 活用実践報告
2009 年 1 月 20 日	FD 実践セミナー	PowerPoint 実践セミナー 作成方法から活用手順まで
2009 年 5 月 27 日	ICT 基礎講習会	desknet's、Nice Portal 等の操作方法①
2009 年 5 月 29 日	ICT 基礎講習会	desknet's、Nice Portal 等の操作方法②
2009 年 7 月 2 日	FD 実践セミナー	IT'class 活用セミナー
2009 年 7 月 15 日	FD 実践セミナー	desknet's 活用セミナー
2009 年 7 月 29 日	教職員 FD 講演会	大学教育改善と授業デザイン力
2009 年 8 月 5 日	FD 実践セミナー	情報教育におけるファシリテーションスキル活用セミナー
2009 年 10 月 27 日	FD 実践セミナー	ICT を活用した、一方向授業から双方向授業への改善の試み
2010 年 3 月 3 日	教職員 FD 講演会	大学の教育力強化のための戦略を考える
2010 年 3 月 12 日 ～3 月 13 日	新任教員 FD オリ エンテーション	本学の現状と将来について 本学の教育目標と教育システム ワークショップ「よい授業とは何かを考える」

【表 5－4－2】2009(平成 21)年度秋学期提出状況

学生による授業評価アンケート実施状況		授業改善報告書提出状況	
科目数	235	科目数	235
実施科目数	235	報告書提出数	176
実施率	100.0%	提出率	74.9%

【表 5－4－3】 大学教育開発支援センターニュース一覧

号	発行日	掲載内容
1	2007 年 12 月 7 日	・「大学教育開発支援センター」の設立に当たって ・2007 年度春学期「学生による授業評価アンケート」集計結果報告 ・「自己点検評価報告書」集計結果報告（中間報告） ・授業自己点検報告書－IT・マルチメディア機器の活用について ・「大学演習」担当者会議他
2	2008 年 3 月 1 日	・大学教育開発支援センター2008 年度事業計画及実施計画 ・2006－2007 年度教養部授業公開について ・「公開授業」参観記 ・座談会－学生からみた大学授業他
3	2008 年 8 月 1 日	・授業評価アンケートを教育の質的改善につなげるために ・勉強意欲の湧く試験制度＝成績評価を目指して（参照物持ち込み問題を通して） ・メンター・新入生からみた大学演習 ・2008 年度春学期 授業公開及び検討会を終えて ・センター訪問記（東京大学福武ホール見学）
4	2009 年 1 月 30 日	・〔特集 初年次教育〕・今なぜ初年次教育か・本学初年次教育プログラムの 2008 年度春学期の状況と課題・事例報告（大学演習 L10 クラスの取組）（大学演習 L18 クラスの取組） ・〔取組事例報告〕教養部の「グループウェアを利用した授業改善 Q&A の結果」から ・〔研修〕2008 年度「教職員 FD 研修会」を終えて ・〔書評〕Ken Bain 著「ベストプロフェッサーー－What the best college teachers do ー」を読む

5－4－② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

大学教育開発支援センターは、学期末に行われる「学生による授業評価アンケート」の評価結果を集約するとともに、各教員が提出する授業改善報告書と学生の自由記述欄の記入内容とを総合して、それらを大学教育開発支援センター運営委員会に諮り、教員の教育研究活動を評価する。また、教員相互の授業改善を目的に、授業公開が行われており、「研究授業」後の「授業検討会」において、教員間の意見交換が行われている。

教員の教育研究活動については、毎年度末、著書、論文、学会報告をはじめ、行政・地域団体等での活動、学生教育上の貢献、大学行政上の貢献等を報告するよう求めている。その中から、顕著な業績を挙げた教員に対して、各学部長又は教養部長と学長の推薦に基づき、理事長が表彰する制度が設けられている。

（２）５－４の自己評価

教員の教育研究活動を活性化するための FD の全学的取組は、大学教育開発支援センターによって担われ、FD セミナー、講演会、授業公開、IT 講習会、授業評価アンケートが積極的に行われている。教員相互の評価結果を踏まえて、授業方法等の改善を進めている。

（３）５－４の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動の向上のため、大学教育開発支援センターが中心となって、教育の可視化、教育の情報化、授業改善の支援を推進するとともに、ICT 活用力の向上に向けた研修会を開催する等、全学的 FD 推進のための取組を強化する。

【基準５の自己評価】

本学は、教育課程を適切に運営していくための必要な教員数が確保され、適切に配置されている。教員構成のバランスもとれている。教員の採用及び昇任は、方針が明確に示されており、諸規程によって適切に運用されている。

教員の担当時間数は、2010(平成 22)年度、平均 6.0 コマであり、すべての専任教員が週 4 日以上出校し、多様な学生に対応するきめ細かな教育を行っている。

また、教員研究費は、適切に配分されており、研究の活性化に寄与している。

教員の教育研究活動を活性化するための FD の取組は、大学教育開発支援センターを中心に推進されており、全学的取組として成果を上げている。

【基準５の改善・向上方策（将来計画）】

今後とも社会の要請及び学生のニーズを踏まえ、教育課程を見直し、教員の適正配置を行う。

教員の採用においては、建学の理念に基づき実学を重視した教育実践を行うため、法曹、産業界他、幅広い人材確保を進める。また、教育力の高い優秀な教員を採用するため、模擬授業などを取り入れる。昇任においては、教育歴、教育実績を評価するためのシステムを確立する。

教員担当時間数は、教育効果を高めることができるように、各教員の教育活動の取組内容を考慮し、適切に調整する。

シニアメンターの配置を充実させ、教員の教育研究活動を支援し、教育効果を高める試みを行う。また、教育研究活動に対する評価体制を整備し、研究の活性化を図る。

基準 6. 職員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《6-1の視点》

- 6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 事実の説明（現状）

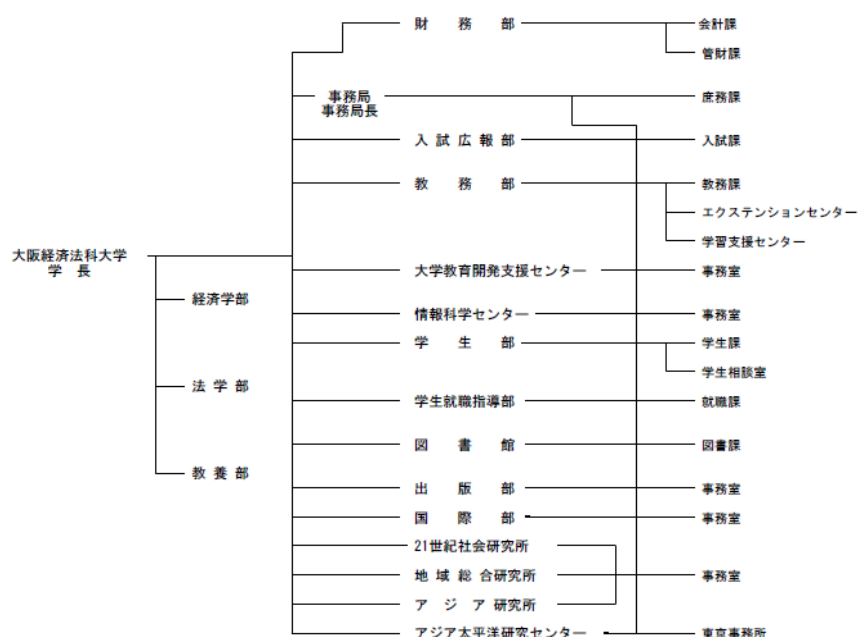
6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

本学の事務組織は、【図 6-1-1】のとおりであり、事務分掌は、「大学事務分掌規程」によって定められている。

職員は、専任 44 人、嘱託 32 人、契約 8 人、パート 13 人、合計 97 人で構成されている。業務内容に応じた人員が各部署に配置されており、専任職員の約 80%は、教学部門に配置されている。職員 1 人当たりの学生数は、27.7 人であり、これらの職員以外に、学生の要望に対して、きめ細かな対応を行うことができるよう、学生課、教務課、図書館、情報科学センター事務室に、アルバイト職員を 17 人配置している。各部門の業務の目的、内容に応じて求められる職務特性を考慮した人員配置を行っている。

人員構成については、データ編「表 6-1」に記載のとおりである。

【図 6-1-1】



6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員の採用・昇任・異動は、従来の定型業務、教育研究活動の支援業務を中心とする役割とともに、教員と連携協力し、大学運営の企画立案に参画し、専門職能集団としての機能を発揮することが職員に求められる職能であるとの認識に立ち、方針を定めている。

職員の採用にあたっては、応募者に対して、筆記試験及び面接試験を行い、学生サービスの高度化に対応し、学士課程教育の実践に相応しい、意欲、経験、学識を備えた人材を採用している。

職員の昇任及び異動は、人事考課、自己申告書を参考にし、高度化、複雑化する課題に対応できる能力とともに、複数における業務領域での知見などを検討して、求められる職能の有無について、評価・判断する。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・昇任・異動は、「就業規則」に従い、「大学職制及び人事規則」に則って行われる。

職員の採用は、筆記試験及び面接試験を行い、その結果に基づき、事務局長が推薦し、学長の意見を聴いて、理事長が選考する。

職員の昇任及び異動は、人事考課、自己申告書を参考にして、事務局長及び関係部館所長が本人の意欲、能力を検討・協議し、学長の意見を聴いて、理事長が選考する。

(2) 6-1の自己評価

本学の目的を達成するために、必要な職員が確保され、適切に配置されている。職員の採用に際して、社会からの要請及び学生のニーズに応えるために必要な人材を確保することに努めている。職員の昇任及び異動は、求められる職務特性、職員の意欲、能力を総合的に検討し、適材適所の観点から適切に行われている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

各部署の業務分析、必要人員数等について点検・見直しに努め、有効な人材配置を目指す。

職員の採用については、特定領域のみならず幅広い専門領域が担当できる、専門性を兼ね備えた人材の確保に努める。また、昇任及び異動については、大学運営の専門職能集団としての機能を発揮するために、職員の育成と配置を行う。

6-2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

《6-2の視点》

6-2-① 職員の資質向上のための研修(SD等)の取組みが適切になされているか。

(1) 事実の説明（現状）

大学の管理運営及び教育研究活動支援を充実させ、職務の遂行を高度化させるために、

職員の資質向上に向けた各種の研修プログラムを計画・実施している。

職員が、学生に対して丁寧かつ高度な教学支援等を行うことができるよう、多様な研修機会を設定している。特に、学習と実践を組み合わせた能力開発は、業務遂行能力を高めるとともに、大学の全体方針と重要課題の認識を共有することに役立っている。大学事業計画における全部門の業務進行管理を行う事務局長の下、所属部門管理職は日常的な指導を行う。

研修内容は、職務能力向上に向けた研修、業務遂行能力を高めるための研修、事業計画等の認識共有のための研修であり、個別研修・集合研修・全体研修を組み合わせで実施される。

職務能力向上に向けた研修では、大学事業計画を完遂するために求められる、職員個々の能力強化を図ることを目指し、そのため、共通課題ごとにグループ分けして、管理職研修、職務別研修、実践スキル研修などを行う。

業務遂行能力を高めるための研修では、大学事業計画及び各部署における事業計画の実現に向けて、大学演習を担当する職員を対象としたサブチューター研修、課ごとにテーマを決めて行う部署別研修、課題図書に対するレポート作成等の個別研修が実施される。優れたレポート作成者は、学長に表彰されるとともに、通信制大学院に派遣される。2010(平成 22)年 3 月、熊本大学大学院社会文化科学研究科教授システム学専攻に派遣していた職員 1 人が修士課程を修了した。また、日本私立大学協会、私学経営研究会等学外で開催される各種研修に職員を参加させ、職務能力の向上に努めている。2009(平成 21)年度、主な各種研修会への派遣は、【表 6－2－1】のとおりである。

認識共有のための研修では、これまで、学長、学長補佐が全職員を対象に、大学事業計画の遂行と教職協働による教育力の向上に向け、職員の課題と役割について講演し、認識の深化を図るために全員にレポートを課してきた。提出されたレポートにおいて、重要なテーマを理解・抽出できているか評価を行い、効果を検証した。

【表 6 - 2 - 1】 2009 年度主な各種研修会派遣一覧

種別	研修会名称
財務関係	私学共済事務担当者研修会
	公的研究費事務研修会
	学校法人会計実務基礎講座
	大学経理部部長相当者研修会
庶務関係	初任者研修会
	安全運転管理者講習会
	防犯研修会
	GP シンポジウム「フロンティアに挑戦する人材の育成」
	教育改革 FD/IT 理事長学長等会議
教学関係	IT パスポート試験フォローアップセミナー
	FP 継続教育セミナー
	教員免許事務勉強会
	公開シンポジウム「大学教育の分野別質保証に向けて」
	高等教育情報センターセミナー
	大学教務部課長相当者研修会
	教育学術充実協議会
	京都地域 FD 連携プロジェクト「大学間連携を活かした FD・SD」
学生関係	薬物乱用防止指導者研修会
	全国学生指導者研修会
	カウンセリングシンポジウム「不登校学生をいかに支援するか」
	海外派遣・研修における危機管理セミナー
	留学生交流実務担当教職員養成プログラム
	留学生専門教育教員研究分科会
入試関係	学生募集広報セミナー
	学生募集戦略セミナー
就職関係	関西学生就職指導研修会
	インターンシップ実践フォーラム 2009
	大学・短期大学等就職部担当者セミナー
	全国就職指導ガイダンス
情報関係	New education EXPO2009
	全国大学 IT 活用教育方法研究発表会
	大学・高校実践ソリューションセミナー
	教育改革 IT 戦略大会
その他	JAFSA 国際担当職員研修会「英文 E-mai の書き方」

（２）６－２の自己評価

職員の資質向上のための取組は、職員の意欲・適性に応じた研修制度として、有効に機能している。

意識改革を土台に、高度な政策立案能力の向上を目的とした本学の SD の取組は、大学改革の中核となる人材育成に寄与している。

業務改善を必要とする職員を対象とした、ICT、文書能力などの必要な個別研修に関しても成果を上げている。

（３）６－２の改善・向上方策（将来計画）

大学の事業計画を達成し、必要な職務遂行能力の獲得に向けて、職員の意識改革、自己変革を促し、職員の力量向上のための研修を実施する。研修課題の設定に留意し、各取組が個々人の能力、力量を高め、更に達成感を得ることができる内容となるよう努める。

将来を予測し、戦略的に思考できる職員の養成に向け、研修制度を充実させ、大学行政管理学会をはじめ、関連学会への参加を一層奨励し、通信制大学院等での修士学位の取得、各種の研修派遣を継続し、高度な専門知識、技能を養う。教育研究及び管理運営の向上に貢献する人材養成を目的に、職員の SD を一層推進する。

６－３．大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《６－３の視点》

６－３－① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

（１）事実の説明（現状）

本学の教育研究支援のための事務組織は、「大学事務分掌規程」に基づき、教務課、学生課、学生相談室、就職課、入試課、図書課、国際部事務室、研究所事務室、情報科学センター事務室、エクステンションセンター事務室、学習支援センター事務室、大学教育開発支援センター事務室である。

教務課は、多様な学生の教育ニーズに対応し、入学から卒業まで、一貫した学生の教育支援を行っている。１、２年次教育の充実、担任制の実施、専門科目の効果的な配置によって、４年間にわたる学士課程教育の充実を図っている。

学習支援センターは、学生の個別状況に応じた学習支援を行っている。修学指導に関する情報は、学習支援センターに集約され、教務課とともに、出欠情報を分析し、学年別、学部別に、時期に応じたきめ細かな指導を行っている。

大学教育開発支援センターは、全学的な教育力向上を図るため、授業評価アンケート結果の活用方法の開発、各教員が魅力ある授業実践を行うことができるよう、FD の取組を支援している。過去数年間の授業アンケートの経年変化分析、授業公開等を進め、それらの結果を基に、個々の教員に対して改善に向けた支援が行われている。

これらの部門の連携による教育支援は、教務部長の主宰の下、毎月開催される教務課題連絡会を通じて行われている。

毎週月曜日に開催される学長懇談会には、事務局から関係する幹部職員が出席し、様々

な教育研究支援の諸課題に対応する。また、各教授会の翌週に開催される学部長会議に、職員（法人部長、教務課長、庶務課長の外、各学部及び教養部の書記）が出席し、教員組織と事務組織の連携を図りながら、学部の課題、全学の課題について審議、調整を行っている。また、事務長、課長以上の職員で構成する課長会議を隔週で開催し、各部門間の業務連携を図っている。この他、各種委員会には、担当部署及び関連する職員が委員を務め、教職協働による教育研究支援が行われている。

（２）６－３の自己評価

教育研究支援のための事務組織は、適切に構築され、機能している。また、教員と職員が共通認識の下、教育研究の充実を目指す協力体制が整備され、各部門の相互連携が適切に保たれている。

（３）６－３の改善・向上方策（将来計画）

SD の推進によって職能を高め、初年次教育、国際教育、情報化教育等の分野で、教育支援の質的向上を図る。また、研究支援においても研究プロジェクトのコーディネート等、従来の教員と職員との職務区分にとらわれない事務体制を構築する。

【基準６の自己評価】

大学の目的を達成するための事務組織は、適切に編制されており、必要な職員が確保、配置されている。職員の採用、昇任、異動は、適切に行われている。

SD の多様な取組によって、職員の力量が高まり、大学事業計画の達成に有効に機能している。また、教育研究支援のための事務体制は、適切に機能している。

【基準６の改善・向上方策（将来計画）】

業務内容を更に見直し、適正な職員の配置・検討を進め、大学の目的達成に向け有効な事務体制を構築する。

管理運営能力と専門知識の向上を目的とした SD の取組を推進し、教職協働による学士課程教育の一層の充実に努める。

基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

学校法人は、大学の目的を達成するため、「寄附行為」に基づいて、理事会、理事長、評議員会、監事を置き、管理運営を行う。

理事会は、8人の理事をもって構成される学校法人の業務に関する意思決定機関であり、理事の職務の執行を監督する（同第15条2項）。理事会は、原則として毎月定例開催され、必要に応じて、臨時に開催される。

理事長は、「法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人の業務を総理し、この法人を代表する」（同第11条）。そして、理事長の職務を補佐して、この法人の平常の業務に当たる常務理事1人が置かれている（同施行細則第1条2項）。この他、職務の執行を組織的かつ機能的に行うために各理事に対して担当職務（総務（人事を含む）、財務、教学、施設、労務、法規、渉外、高等教育調査研究）を設け、毎回の理事会においては、議案ごとに担当理事から報告・提案を受けて審議・決議を行っている。ただし、代表権は理事長のみが有し、理事長以外の理事は、この法人を代表しない（同第12条）。

評議員会は、17人の評議員をもって構成される、学校法人の諮問機関である。理事長は、予算や事業計画などについて、あらかじめ評議員会の意見を聞かねばならないこととなっている（同第20条）。評議員会は毎年度2回以上開催され、ほぼ全員が出席している。2009(平成21)年度は、計4回（5月25日、1月25日、3月1日、3月29日）開催された。

監事は、2人置かれ、学校法人の業務を監査するほか、同第14条に規定する職務を担当する。監事は、毎回の理事会に出席して、理事の職務執行状況を監査する。

大学においては、「学長は、大学を代表し、建学の理念に基づき学則その他制規の定めるところにより学務を統轄運営する。」「（大学職制及び人事規則」第2条1項）。学長の下に、最高審議機関である大学協議会のほか、各教授会、各種委員会等が置かれ、それぞれ規程に従って、管理運営が行われる。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事長の選任については、「寄附行為」第5条に、理事及び監事の選任については、同第

6 条、第 7 条及び第 8 条にそれぞれ規定されている。

理事 8 人のうち半数の 4 人を本学専任教授（全員博士の学位を有す）が占め、管理部門と教学部門との有機的連関を図ることができる体制となっている。また、残り 4 人の内訳は、学識経験者 3 人（うち 1 人が外部理事）、法律家（元検事正）1 人である。

監事 2 人のうち 1 人は弁護士（元検事・外部監事）、他の 1 人は他の学校法人の役員を長く経験した有識者（外部監事）であり、いずれも監事としての見識と専門性を有している。

なお、役員の解任については、同第 10 条に規定されている。

評議員の選任については、同第 22 条及び第 23 条に規定されている。評議員 17 人については、弁護士 1 人（元検事）と公認会計士 1 人のほか、学部長経験者等を含む学内外の有識者、卒業生及び職員で構成されている。

第 1 号理事となる学長の職務及びその選任については、「大学職制及び人事規則」第 2 条及び第 3 条において規定されている。

（２） 7－１の自己評価

建学の理念及び大学の目的を達成するために、理事会を業務決定機関とし、理事長が代表権者として業務を総理する管理運営体制が整備されている。また、2 人の監事は毎回の理事会に出席し、高い見識と専門性に基ついた多角的な視野で職務を遂行している。学校法人及び大学の管理は、「私立学校法」及び「寄附行為」をはじめとする諸規程に則って適正に運営されている。

役員等の選考及び採用に関しては、「寄附行為」その他の規程の定めるところに従い、厳格かつ適正に行われている。

（３） 7－１の改善・向上方策（将来計画）

学校法人の管理運営のさらなる改善のため、従来以上に機動的かつ安定的に運営を行うとともに、学園の持続的な発展に向けて議論のさらなる活性化を図る。

7－２．管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《 7－２の視点》

7－２－① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

（１） 7－２の事実の説明（現状）

教学部門の最高審議機関である大学協議会は、学長を議長として、副学長、学長補佐、各部館所長とともに、各学部長及び教養部長、そして各教授会選出の専任教授各 2 人から構成される。大学協議会は、「学則」第 55 条所定の事項を審議するが、その中には理事長からの諮問事項も含まれている（同第 5 号）。また、理事会の議決が必要な事項については、学長を通じて速やかに理事会に報告・提案され、その承認を受けるという意思決定の基本的なプロセスが構築されている。

学園運営及び教育研究等に関する計画の検討、点検を行うため、ほぼ毎月 1 回、理事長

懇談会（理事長、常務理事、学内理事、学長及び副学長・学長補佐、各学部長、教養部長、事務局長等）を開催している。理事長懇談会では、高等教育を取り巻く情勢認識の共有、予算執行状況及び事業計画進捗状況の点検、年次的な重要課題、中長期計画など戦略的課題等をめぐって忌憚のない意見交換が行われる。

また、原則として毎週 1 回開催され、大学運営に関する日常的な諸課題について議論される学長懇談会（学長、副学長、学長補佐、各学部長・教養部長、事務局長他）も、構成員のうち学長（第 1 号理事）、副学長及び学長補佐の中の 1 人の計 3 人が理事を兼ねており、管理部門と教学部門との連携に役立っている。

（２） 7－2 の自己評価

業務決定機関である理事会構成員 8 人の半数の 4 人が本学専任教授であること、大学協議会の審議事項の 1 つとして理事長からの諮問事項が規定されていること、加えて、理事長懇談会と学長懇談会が日常的な意見交換及び点検の場となっていることなどにより、両部門の密接な連携の下で円滑な大学運営が行われている。

（３） 7－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学において、管理部門と教学部門との間に適切な連携が保たれており、今後も引き続き円滑な意思疎通を図りつつ、両部門の連携の強化に努める。

7－3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《 7－3 の視点》

- 7－3－① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7－3－② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。
- 7－3－③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

（１） 7－3 の事実の説明（現状）

7－3－① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学は、教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るため、1995(平成 7)年に学長を委員長とする自己点検評価委員会を設置した。同委員会は、教育部会、研究部会及び大学基本問題部会の 3 部会を設置して活動を行い、2002(平成 14)年 5 月に「自己点検評価報告書」を作成・刊行した。2007(平成 19)年度においては、同委員会を 10 回開催するなど積極的に点検評価活動を行い、自己評価報告書を作成して、2008(平成 20)年 6 月 30 日理事会に報告を行った。2008(平成 20)年度においては、同委員会を 10 回、2009(平成 21)年度前半期においては 3 回開催して、自己評価報告書を作成し、2009(平成 21)年 10 月 26 日理事会に報告を行った。本学は、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整えており、過去

3 回にわたって自己評価報告書を作成している。なお、この委員会は、学校教育法の改正による認証評価制度の整備に伴って、2008(平成 20)年度から名称を大学評価委員会に変更するとともに、目的及び審議事項などについて所要の規程改正を行った。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

大学評価委員会が、自己点検評価活動の結果を「自己評価報告書」としてまとめ、それを大学協議会に報告する。大学協議会は、その特別委員会である予算委員会に対して、評価結果を踏まえて次年度の大学事業計画の原案を策定するよう求める。その原案は、大学協議会の審議を経て、理事会において承認可決され、次年度における大学事業計画として編成、実施されることになる。自己点検評価活動の結果は、そこに反映されることになる。

この他、学長懇談会や課長会議においても自己点検評価の結果が適宜報告され、協議の上、具体的な業務改善に反映している。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

本学は、2002(平成 14)年 5 月に「自己点検評価報告書」をまとめ、学内外に公表した。そして、2007(平成 19)年度の自己点検評価委員会、2009(平成 21)年度の大学評価委員会が、日本高等教育評価機構の評価基準に基づいて作成した「自己評価報告書」を公表している。

(2) 7-3 の自己評価

学長を委員長とする大学評価委員会は、「自己評価報告書」の作成を目指して、恒常的な取り組みを行っている。2002(平成 14)年 5 月に「自己点検評価報告書」、2007(平成 19)年 10 月、2009(平成 21)年 10 月に「自己評価報告書」を作成し、自己点検評価結果を、予算委員会の審議を通じて大学事業計画において課題化し、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されたことは評価できる。

(3) 7-3 の改善・向上方策（将来計画）

2010(平成 22)年度の認証評価受審に向けた大学評価委員会活動を活性化させる中で、自己点検評価活動に習熟するとともに、自己点検評価の結果について、大学 Web サイト等による公表を積極的に活用する。

【基準 7 の自己評価】

学校法人及び大学の目的の達成に向けた管理運営体制は、「寄附行為」及び「学則」等の諸規程に明記され、適切に機能している。

管理部門と教学部門との連携は適切に保持されている。

大学評価委員会を中心とする恒常的な体制の下で、自己点検評価が行われ、結果を反映する仕組みがあるが、学外への公表がやや不十分である。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

本学は、今後、一層の社会的使命を果たすため、全学一致協力体制の下、収容定員に則した在籍学生数を実現し、大規模なキャンパス施設整備計画を推進するとともに、より高度かつ綿密な管理運営体制を構築して、定員増を実現する。

自己点検評価の結果については、大学 Web サイト等を活用し、分かりやすく工夫しながら、学外への公表を積極的に行う。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《8-1の視点》

- 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8-1-② 適切に会計処理がなされているか。
- 8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

(1) 8-1の事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学校法人は、1996(平成 8)年度から予算単位制を設けており、本学においては大学予算制度を導入して学生生徒等納付金等の大学の収入について、その全額を大学の教職員人件費及び教育研究活動などの諸活動に充当している。この制度の下、大学の活動継続を図るため、各種の特定資産（建物等減価償却引当特定資産、建物等修繕引当特定資産、退職給与引当特定資産、大学将来対策引当特定資産など）を設定しており、2009(平成 21)年度末現在で合計約 117 億円が積み立てられている。

収支状況は、データ編「表 8-1」に示したとおりである。2009(平成 21)年度決算において、帰属収入に占める教育研究経費の割合（教育研究経費比率）は、28.2%であり、教育研究活動の充実に必要な経費が確保されている。また、帰属収入に占める消費支出の割合（消費支出比率）は 89.6%となっており、全体として収支のバランスが図られた良好な状態にある。なお、借入金はない。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人大阪経済法律学園経理規程（以下「経理規程」という。）」等に則り、適切に行っている。

予算編成は、理事会が決定した方針に従って分野ごとに予算原案を作成し、これらを理事長が教学部門と管理部門の総合的見地から調整して、学校法人の予算原案を編成し、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、3 月末までに理事会において審議決定している。

予算の執行は、「経理規程」「固定資産及び物品調達管理規程」「稟議規程」等に則り、業務別目的別に計上された予算に基づいて実施している。

なお、会計処理を行う上で、法令等の解釈が不明確な場合は、その都度、日本私立学校振興・共済事業団、監査法人等に確認するなどして、随時適切に対応している。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

公認会計士による外部監査は、清稜監査法人に委託し、9 月から翌年 5 月中旬まで、年間 10 日間にわたり延べ約 50 人の公認会計士及び税理士等により実施され、2009(平成 21)年度決算において、「計算書類が、学校法人会計基準に準拠して、（中略）経営の状況及び同日現在の

財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」との監査報告書が提出されている。

また、監事による内部監査については、2人の外部監事が毎回の理事会に出席し、「寄附行為」等に基づき、法人の業務及び財産の状況について監査を行っている。2009(平成21)年度決算についても、「学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、(中略)学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はない」との監査報告書が提出されている。

(2) 8-1の自己評価

本学は、学生生徒等納付金収入等の全額を教育研究活動に充当する大学予算制度を導入してきた。この制度の下、「量入制出」を方針として予算の効率的配分を行い、業務の活性化・高度化を促進し、もって教職員の主体的・積極的参画意識の形成を図ってきた。また、大学の長期的な活動を継続するため、各種特定資産（建物等減価償却引当特定資産、建物等修繕引当特定資産、退職給与引当特定資産、大学将来対策引当特定資産など）を繰り入れ、将来に備えた財政基盤の充実に努めている。

このように、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされている。

会計処理は、「学校法人会計基準」等に基づき、会計担当者が、公認会計士等と連携を取りながら適切に行っている。

会計監査等は、監査法人及び監事によって適正に実施されている。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

収容定員超過状態を是正するため、現在、入学者数を計画的に減少させている。これに伴い、今後、学生生徒等納付金収入が減少していくことが予測されるが、当面、大学将来対策引当特定資産を取り崩しながら、大学の教育研究目的を達成するための必要な経費を継続して確保する。そして、学内の準備体制を整え、経常費補助金の受給とともに両学部における定員増を実現し、もって収支バランスの長期的な安定を図るよう努力する。

また、大学予算制度導入（1996(平成8)年度）以来、積み立ててきた建物等減価償却引当特定資産、建物等修繕引当特定資産を用い、その設定主旨に沿って、八尾駅前キャンパスをはじめとする大規模なキャンパス施設整備計画を推進する。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でされていること。

《8-2の視点》

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

「私立学校法」第47条2項に基づき、財産目録等の備付け及び閲覧を実施し、財務情報の公開を行っている。具体的には、本学の在学生その他の利害関係人から請求があった場合、正当な理由がある場合を除き、財務部会計課事務室内において、財産目録、貸借対照

表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書を閲覧に供している。

また、大学の予算及び事業計画並びに予算執行結果及び事業報告について、図表を用いるなどの工夫をした上で、分かりやすい説明に努め、学報「LIBERA」（10,000部）に掲載し、在学生、保護者、卒業生、卒業生就職先企業及び高等学校等に送付するとともに、大学 Web サイトに掲載して、財務情報の公開を実施している。

（２）８－２の自己評価

「私立学校法」の定めに基づいて財産目録等を利害関係人の閲覧に供するとともに、大学の予算及び事業計画並びに予算執行結果及び事業報告を学報「LIBERA」及び大学 Web サイトに掲載しており、財務情報の公開は適切に行われている。

（３）８－２の改善・向上方策（将来計画）

「私立学校法」が定める財務情報の公開の趣旨に基づき、教育研究活動等に関する情報発信と連動させながら、内容の充実や解説の工夫を加えて公表する。

８－３．教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《８－３の視点》

８－３－① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

（１）８－３の事実の説明（現状）

これまで科学研究費補助金をはじめ各種補助金の申請を積極的に行い、外部資金の導入に努力してきた。各種補助金等の近年の交付状況は、以下のとおりである。

〔科学研究費補助金実績〕

年度	交付（継続含む）	交付決定額（継続・間接経費含む）
2008(平成 20)年度	9 件	12,610 千円
2009(平成 21)年度	9 件	16,640 千円

〔戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)〕 総務省

2008(平成 20)年度	1 件	1,006 千円
2009(平成 21)年度	1 件	1,060 千円

〔大学教育・学生支援推進事業（学生支援推進プログラム）〕

2009(平成 21)年度	1 件	10,797 千円
---------------	-----	-----------

〔私立学校施設整備費補助金交付実績〕

2009(平成 21)年度	
防災機能等強化緊急特別推進事業、図書館耐震補強工事	7,770 千円

資産運用については、「経理規程」及び「特定資産運用のガイドライン」に沿って、安全性と効率性を勘案して実施している。また、東京麻布台セミナーハウスの会議室を貸し室に供するなど、施設設備利用料収入の獲得にも努力している。

（２）８－３の自己評価

外部資金については、各種補助金等の積極的な獲得に努め、徐々に実績が上がってきている。資産運用については、各種特定資産などを適切に運用しており、また、貸し室等による施設設備利用料収入の獲得についても一定の評価ができる。

（３）８－３の改善・向上方策（将来計画）

今後も継続して各種補助金等外部資金の獲得に取り組み、採択件数及び金額の増加を図るとともに、経常費補助金の申請に向けた準備を進める。資産運用については、引き続き安全性と効率性を勘案しながら適切に行う。

【基準８の自己評価】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営を行っている。

会計処理及び会計監査は、関係法令及び諸規程に基づいて、適切かつ適正に行われている。財務情報の公開は、「私立学校法」に定められた閲覧のほか、学報「LIBERA」及び大学Web サイトを通じて適切に行っている。

外部資金の導入についても、徐々に成果が上がりつつある。

【基準８の改善・向上方策（将来計画）】

収容定員超過状態を是正する過程で、今後、学生生徒等納付金が減少し、帰属収入で消費支出を賄えない状況が想定される。当面は、大学将来対策引当特定資産を取り崩して収支の均衡を維持するが、抜本的な解決に向けて、経常費補助金の申請準備を進めるとともに、経済学部・法学部の収容定員増を実現し、もって財政基盤の強化と収支の持続的均衡を確保する。

また、大学予算制度導入（1996(平成 8)年度）以来、積み立ててきた建物等減価償却引当特定資産、建物等修繕引当特定資産を用い、その設定主旨に沿って、八尾駅前キャンパスをはじめとする大規模なキャンパス施設整備計画を推進する。

基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1の視点》

- 9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。
- 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

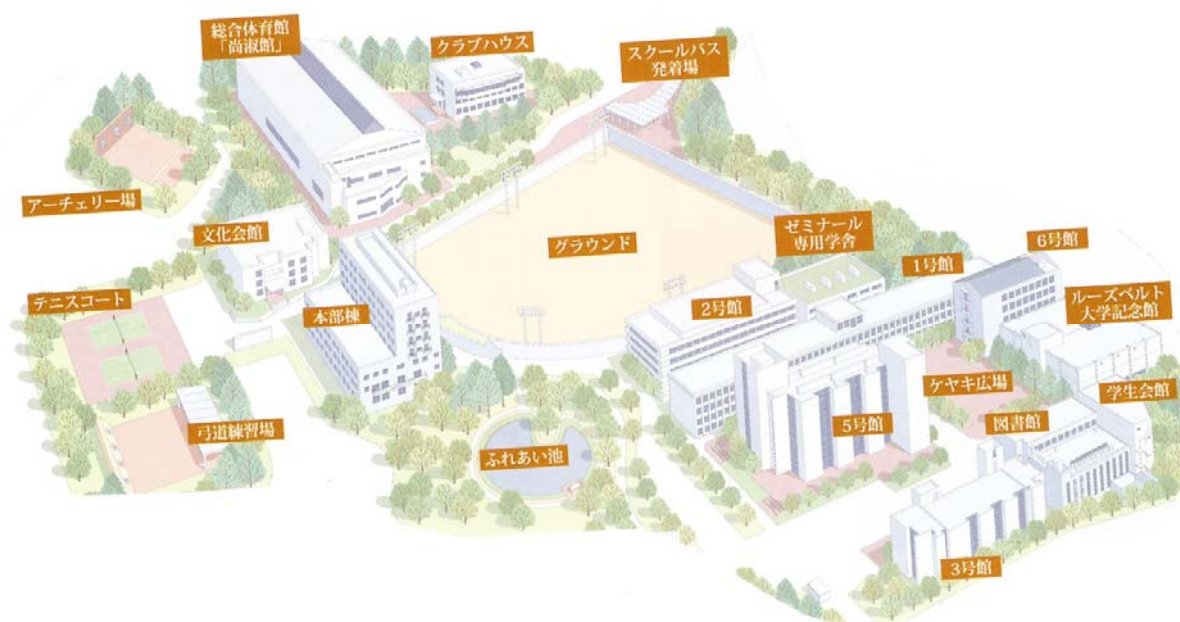
（1）9-1の事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学（花岡キャンパス）は、自然と歴史に恵まれた人口 27 万の八尾市に所在し、大阪平野を見下ろせる信貴山・生駒山の麓にある。所在地は大阪府八尾市楽音寺であり、最寄り駅は近鉄大阪線河内山本駅、または近鉄奈良線瓢箪山駅である。両駅から花岡キャンパスまでスクールバスを運行しており、学生及び教職員の移動の便に供している。所要時間は 15 分から 20 分である。

本学キャンパスの全容は下記のとおりである。

【花岡キャンパス 略図】



本学（花岡キャンパス及び富田林総合グラウンド）の校地面積は、【表 9－1－1】のとおり、10 万 761 m²である。大学設置基準上必要な校地面積 16,000 m²の約 6.3 倍の面積を有しており、活気が溢れる学生生活を過ごせるように、自然を活かした緑豊かなキャンパス環境を形成している。

花岡キャンパスには、各施設が教育ゾーン（1 号館、2 号館・ゼミナール専用学舎、3 号館、5 号館、6 号館、図書館）、体育文化ゾーン（総合体育館、第 1 グラウンド、クラブハウス、文化会館、テニスコート、弓道場等）、福利厚生ゾーン（ルーズベルト大学記念館、学生会館等）、管理・研究ゾーン（本部棟）に分かれ、機能的に配置されている。また、西門前の学生用自転車・バイク駐輪場は、自転車約 250 台とバイク約 300 台の駐輪が可能であり、体育文化ゾーンのクラブハウス横には約 50 台分の学生用バイク駐輪場がある。これらの駐輪場は照明付で夜間にも対応している。

校舎等の面積は、【表 9－1－2】のとおり、32,322 m²（専用）である。大学設置基準上必要な校舎面積 8,759 m²の約 3.7 倍の面積を有しており、各種教室をはじめ、様々な教育研究活動を展開するための施設設備を備えている。講義室等の教室数については、現在 69 教室あり、在学生数に比して余裕のある数字となっている。演習室・講義室の主な設備等は、【表 9－1－3】に示すとおりである。

図書館は、学生にとって利用しやすい教育ゾーンにある。面積は 2,895.4 m²であり、閲覧室は 469 席である。蔵書は 2009(平成 21)年度末で 34 万 1,738 冊、受け入れ雑誌類は 1,076 タイトル（内洋雑誌 122 タイトル）、視聴覚資料は 1,856 点を所蔵している。2009(平成 21)年度の図書館利用状況は、入館者数 15 万 7,895 人、貸出人数 11,647 人、貸出冊数 20,221 冊となっている。開館時間は平日午前 9 時から午後 8 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 1 時までである。また、Web での蔵書検索が可能であり、AV ブース 12 席を設置して、DVD、ビデオ等の視聴覚資料の視聴が可能である。

エクステンションセンターは、2 号館 1 階に置かれ、専属講師とスタッフが配属されている。そこには、各種資格参考書・DVD・資格雑誌や講座資料等を揃え、パソコンコーナー、ビデオコーナー、グループ学習室等が設けられている。さらに、2 号館 3 階には、66 席のエクステンションセンター自習室を設け、平日午前 9 時から午後 8 時まで、土・日・祝日は午前 9 時から午後 6 時まで、利用が可能である。その他にも、1 号館に自習室 1 室（20 席）、語学自習室 1 室（20 席）、グループ学習室 4 室（各 30 席）、ゼミナール専用学舎に自習室 2 室（各 8 席）、6 号館に学生用ラウンジ（PC 自習室、89 席）等がある。

体育施設としては、総合体育館、第 1 グラウンド（照明付・1 面）、テニスコート（照明付・2 面）、弓道場、アーチェリー場がある。第 1 グラウンドは、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、陸上競技の練習等に使用される多目的グラウンドである。総合体育館は、バスケットコートが 3 面取れる 2 階アリーナや 3 階観覧席、1 階には卓球・剣道・空手等の各種体育室、トレーニングルーム等を備えている。これらの施設設備は、課外活動や正課の体育授業等で活用される。また、花岡キャンパスからマイクロバスで片道約 35 分の距離にある富田林総合グラウンド（野球練習場、管理棟他）は、野球部等が課外活動で活用している。

情報ネットワーク環境として、1997(平成 9)年、高速大容量の総合情報ネットワークシ

システム(NICE)が構築され、逐次更新・整備されている。ネットワークの基本構成は、インターネット接続、学内 LAN、無線 LAN となっており、教育研究の基本的機能を担っている。学内 LAN は学内全域、無線 LAN は教室・会議室等（演習室 5 室、グループ学習室 4 室、会議室 4 室、事務室 2 室）に整備されている。教育研究用システムとして、学生用ポータルサイト、e ラーニングシステム、学習管理システムなどを整備しており、Web サイト上の自習環境や各種サービスを提供している。学内 LAN に接続された教育研究用コンピュータの設置状況は、【表 9－1－4】のとおりである。

花岡キャンパスにスクールバス発着場を設け、最寄り駅である近鉄大阪線河内山本駅及び近鉄奈良線瓢箪山駅との間に 11 台のスクールバス（無料）を運行している。1 日の平均運行本数は約 210 本で、平均利用者数は約 2,500 人である。

花岡キャンパスや富田林総合グラウンドのほかに、【表 9－1－4】に示すとおり、諸施設が配置されている。

【表 9－1－1 校地・校舎面積】

校地面積		設置基準上必要な面積
校舎敷地	8,425 m ²	16,000 m ²
運動場用地	29,739 m ²	
その他（スクールバス発着場、ふれあい池、体育館・クラブハウス等）	62,597 m ²	
合 計	100,761 m ²	
校舎面積		設置基準上必要な面積
1 号館	6,384 m ²	8,759 m ²
2 号館・ゼミナール専用学舎	4,803 m ²	
3 号館	2,184 m ²	
5 号館	4,997 m ²	
本部棟	7,291 m ²	
図書館	2,895 m ²	
6 号館	2,016 m ²	
文化会館	72 m ²	
ルーズベルト大学記念館	1,389 m ²	
学生会館	282 m ²	
守衛室	9 m ²	
計	32,322 m ²	

【表 9－1－2 校舎等の概要】

区分	階数	現況
1号館	4階	教務課、国際部、学習支援センター、自習室、グループ学習室、教員控室、学会事務室、模擬法廷、講義室他
ルーズベルト 大学記念館	2階	大食堂、ATM コーナー、コンビニエンスストア他
学生会館	4階	出版部書店、レストラン他
図書館	4階	図書閲覧室、マルチメディア閲覧室、グループ閲覧室、視聴覚ルーム、PC コーナー、AV ブース、自習室、事務室他
2号館 ゼミナール専用 学舎	5階	演習室、講義室、エクステンションセンター、グループ学習室、会議室、マルチメディア教室、視聴覚教室、自習室他
3号館	4階	語学教室、演習室他
5号館	7階	大講義室他
6号館	5階	学生 PC ラウンジ、コンピュータ実習室、PC ゼミ室、IT ラボ他
総合体育館	3階	アリーナ、ステージ、体育室、トレーニング室、医務室、シャワー室、観覧席他
文化会館	3階	文化会本部、文化会部室、食堂他
クラブハウス	3階	体育会実務センター、体育会部室、浴室、シャワー室、多目的室、宿泊室他
本部棟	7階	就職課、学生課、医務室、学生相談室、入試課、情報科学センター、庶務課、管財課、会計課、理事長室、学長室、会議室、研究室、研究所事務室他

【表 9 - 1 - 3 演習室・講義室施設概要】

棟名	教室番号	収容人数 (最大数)	マイク 設備	PJ/ スクリーン	TV	PC	DVD	ビデオ	CD	カセット
1 号館	1301～1303、 1305～1307	36								
	1308、1310、 1311	132	○	○		○	○		○	
	1401～1403、 1405	240	○							
2 号館	2202	108	○							
	2301	123	○	○		○	○		○	
	2401	123	○							
	2402	123	○	○		○	○		○	
	2501	123	○							
	2502	123	○	○		○	○		○	
ゼミナ ール 専用 学舎	S201～S203、 S205、S206	30		○		○	○		○	
	S301～S303、 S305、S306	30								
	S401～S403、 S405、S406	30								
	S501～S503、 S505、S506	30								
3 号館	3100、3105	24			○	○	○	○	○	○
	3101～3103	45			○	○	○	○	○	○
	3200	24			○	○	○	○	○	○
	3201～3203、 3205	45			○	○	○	○	○	○
	3300～3303、 3305	24			○	○	○	○	○	○
	3400～3403、 3405	54			○	○	○	○	○	○
5 号館	5100	248	○	○		○	○	○	○	
	5200	302	○	○		○	○	○	○	
	5300～5700	500	○	○		○	○	○	○	
6 号館	6500	123	○	○		○	○	○	○	

【表 9-1-4 教育研究用コンピュータの設置状況】

区分（設置場所等）	設置台数
コンピュータ教室設置用 （6200、6300、6401、PCゼミ室、2201）	225
教卓用（各講義室）	19
学生自習用 （学生 PC ラウンジ、図書館、その他）	149
学生貸出用（ノートパソコン）	113
研究用（各研究室等）	75
事務用（各事務室等）	152
計	733

【表 9-1-5 花岡キャンパス・富田林総合グラウンド以外の施設概要】

区分	現況
菅平グラウンド	ラグビー練習場、テニスコート他（土地面積 23,335 m ² ）
阪南キャンパス	野球練習場、ラグビー練習場、管理棟、宿泊棟他 （土地面積 240,862 m ² ）
東京麻布台セミナーハウス	セミナー室、会議室、宿泊室他（建物延面積 1,579 m ² ）
琵琶湖セミナーハウス	セミナーハウス、テニスコート他（土地面積 7,702 m ² ）
I.S.D.花園	留学生寮（建物延面積 1,637 m ² ）
I.S.D.布施	留学生寮（建物延面積 1,530 m ² ）

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

施設設備等の維持・運営は、所管部署である管財課が担当している。物件の管理単位及び管理担当者は、「固定資産及び物品調達管理規程」に定められており、組織的に日常的な維持・運営を行っている。教室設備は管財課、教務課及び情報科学センター等が、課外活動施設は管財課と学生課等とが連携して維持・運営する。

学内清掃業務及び維持・管理業務（樹木、電気、電話回線、浄化槽、防火・消防設備、エレベーター設備）は、専門業者へ委託し、関連法令に則って行われている。

また、大学協議会の特別委員会である施設環境整備委員会において、施設設備等に関する整備計画及び利用計画等の検討が行われている。

（2）9-1の自己評価

教育目的を達成するために必要なキャンパスが整備され、良好な教育研究環境を備えている。

教育研究活動の目的を達成するための施設設備整備計画等の実施をはじめ、施設設備等について、適切に維持・運営されている。創立 40 周年を迎える本学が、今後の教育研究活動の展開と飛躍に向けて、大規模なキャンパス整備計画を推進していることは評価できる。

（３）９－１の改善・向上方策（将来計画）

「キャリア形成教育の充実」「プロフェッショナルの育成」「高度情報化社会への対応」「地域との連携による社会貢献」を掲げて、2012(平成 24)年新春の開校を目指し、近鉄大阪線八尾駅から徒歩 5 分の敷地に八尾駅前キャンパスの建設計画を進めている。八尾駅前キャンパスは、「いつでも」「どこでも」情報ネットワークを利用して ICT を活用しうる設備を設え、少人数教育の徹底を重視した各種の教室をはじめ、図書館分館、カフェ・ラウンジ、教員室、事務室、会議室等を備えた総合校舎を持つ都市型キャンパスであり、2010(平成 22)年 10 月の工事着工を予定している。

花岡キャンパスにおいては、学生本位のキャンパス空間の創造に向け、2011(平成 23)年 2 月開設予定の新学生ホール棟（仮称）新築工事を行っている。また、図書館（2009(平成 21)年度に耐震改修工事を実施）、3 号館（2010(平成 22)年度に耐震改修工事実施を計画）等の既存施設に対して、中長期的な計画の下で耐震補強を含むリニューアル工事を進めている。

現在、花岡キャンパスと八尾駅前キャンパスとの間をスクールバスで連結する(約 20 分)計画であり、本学における今後の教育研究活動を支える基盤構築として、両キャンパスそれぞれの特性を活かしたキャンパス整備計画を推進している。

９－２．施設設備の安全性が確保されていること。

《９－２の視点》

９－２－① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

（１）９－２の事実の説明（現状）

本学は 2006(平成 18)年に、耐震診断を必要とする花岡キャンパスの建物 7 棟すべての診断を実施した。その結果課題があるとされた建物について、中長期的な計画の下で対応を行っている。2009(平成 21)年度に図書館に対する耐震補強工事を終え、2010(平成 22)年度には 3 号館の耐震改修事業を実施する。その他の施設の安全性確保については、９－１に述べたリニューアル工事の中で行われる予定である。

施設設備面のバリアフリー化に向けて、点字ブロック盤、スロープ、手摺り、多目的トイレ、エレベーター内音声案内装置の設置、図書館の出入口扉の自動化等を実施してきた。また本学は、バリアフリー委員会及びバリアフリールームを設置し、授業支援、キャンパス内移動時の支援のために人員を確保するなど、人的支援体制を整備してきた。

施設設備等の安全管理に関しては、管財課が各部署と連携して、法令に基づく点検等を行い、学生や教職員、来訪者の施設利用における安全性を確保している。

（２）９－２の自己評価

既存施設に対する中長期的なリニューアル計画の下で、耐震性に課題のある施設に対して耐震補強等の計画を進めていることは評価できる。引き続き改築や耐震改修等の計画を進め、施設の安全性確保を図る。

キャンパス内において、施設設備・人的支援面での整備により、一定のバリアフリー化

を達成していることは評価できるが、今後、スロープの整備・拡充や多目的トイレの増設等、更なる改善を図る必要がある。

（３）９－２の改善・向上方策（将来計画）

既存施設に対する中長期的なリニューアル計画の下で、安全性を確保するため、改築や耐震改修工事等を引き続き実施していく予定である。

スロープの整備や多目的トイレの増設等、引き続きキャンパスにおけるバリアフリー化を進める。

９－３．アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

《９－３の視点》

９－３－① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

（１）９－３の事実の説明（現状）

本学は、活気が溢れ、居心地の良い教育研究環境を整備するため、自然環境を活かしたキャンパス内の緑化を進めている。「ふれあい池」は、地域住民にも日常的な憩いの場として開放されており、絶滅危惧種であるニッポンバラタナゴの保全活動等も行っている。

教育ゾーンの中央にあるケヤキ広場は、テーブルベンチ 24 台が設置され、学生の休憩・談話に利用されている。屋外にはほかにも、テーブル、イスを設けたウッドデッキテラス、ベンチ等が設置され、学生にくつろぎの場所を提供している。

ルーズベルト大学記念館 2 階には、学生ラウンジ(200 席)を設けている。また、「キャンパスレストラン」(300 席)、「プラザエル」(80 席)、「OEL」(133 席)が、食堂として学生・教職員に利用されている。その他、「厚生会コンビニエンスストア」及び出版部による書籍販売店があり、学内 9 箇所に 24 台の自動販売機が設置されている。

本学では、建物内を全面禁煙とし、喫煙場所を限定している。受動喫煙による健康被害を防止し、学生・教職員の健康なキャンパス作りに努めている。

（２）９－３の自己評価

自然環境に恵まれた立地環境を活かしながら、アメニティに配慮した教育環境が整備されている。

食堂のメニューや物販の品揃えなどが必ずしも学生の希望に添わず、今後、改善工夫が望まれる。

（３）９－３の改善・向上方策（将来計画）

９－１で述べた建設中の新学生ホール棟（仮称）は、3 階建て、延床面積 1,690.6 ㎡であり、1 階が 200 席程度を備えた開放的なキャンパスレストラン、2 階が自学自習や休憩、談話に利用できるカフェ・ラウンジ（デスクトップパソコン設置、館内無線 LAN の下でノートパソコン利用可能）、3 階が発表会や講演会、コンサート、映画会等に使用できる

プレミアムホール、屋外デッキテラスになっている。それは学生にとって上質なアメニティになるとともに、学生生活を充実させる交流、学習、休憩の場としての活用が期待される。また、それに続く八尾駅前キャンパスの開校により、学生の交通アクセスの利便性が飛躍的に高まるとともに、学生生活上の多様なニーズに対応した周辺環境を得ることができ、学習環境の充実が見込まれる。

【基準 9 の自己評価】

本学の校地・校舎は大学設置基準を満たし、教育目的を達成するために必要なキャンパスが整備されており、適切に維持・運営されている。

創立 40 周年を迎える中で、既存施設の老朽化や耐震性の課題に対して、建て替えや耐震改修等の事業に着手しており、評価できる。

こうしたキャンパス整備計画の過程で、教育目的の達成に必要な施設設備の機能向上を一層進めるとともに、バリアフリーの拡充、学生の満足度を高めるためのアメニティ環境の充実等を更に図っていることは評価できる。

【基準 9 の改善・向上方策（将来計画）】

八尾駅前キャンパスの開校及び花岡キャンパスにおける新学生ホール棟（仮称）の開設をはじめとしたキャンパス整備計画の推進により、本学は、学生にとって居住性と利便性が高く、優れた教育効果を発揮することのできる教育研究環境の実現を図る。

基準 10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《10-1の視点》

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1の事実の説明（現状）

本学は、社会に根ざした大学づくりを目指して、物的・人的資源を社会に提供している。

1) 大学施設の開放

本学は、生駒信貴山系の西麓に位置する自然環境に恵まれたキャンパスを市民に開放している。「散策の小径ふれあい池公園(2,538 m²)」(学内の池周辺にソメイヨシノや四季の草花を植樹・植栽し、ウッドデッキやベンチを設置)は、憩いの場として利用され、訪れる市民が増えている。また、キャンパス内において、地元住民と協力・連携して河内音頭・盆踊大会が恒例行事として行われ、地域環境協議会との共催で八尾環境フェスティバル等の地域連携行事も開催される。

大学の運動施設(体育館、テニスコート、グラウンド、富田林野球グラウンド等)は、教育研究に支障のない範囲で、貸与される。地域 NPO との協定に基づく無料貸出しが行われ、関西大学リーグ公式試合会場や地域学校の体育大会会場として利用されている。

2008(平成 20)年 8 月には、本学体育館において、八尾市内の中学校女子バレーボールチーム 15 校が参加した、「第 1 回大林素子杯 in 八尾 CUP (主催: 八尾市、財団法人バレーボール協会、大阪府バレーボール協会)」が開催された。

附属図書館は、市民利用制度(八尾市・東大阪市)を設けて、開放されている。2005(平成 17)年には、八尾市立図書館と「相互協力に関する基本協定書」を締結し、Web サイト上で検索した図書の相互利用(八尾市民、本学学生・教職員)が可能である。また、教室や PC 設備等も国家試験や資格試験会場(ファイナンシャルプランナー、保育士、TOEIC・IP 等)として利用されている。

2) 八尾市民無料法律相談

本学法学部教員(大阪弁護士会所属弁護士含む)が、社会貢献事業として八尾市文化会館において「市民無料法律相談」を毎年開催している。2009(平成 21)年度は、計 2 日間開催し、民事関係を中心に 33 件の相談が寄せられた。

3) 公開講座等

本学は、公開講座・公開シンポジウム・講習会等を開催して地域における生涯学習の機会を提供するとともに、自治体行政機関主催の生涯学習事業に対しての講師派遣を行っている。昨年度(2009(平成 21)年度)実績は、【表 10-1-1】のとおりである。

【表 10-1-1】

公開講座・講師派遣等	摘要	回数	受講者数
公開講座 「地域生活と法」 (専門科目・公開型授業)	「消費生活・消費者問題と法」をテーマに、弁護士、消費者生活センター相談員、行政マン等がリレー形式で講師を担当。	15	456 人 ※延べ数
公開講座 「地域生活と経済」 (専門科目・公開型授業)	「環境のまちづくり」をテーマに行政マン、環境 NPO 代表、企業担当者等がリレー形式で講師を担当。	15	406 人 ※延べ数
公開講座 「環境市民講座」	地域市民ホールにて、「環境社会検定試験®」の内容を中心とした計 4 回の講座を開催。	4	111 人 ※延べ数
環境シンポジウム	「地域の環境保全」をテーマに、地域環境協議会、八尾市及び本学との共催により、本学施設内で毎年開催。	1	185 人
法学部公開シンポジウム	地域市民ホールにて、「岐路に立つ地方分権」をテーマに道州制についての基調講演やパネルディスカッションを開催。	1	約 200 人 (学生含む)
公開学術講演会	「日本の官僚制度の問題点とは何か」をテーマに元大阪府議会議長による講演会を開催。	1	48 人 (学生含む)
公開学術講演会	「『NGO 活動』－日本の市民運動の現状について－」をテーマに弁護士による講演会を開催。	1	172 人 (学生含む)
公開学術講演会	「大阪の民間福祉の伝統と現状」をテーマに元大阪府副知事による講演会を開催。	1	42 人 (学生含む)
公開学術講演会	「地域における在日外国人との共生」をテーマとする講演会を開催。	1	45 人 (学生含む)
地域 IT 講習会	学内 PC 教室において、2 日間で 4 つの講座を開講。	4	97 人 ※延べ数
公開講座 「市民アカデミア 2009」	「人権と人間の安全保障－社会的共生に向けて」をメインテーマに 5 つの講座を開講（有料講座）。	5	85 人 ※延べ数
八尾市民大学講座 主催：八尾市教育委員会	経済、法律、教養の分野の講座に各 1 人、計 3 人の講師を派遣	3	136 人 ※延べ数
公開講座フェスタ 2009 主催：阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット	講師 1 人を派遣。「虫をめぐる現代日本の生命観」をテーマに大阪市内「さいかくホール」で講演。	1	34 人

(2) 10-1の自己評価

本学は、キャンパスの開放、体育館・グラウンド等の運動施設や PC 教室等の貸与、図書館の市民利用制度など、物的資源を社会に提供する積極的努力を行っている。また、公開講座や公開シンポジウムの開催、地域の生涯学習事業への講師派遣など、人的資源を提供する積極的取組を進めている。

(3) 10-1の改善・向上方策（将来計画）

大学施設の開放は、今後も積極的に推進する。本学図書館が所蔵する社会科学系図書やアジア関連の専門図書について、大学 Web サイトや地域情報紙を活用して市民に対して情報提供・広報を行い、利用の便宜を図る。

また、公開講座・シンポジウム等は、参加者アンケート等の分析を行い、社会・市民のニーズにあった企画（日程・テーマ・講師）・実施に努める。八尾市教育委員会をはじめ主催団体と連携して、生涯学習事業の講師派遣を積極的に行う。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10-2の視点》

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 事実の説明（現状）

本学は、企業や他大学との協力関係の下に、以下の教育研究活動を行っている。

1) 企業との連携

本学は、経済学部・法学部ともに専門教育科目（正規科目）として「インターンシップ（学外研修）」（2単位）を開講し、2年次生から4年次生の学生を企業に派遣している。2009(平成21)年度は、各都道府県の経営者協会や大学コンソーシアム大阪等の協力を得て、京阪神の企業・官公庁を中心に、国内72事業所（官公庁含む）に計103人の学生を派遣した。

また、2005(平成17)年度に海外の企業・大学間と提携し、「海外インターンシップ」を新たに開始し、2009(平成21)年度は、韓国の大学及び米国の企業に各1人を派遣した。

「平成21年度大学教育・学生支援推進事業（学生支援推進プログラム）」（文部科学省）の採択を受け、関係企業の協力を得て、交付金による補助事業（就職ガイダンス用の動画作成やキャリアカウンセラー派遣等）を実施した。

この他、企業から招聘した講師による授業を正課科目として開設している。2009(平成21)年度は、企業からの寄附講座として「証券論特講（㈱日興コーディアル証券協力）」と「経営学特論（㈱東京海上日動火災保険協力）」の2科目を開講した。また、【表10-1-1】のリレー形式の公開型授業科目「地域生活と経済」において、「環境のまちづくり」を統一テーマにして、企業（㈱シャープ他3社、各1回）から招聘した講師によって、「太陽光発電」「飼料リサイクル事業」「ペットボトルリサイクル事業」「ビオトープづくり」の各授業が行われた。

2) 他大学との連携

本学は、大阪府下の 45 大学を会員とする「大学コンソーシアム大阪」に創設時（2003(平成 15)年）から加盟し、単位互換事業やインターンシップ事業等に参画している。2009(平成 21)年度の単位互換事業では、専門科目 3 科目を提供して府下 4 大学から計 8 人の単位互換履修生を受け入れ、本学からは加盟大学提供の 4 科目に 4 人の学生を派遣した。

本学は、近畿 4 府県（大阪・兵庫・奈良・和歌山）の 34 大学・研究機関が生涯学習機会の継続的な提供と連携構築のために設置した「阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット（略称：HSN ネット、事務局：大阪府）」に加盟し、統一テーマの下に開催される「公開講座フェスタ」に毎年参画している。

また、2006(平成 18)年 5 月には、東大阪市と近隣大学・短期大学（東大阪市：5 大学・1 短期大学、大東市：1 大学）との連携・協力を目的に設立された「東大阪市及び大学連絡協議会」に加盟し、同協議会主催事業や東大阪商工会議所主催雇用セミナー等に参画している。2007(平成 19)年度には、同協議会加盟大学を対象とする「東大阪市・地域研究助成金制度」に本学経済学部教員が申請し（テーマ『東大阪市の企業が先端技術により、環境対応製品を創出するための研究』）、採択された。

海外の大学との連携については、本学は、開学当初より国際交流事業に積極的に取り組み、現在、世界 16 ヶ国・地域の 38 大学・研究機関と交流協定を締結している。研究者交流では、「東アジア学国際学術シンポジウム」の共催、また、学生交流については、海外協定校への語学留学研修、交換留学制度、姉妹校との国際学生交流セミナーなど多彩な「国際教育プログラム」を企画・実施している。

（2）10-2 の自己評価

本学は、教育研究上の観点から、インターンシップ事業、公開講座における企業からの講師招聘、企業による寄附講座等を通じて企業との良好な関係を築いている。

「大学コンソーシアム大阪」「阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット」及び「東大阪市及び大学連絡協議会」への加盟・事業参画、海外協定校との交流協定に基づく交流事業等により他大学との協力連携が図られている。大学コンソーシアム大阪の単位互換事業において、受入及び派遣学生数がやや伸び悩んでいる状況にある。

（3）10-2 の改善・向上方策（将来計画）

企業、地元自治体、大学コンソーシアム大阪、地域経営者協会、地域商工会議所（八尾、東大阪、大阪）等との連携を積極的に図り、協力事業の継続・拡大に努める。

大学コンソーシアム大阪の単位互換事業では、提供科目数の増加を図る（2010(平成 22)年度は 5 科目提供予定）とともに、本学学生その他大学提供科目の履修を促すため、一層の情報提供に努める。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3 の視点》

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

（１）事実の説明（現状）

１）環境保全事業における協力

本学は、2005(平成 17)年に、環境先進都市を目指す地元八尾市の行政、教育機関（大学・高校）、企業・事業者、NPO 及び市民等で結成された環境保全活動のための協議会「環境アニメイティッドやお」に加盟した。本学教職員がその副代表（当時）や運営委員に就任し、里山保全活動（近隣の高安山）、温暖化防止・リサイクル運動、環境学習会など多様な環境活動を行っている（協議会事務局は八尾市経済環境部環境保全課が担当）。同協議会と八尾市及び本学の共催により環境イベント「いきいき八尾環境フェスティバル（エコ・自然食体験行事、展示、環境シンポジウム、映画会等）」が、年 1 回、本学キャンパス内及び周辺で開催され、多くの市民の参加を得ている（2009(平成 21)年度開催の参加者数は約 1,500 人）。学内「ふれあい池」における取組事業「絶滅危惧種ニッポンバラタナゴの保護活動」は、同協議会が申請した「2008(平成 20)年度環境省生物多様性保全推進支援事業」の採択を受け、事業計画(3 年間)に基づき、現在も活動を継続している。

２）教育機関との協力

本学は、近隣小・中・高等学校の要請を受け、総合学習・国際理解授業への学生派遣（留学生が中心）や文部科学省人権教育研究指定中学校生徒の職業体験学習（ドリームワーク）の受入等の協力連携事業を行ってきた。

また、八尾市教育委員会と「連携協力及び学生ボランティア派遣に関する協定」を締結し、2009(平成 21)年度は、八尾市内中学校 8 校に 8 人を派遣。この他、東大阪教育委員会と学校インターンシップに関する協定を締結し、2009(平成 21)年度は、市内小学校に 9 人の学生の派遣等を行っている。

３）八尾市国際交流センターとの協力

2000(平成 12)年度より、財団法人八尾市国際交流センターとの協力事業をはじめている。同センターからは、本学留学生への自転車無償貸与、ホームステイ及びインターンシップ学生の斡旋、「日中韓 3 ヶ国姉妹校学生・市民・地域交流セミナー」への協力・後援などの支援を得てきた。また、本学は、同センター主催の各種行事への参加、外国語講座担当講師の推薦等を行ってきた。

2007(平成 19)年 11 月には、同センターとの間に「相互協力に関する基本協定書」を取り交わし、さらなる関係強化を図っている。また、2008(平成 20)年 10 月には、「OSAKA IN THE WORLD 実行委員会（大阪府下及び奈良市などの国際交流団体で構成）」に参画する同センターの要請を受け、インド国立ネール大学芸術学部の学生及び教員 20 人を受け入れ、キャンパスでの交流会、体験授業、宿泊施設の提供等を行った。

４）環山楼市民塾

2008(平成 20)年度より、本学は、八尾市指定文化財となっている江戸時代の私塾『環山楼』の保全的利活用と八尾のまちづくりのための人材育成を目的に、八尾文化協会(NPO)、八尾商工会議所、八尾市文化財課とともに、リレー形式による「環山楼市民塾」を共同開催

している。毎年、約 30 人の若手行政職職員や経営者、大学生らを塾生として受け入れ、法律、経済、政治、地方自治をテーマにした専門家による講義(6～8 回)を行っており、本学の学長及び教員も講師を担当している。

(2) 10-3の自己評価

地元自治体・教育機関、八尾市・東大阪市にある商工会議所・企業・NPO 等との良好な協力関係の下で、多彩な事業を行っている。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

地元八尾・東大阪との様々な事業を通じて協力関係を強めるとともに、八尾市との連携強化、協力事業推進のために包括協定について具体的な協議を進める。

【基準 10 の自己評価】

本学は、物的・人的資源を社会に対して積極的に開放している。

本学は、企業や他大学との教育研究上の連携を積極的に推し進め、海外協定校との交流事業に取り組んでいる。

八尾・東大阪にある行政・教育機関、商工会議所・企業・NPO 等との良好な協力関係が構築されている。

【基準 10 の改善・向上方策（将来計画）】

本学が有する物的・人的資源を社会や市民のニーズに則して、積極的に提供する。

企業との連携事業（講師派遣、インターンシップ等）を継続して実施し、事業の拡大に取り組む。大学コンソーシアム大阪や近隣大学との連携事業に積極的に取り組む。

地元八尾市との包括協定を早期に策定・提案し、地域社会との一層の連携・協力関係を構築していく。

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切に運営がなされていること。

《11-1の視点》

11-1-① 社会的機関として必要な規範倫理に関する規定がされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11-1の事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

社会的機関として必要な組織倫理は、「寄附行為」及び「学則」に基づいて、「就業規則」「個人情報保護規程」「公益通報等に関するガイドライン」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の諸規程に定められている。その他、「経理規程」「固定資産及び物品調達管理規程」においても、大学及び教職員の社会的責務が規定されている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

本学及び教職員の社会的責務を定めている「就業規則」は、全教職員が学内外のパソコンから常時閲覧できる。また、辞令交付式において、理事長及び学長が教職員の社会的責務について訓示し、規範意識の浸透・育成に取り組んでいる。

本学が保有する個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」により、個人情報保護管理者を定め、随時、学内メール等で意識喚起を図っている。成績等の学生の個人情報に関しては、特に慎重な取扱いを行っている。

「公益通報に関するガイドライン」によって、法人部総務課に法令違反行為に関する通報及び相談に関するコンプライアンス窓口が設置・運営されている。

「セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン」に基づき、相談窓口相談員（教職員）及び専門相談員（臨床心理士）の配置、関連パンフレットの配布、講演会の開催などを行い、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めている。専門相談員は、相談内容によって人権委員会に申し立てを行い、加害者に対する注意勧告又は調査委員会の設置を求めることができる。調査委員会は、事実関係の調査を行い、適切な対応がとられるよう人権委員会に報告する。人権委員会は、「学則」及び「就業規則」に基づいて手続きを進める。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいて、不正防止計画推進会議を年1回程度開催し、科学研究費補助金等の適正使用に関する説明会を行い、科学研究費補助金等の公的研究費の適正な管理・使用、不正使用防止について周知を図るとともに、内部監査を定期的に行っている。

(2) 11-1の自己評価

本学は、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程として「就業規則」「個人情報保護規程」「公益通報等に関するガイドライン」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する

ガイドライン」「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を定め、これら諸規程等によって組織倫理が適切に確立・維持されている。

（３）１１－１の改善・向上方策（将来計画）

本学は、社会的機関としての責務を果たすため、諸規程の遵守徹底を図るとともに、人権に対する適切な配慮や知的財産権保護を定めた倫理規程を整備し、既存ガイドラインの規程化を検討する。

１１－２．学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《１１－２の視点》

１１－２－① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

（１）１１－２の事実の説明（現状）

本学は、学内外で発生する危機に対して、学長が非常事態と認定した場合、対策本部を設置する。対策本部は、学長を本部長として、副本部長、委員、事務局によって構成され、非常事態に対処される。

火災及び自然災害に備えて、「大阪経済法科大学消防計画」を定めている。同計画に基づき、学生・教職員が参加する定期的な自衛消防訓練（避難・誘導、消火訓練）を行い、災害時には防災対策委員会が設置され、対応策が講じられる。

日常的な学内警備体制については、キャンパスに防犯灯を設置するとともに、守衛室を中心に 24 時間体制で学内警備が行われている。また、セコムによる機械警備システムを導入し、外部からの侵入者に備えた 24 時間の警備態勢が敷かれている。

学生の日常的な危機管理については、学生課及び学生生活委員会を中心に、悪徳商法や交通事故、感染症、薬物使用等の注意喚起のほか、課外活動における安全対策、学内救急体制（AED の設置や救急救命講習会の開催等）の整備、学生の事件・事故対応等を行っている。「学生教育研究災害障害保険」の全員加入及びインターンシップや教職資格活動等に際しての「学生教育研究災害傷害付帯賠償責任保険」の別途加入等を行っている。

また、海外留学・研修中の危機管理体制については、大学会議（現大学協議会）が承認した「対応マニュアル」を整備している。。

（２）１１－２の自己評価

学内外における危機に際しての対応策・手順が策定されており、機能している。

（３）１１－２の改善・向上方策（将来計画）

あらゆる非常事態に備えて、更に適切な危機管理体制を確立する。

１１－３．大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《１１－３の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

本学の附属研究機関である、「21 世紀社会研究所」「地域総合研究所」「アジア研究所」「アジア太平洋研究センター」では、それぞれ、成果物である研究紀要を定期刊行(年 1～2 回)し、国内外の大学・研究機関・図書館に配布（送付）するとともに、大学 Web サイトで公開している。

「経済学会」「法学会」「経法学会」においても、それぞれ、研究成果物として「大阪経済法科大学経済学論集」「大阪経済法科大学法学論集」「大阪経済法科大学論集」を発刊し、国内の大学・研究機関に配布（送付）している。また、各研究所や学会主催のシンポジウムや学術講演会は、その多くを一般市民の参加も可能な公開型で開催（10. 社会貢献【表 10-1-1】参照）しているが、市民向け広報は、大学 Web サイトや八尾市民広報誌「市政だより」（発刊：八尾市）に応募要項掲載を依頼し、行っている。

法学部と法学会が共催して、年 1 回、本学学生のみならず、一般市民も参加する「法学部公開シンポジウム」を学外会場で開催している。また、法学会は、学生研究発表大会を開催するとともに、顕彰論文を募集し、「Student Law Review（法学部学生論集）」として発刊（2009(平成 21)5 月）年している。経済学会は、顕彰論文を募集し、「経済学部学生論集」として発刊（2007(平成 19)年 3 月）している。

大学の広報誌として、学報「LIBERA」を年 4 回定期刊行し、本学の教育研究活動の情報を記事として掲載し、学内外に配布している。

大阪経済法科大学出版部は、1987(昭和 62)年に設置され、1989(平成元年)年に大学出版部協会に加盟した。爾来、学術専門書、学生の教科書、一般向けの啓蒙書を刊行し、2010(平成 22)年 5 月 1 日現在総刊行点数 136 点を数える出版事業を行っている。

(2) 11-3の自己評価

本学の教育研究活動の現状や成果は、論集・紀要・年報の刊行、シンポジウム・公開学術講演会の開催のみならず、大学 Web サイト、学報「LIBERA」、プレスリリース等、学内外に広報されている。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究成果の広報を通じて、本学への理解を深めるために、広報体制を一層整備し、効果的な広報活動に努める。

【基準 11 の自己評価】

必要な組織倫理規程が整備され、適切に運営されている。学内外における危機に際しての対応策・手順が策定されており、機能している。本学の教育研究活動の現状や成果は、様々な方法・媒体を通じて、学内外に広報されている

【基準 11 の改善・向上方策（将来計画）】

社会的機関としての組織倫理規程の整備を図り、規範意識の向上に努める。あらゆる非常事態に対応できる危機管理体制を確立する。教育研究成果の効果的な広報体制を確立・整備する。

Ⅳ 特記事項

本学は、建学の理念に基づいて、専門教育科目と共通教育科目による学士課程教育の充実に向けた努力に加えて、具体的な進路や職業選択をより一層意識した学習支援策として「エクステンションセンター」による課外教育を、他の大学に先駆けて実施してきた。

また、開学以来、海外の多数の教育研究諸機関と学術交流協定を結び、それに基づいた国際学術交流事業、留学生の派遣・受入などを推進してきた。近年は、中国・韓国の提携大学と共催する国際学生交流セミナーが地域社会からも様々な期待を集めている。

これら 2 つの取組を、多様な教育研究上の要求に応え、可能な限り学生に成長と飛躍の機会を与えようとする本学の基本姿勢を示すものとして、以下に記しておきたい。

1. エクステンションセンター

1) エクステンションセンター講座の背景と役割

本学は、1995(平成 7)年、エクステンションセンター（以下「センター」という。）を開設し、その下で、学生の将来の進路や職業選択に配慮した課外学習として、正課カリキュラムと連携した総合学習支援プログラム「進化する資格講座」（以下「センタープログラム」という。）を開発した。センタープログラムは、高度な専門職を目指す「特修講座（公務員・会計職・法職・大学院進学講座）」と、宅建など多種・多様な「資格講座」の 2 類型からなり、「正課の学びを資格に生かし、資格の学びを正課に生かす」教育の実現を目指すものである。センターは、「一人多資格」をキャッチフレーズにして、学生の志望と適性を尊重しつつ各人が設定した目標に向けた努力を様々な形で支援する。

センタープログラムは、各教授会より選出された委員で構成される「特修講座運営委員会」が協議・運営する。講座は、各学部及び教養部の教育目的や学生の目標・ニーズなどを考慮して、運営委員会とセンターが選択した専門学校との協力関係の下で、内容・レベル等が選定され、本学独自のカリキュラムとして作成・運営される。

近年、センタープログラム受講生は、在学生の 30～40%（延べ数）に及び、各種資格・検定試験等の合格者数も、2000(平成 12)年度の 122 人から 2009(平成 21)年度の 803 人へと約 6.5 倍に増加し、学内外から高く評価されている。

2) センタープログラムの編成方針と特色

センタープログラムは、以下のような編成方針と特色を持っている。

- ①正課授業との連携を重視し、本学の学生を対象とした資格学習システムである。
- ②高次の専門教育の提供である「特修講座」と、多様な学生に対応する資格取得・キャリア支援を行う「資格講座」の 2 類型の講座からなる課外教育システムである。
- ③経済・法学・情報・語学などの各種の資格・検定試験合格という客観的な学習到達目標を達成支援するためのシステムである。
- ④学習過程において学生が自発的に学習集団を形成し、その中で互いに切磋琢磨しつつ知識と技能を修得しながら、人間的成長を図ることができるシステムである。
- ⑤到達目標に至る学習過程を、特修講座では中間的目標や進級考査の設定などにより段階化して、学習進捗度の客観化を図るとともに学生の達成感・意欲喚起を促す教育システ

ムである。

3) センタープログラムと正課との連携

センタープログラムは、上述したように、各学部の正課科目と連動させて教育効果を高めることを意図し、主な正課授業が終わる 5 時限以降、学内で開設されている。それは、各学部の履修要項の「コース・履修モデル推奨科目一覧」の中で、関連する「センター講座」及び「目指す資格」として提示される。学生が正課学習と課外学習とを通じて、自らの進路を考えることができるようにとの配慮から、受講生を在在生に限定している。また、単に資格取得と検定試験合格のためだけのノウハウの修得ではなく、経済学及び法学の基本的な専門知識を「正課で学ぶ」ことを通して修得される学問的な素養をも重視している。

①クラス化による志望者のグループ化

特修講座を受講する 1 年次生は、正課の「大学演習 A・B」において同一クラスに編成される。共通の目標を有する学生たちが、相互に協力しながら勉学に励むことの教育的効果を期待するからである。2010(平成 22)年度、経済学部の大学演習は、会計職基礎講座生 3 クラス、公務員基礎講座生 1 クラス、法学部の大学演習は、公務員基礎講座生 5 クラス、法職基礎講座生 3 クラスを編成した。

②学習意欲に応える単位認定

各学部は、指定したセンタープログラムに対応する技能資格等各種試験に合格した場合に、選択科目として単位認定を行うことができる。これは、学習成果を積極的に評価して、学習意欲の喚起を促すことを意図したものである。

③法職志望者に対する支援

法学部における「法曹コース」とセンタープログラムを有機的に連携させ、法曹、準法曹志望者の学習を支援している。1 年次の学習では、正課による憲法・民法・刑法の基本三法の学習到達度を法学検定試験で確認し、基礎知識の定着を図っている。2 年次以降、正課の専門学習に加え、それぞれの進路希望により「法科大学院入試対策講座」「司法書士講座」「行政書士講座」等に進級し学習する。

正課における法科大学院進学モデルでは、基本的な法律科目に加えて、発展的な法律専門科目の修得が促される。センタープログラムでは、この正課教育を前提にして、適性試験対策及び専門科目論述指導を行い、法的な論理思考力を培うことが目指される。また、司法書士、行政書士、裁判所事務官、検察事務官等の法律専門職を目指す学生のための準法曹モデルは、基礎科目から専門科目に至るまでの様々な対策講座と連携している。

【法学部法曹コースと法職講座履修モデル】

法学部専門教育科目	法学部法曹コース	
	法科大学院進学モデル	準法曹モデル
	債権総論 憲法（人権） 法学概論 物権法 債権各論 民事訴訟法 刑事訴訟法 企業法通論 会社法 手形法 家族法 リーガルライティングⅠ・Ⅱ	
	法哲学 法社会学	税法
	公法特講 刑事法特講 民事法特講	
	演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
センタープログラム	法職基礎講座（憲法、民法、刑法、法学入門）	
	法科大学院入試対策講座 2 年次コース 法科大学院入試対策講座 3 年次コース 法科大学院入試対策講座 4 年次コース ・適性試験対策 ・小論文対策 ・法学検定試験 3 級（刑法）対策 ・既修者試験対策【専門学校派遣】 （法律論文対策：憲法・民法・刑法 ・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法 ・行政法）	司法書士講座 ・主要 4 科目対策 （民法・商法・不動産登記法・商業登記法） ・マイナー科目対策【専門学校派遣】 （民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・ 供託法・司法書士法・憲法・刑法） ・書式対策【専門学校派遣】 行政書士講座 ・基本講義 （憲法・民法・行政法・商法・基礎法学・ 一般教養） ・総合答練

④公務員志望学生に対する全学的な支援

本学は、公務員志望学生に対して積極的な支援策を講じている。法学部において「公務員コース」を設置するとともに、大学協議会は、特別委員会として「公務員志望学生のための支援対策委員会」を設置して、全学的支援態勢を整備した。

「公務員志望学生のための支援対策委員会」は、毎年、公務員志望学生に対して、ガイダンスを実施している。そこでは、公務員の使命・職務の内容、公務員試験、学生生活の過ごし方などを説明している。2010(平成 22)年度のガイダンスには、80 人の学生が参加した。

また、学習支援の面では、専門科目のみならず一般知能分野においても正課科目と連動した学習システムを構築している。1 年次では、正課において憲法・民法・刑法の基本三法と一般知能分野の基礎知識についての学習を行い、センター講座では、その知識に基づいて問題を解く応用力の養成を行っている。このように、正課学習を中心にセンタープログラムを受講することで、公務員になるための素養と知識の学習ができるように受講モデル（「2010 年度公務員講座受講モデル」参照）を提示し、学習指針を与えている。

【法学部公務員コースと公務員講座履修モデル】

	1 年次生	2 年次生	3 年次生	4 年次生
正 課 授業科目 ※公務員講座受講者に履修を推奨	公務員試験対策科目 数的推理Ⅰ・Ⅱ、判断推理Ⅰ・Ⅱ 文章理解Ⅰ・Ⅱ、資料解釈 基礎体育 A・B フィットネス実習 A・B トレーニング演習 A・B			
	公法の基礎 民事法の基礎 刑事法の基礎	公務員論Ⅰ 憲法、行政学 ミクロ経済学 マクロ経済学	公務員論Ⅱ 刑事学、行政法 財政学総論 経済政策	
国家Ⅱ種 地方上級 を目指す	公務員 基礎講座 論作文 基礎数学 資料解釈 公務員研究会	公務員 養成講座 人文科学 判断推理 数的推理 論作文 憲法、民法 ミクロ経済学 マクロ経済学 公務員研究会 定着度テスト	国Ⅱ・地方 上級講座 一般知能演習 人文科学 自然科学 経済原論演習 憲法演習 民法演習 行政法演習 公務員研究会	国Ⅱ・地方 上級直前講座 一般知能 憲法、民法 行政法 経済原論 時事問題 面接対策
警察官 消防官 を目指す			警察・消防講座 人文科学 社会科学 自然科学 一般知能 文章理解 公務員研究会 面接対策	警察・消防 直前講座 人文科学 社会科学 自然科学 一般知能 教養論文 面接対策

⑤会計職講座生に対する正課授業（経済学部会計ファイナンスコース）と一体化した学習指導体制

センタープログラムの会計職講座は、特に、会計のプロフェッショナル又はファイナンスのスペシャリストを目指す履修モデルである、経済学部における会計ファイナンスコースと一体化した教育プログラムである。簿記学習におけるセンター講座のテキストを正課授業においても採用するなど、学習の効率化を図っている。また、上級講座は、公認会計士・税理士などの会計専門職を志望する学生のための講座であり、経済学部「会計専門職特別プログラム」の履修を促している。

⑥学生の経済的負担等に配慮した講座運営

センタープログラムは、既述のように、「特修講座」と「資格講座」の2類型からなる。

特修講座は、長期にわたる学習を必要とするものであり、学生の経済的負担軽減の観点から、受講料を無料としている。また、学生を専門学校に派遣して受講させる上級講座において、センター担当者、専門学校担当者、学生が三者で毎月1回の定例ミーティングを

行う。そこでは、学習計画、学習状況をはじめとしたその他の様々な相談に乗るなど、精神的なサポートを行いながら、学生のモチベーション維持を図っている。

資格講座は、学生のキャリア形成を考慮し、将来の職業選択に役立つことを基準に開講している。受講料は、専門学校の一般的な受講料よりも廉価である。また、「バウチャー制度（教育補助制度）」を導入し、1年間2講座まで各5,000円の割引で受講できるように、配慮している。

4) センタープログラムの成果

センタープログラムは、1年次生から4年次生までの一貫したプログラムであり、学生の人間的成長を促して社会人としての能力を培うことにとどまらず、実務能力を備えた人材の育成という現代的課題に応えるものとなっている。

受講生は、2009(平成21)年度では本学在籍学生の30%以上となり、下記のとおり合格者を多数（延べ人数）輩出している。

合格者の中には、2000(平成12)年度の司法試験現役合格をはじめ、司法書士試験、公認会計士試験第二次試験2人、税理士試験科目合格9人、行政書士試験18人、基本情報技術者試験6人、総合旅行業務取扱管理者試験8人など、専門職の国家試験にも多数合格している。法科大学院では、2004(平成16)年度以降、58人が進学（合格延べ数86校）している。また、公務員採用試験では、国家公務員採用Ⅱ種試験をはじめ、裁判所事務官、労働基準監督官、地方上級公務員に多数合格している。なお、2006(平成18)年度以降、受講生数の減少に関わらず、合格者数が増加しているのは、センタープログラムと正課授業との有機的連携の成果である。

受講生数の推移及び各種資格・検定試験等合格者実績は、下記のとおりである。

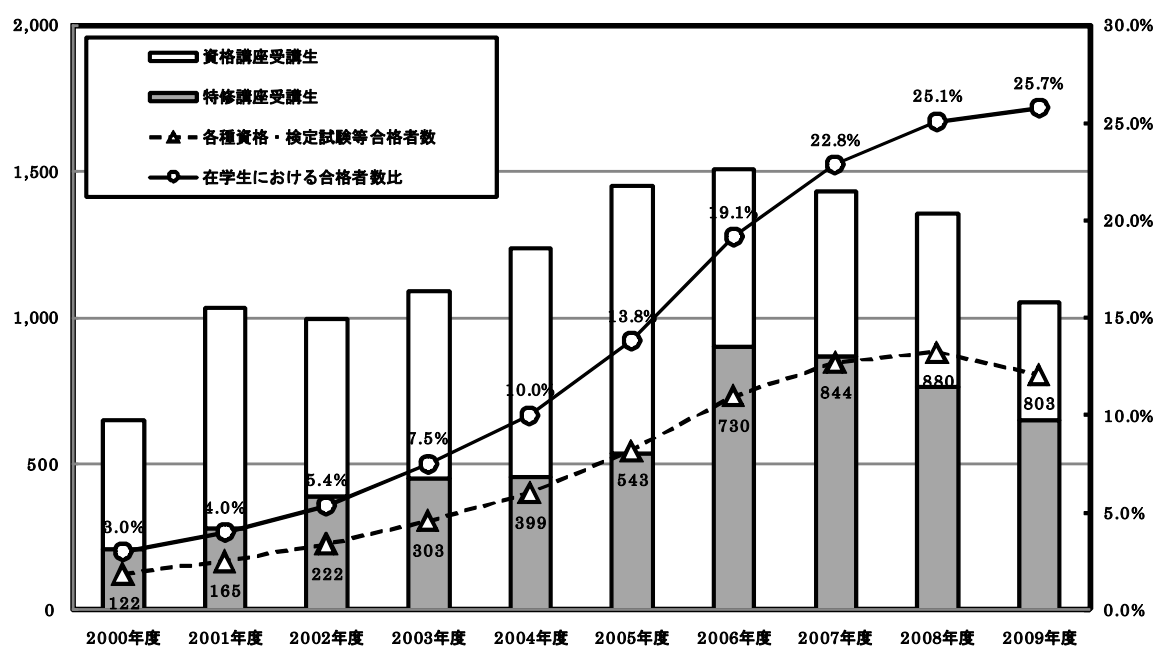
【受講生数の推移（2000～2009年度）】 (人)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
特修講座	209	279	391	450	457	535	902	868	762	649
資格講座	439	757	603	639	783	914	607	566	593	402
計	648	1,036	994	1,089	1,240	1,449	1,509	1,434	1,355	1,051

【各種資格・検定試験等合格者実績（2000～2009年度）】 (人)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
合格者数	122	165	222	303	399	543	730	844	880	803

【エクステンションセンター受講生数の推移と各種資格・検定試験等合格者数】



5) 将来の展望

2012 年新春に開校予定の八尾駅前キャンパスは、「正課教育と資格教育、そしてキャリア形成」をコンセプトとし、センター講座学習エリアの配置が予定されている。そこでは、これまでエクステンションセンターが蓄積してきた成果と実績を生かして、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成を目指す本学独自の特別プログラムであるセンター講座が更に充実して提供されることが期待される。

2. 国際交流

1) 本学の国際化：意義と経緯

本学は、「国際平和への貢献」を建学の理念の柱の1つに据え、創立当初から、国際交流と国際社会で活躍する人材の育成を使命として教育研究に努めてきた。現在、世界16ヵ国・地域の38大学・研究機関との間で学術交流等の協定を締結し、この下で、学生の相互派遣、国際共同研究、シンポジウムの開催等の取組を行っている。

本学が海外の教育研究機関との国際交流を活発化させるのは、1986(昭和61)年の北京大学との協定締結を契機としている。爾来、1987(昭和62)年にハワイ大学、1988(昭和63)年に台湾大学、高麗大学校、ロシア科学アカデミー東洋学研究所、1993(平成5)年にフィリピン大学、崇実大学校、1996(平成8)年にロシア極東国立総合大学、1997(平成9)年に復旦大学、1998(平成10)年にモンゴル国立大学、1999(平成11)年にロンドン大学アジア・アフリカ学院、2001(平成13)年にベトナム国立人文社会科学大学、チュラロンコン大学など、各国の著名大学との間で協定を締結し、学生並びに研究者の交流を推進してきた。最近では、2007(平成19)年10月に、インド・デリー大学セントスティーブンスカレッジ、2008(平成20)年4月に、アメリカ・カンザス州立エンボリア大学と新たに協定を締結した。

これら海外協定校は、①アジア：24、②北米：4、③ヨーロッパ：10、その他学生派遣協定締結校が1校(オーストラリア)であり、地域的には、アジア太平洋地域の大学・研究機関が圧倒的に多い。しかも、本学と姉妹校との実質的な交流が活発であるばかりでなく、交流を通じて姉妹校間のネットワークもできつつある点は評価されて良いであろう。

本学とこれら海外協定校とは、学生交換プログラム及び国際シンポジウムの共催など幅広い交流を行っており、それは、研究者の国際ネットワーク構築に寄与している。また、1994(平成6)年以来、毎年、海外協定校から大学院生を含む交換留学生を受け入れており、その数は、2009(平成21)年度までに217人に上った。日本研究のために滞在する交換留学生はもとより、本学の学生にとっても、交換留学生の存在は大きな刺激を与え、大学の活性化につながっている。

これら大学の国際化に関する事項は、国際交流委員会と国際部が担当している。国際交流委員会は、本学の国際交流、国際教育並びに留学生の受入と教育に関する事項の検討、提案、審議を行う委員会であり、副学長又は学長補佐から1人、国際部長、事務局長、各学部及び教養部から選出された専任教員各1人、国際部事務長、その他学長から指名された者で構成される。国際部は、本学の国際化を日常的に推進する事務組織で、2010(平成22)年3月末現在、6人のスタッフが配置されている。

2) 学術交流（国際学術会議の共催など）

本学は、「日中唯物弁証法シンポジウム（北京大学と共催）」を1988(昭和62)年8月に中国・北京で、「第1回東アジアシンポジウム『東アジアの社会と経済』」を1989(昭和63)年11月に大阪で開催したのを皮切りに、その後、今日まで多くの国際学術会議を海外協定校と共催してきた。その実績は、以下に示す表のとおりである。とりわけ、本学と北京大学は、数多くの国際学術会議を共催しており、2010(平成22)年9月に「第6回東アジア学国際学術シンポジウム（ロシア・ウラジオストック／北京大学、ロシア極東国立大学と共

大阪経済法科大学

催)」を開催する準備を進めている。長期の成功の秘密は両大学の研究者の間だけでなく、事務局間の連携と信頼が確立されていることにある。

【本学が主催、共催した主な国際学術会議（1998～2008年）】

開催日	開催都市	会議名	共催など
1988年8月	北京	第1回日中唯物弁証法シンポジウム	北京大学
1988年8月	北京	第2回コリア学国際学術討論会	北京大学
1989年11月	大阪	第1回国際学術シンポジウム「東アジアの社会と経済」	
1990年8月	大阪	第3回コリア学国際学術討論会	北京大学
1991年7月	大阪	国際シンポジウム「21世紀の成人教育」	ユネスコ
1991年8月	北京	第2回日中唯物弁証法シンポジウム	北京大学
1991年11月	大阪	第2回国際学術シンポジウム「東アジアの社会と経済」	
1992年8月	北京	第4回コリア学国際学術討論会	北京大学
1993年11月	大阪	第3回国際学術シンポジウム「東アジアの社会と経済」	
1994年6月	大阪	国際シンポジウム「コンピュータ時代の識字教育」	ユネスコ
1995年8月	大阪	第4回国際学術シンポジウム「東アジアの社会と経済」	
1995年10月	北京	歴史部会、経済部会、環境部会（大阪）、政治部会（北京）	
1997年8月	大阪	第5回コリア学国際学術討論会	北京大学
1998年8月 ～ 1999年2月	4都市	第5回国際学術シンポジウム「東アジアにおける社会と経済」 歴史部会、哲学部会（北京）、法律部会（延吉）、経済部会（上海）、政治部会（ホノルル）	北京大学、延辺大学、 復旦大学、ハワイ大学
1999年3月	ソウル	韓国延世大学校統一研究院との共同セミナー	延世大学校
1999年9月	瀋陽	国際学術シンポジウム	遼寧大学
2000年2月	ホノルル	第6回コリア学国際学術討論会	北京大学、ハワイ大学
2000年9月	北京	第1回東アジア学国際学術シンポジウム「東アジア学研究の現状と課題」	北京大学
2000年11月	大阪	東アジア国際学術討論会「2000年前の東アジア」	
2002年8月	北京	アルタイ学国際学術討論会	中国中央民族大学
2002年8月	北京	第2回東アジア学国際学術シンポジウム	北京大学
2004年2月	東京	アジア太平洋研究センター設立記念シンポジウム 「アジア・太平洋の平和と人権—ディラスポラを中心に」	
2004年12月	バンコク	第3回 東アジア学国際学術シンポジウム	北京大学、チュロンコン大学
2005年2月	東京	国際シンポジウム「移住者の人権と移住者コミュニティの安全—国際社会から見た日本の現状」	国際労働機関、 国際移住機関
2005年12月	東京	第二次世界大戦終結60周年記念シンポジウム 「21世紀の世界秩序とアジア太平洋の和解と共存」	北京大学、ハワイ大学
2006年9月	ハノイ	第4回 東アジア学国際学術シンポジウム	ベトナム社会科学院、北京大学
2008年9月	大阪	第5回 東アジア学国際学術シンポジウム	北京大学

3) 学生の海外派遣

本学における国際教育の特徴は、学生が共通教育科目で修得する外国語・異文化理解を海外派遣プログラムと連結させていることにある。それは、新入生に対する国際的視野と国際教養の有用性を明示し、国際社会と異文化理解に対する関心と学習意欲を喚起することから始まる。外国語教育をはじめとする共通教育科目で培われた意欲とコミュニケーションスキルは、2 年次以降の海外留学と専門教育を通じて強化・育成され、国際性と専門性を具備した人材育成へとつなげていくことが目指されている。

①外国語教育・国際教養教育・専門教育

本学の国際教育は、3 段階に分けられている。第 1 段階は第 1～3 セメスターの外国語科目、第 2 段階は第 4 セメスターの現地体験学習を軸にした教育、そして第 3 段階として第 5～8 セメスターの専門教育科目と希望進路を軸にした教育で構成されている。学生の人氣が高い英語、中国語及び韓国語については、留学コースを開設し、それは第 4 セメスターを海外協定校で過ごす LSP 留学(Language Study Program)に備える内容となっている。

各留学コースは、1 クラス 20 人以下の習熟度別編成とし、コース内容を熟知したコースアドバイザーを配置している。そこでは、外国語学習や文化・社会紹介だけではなく、派遣プログラムの紹介、コース生の交流会、社会見学、留学激励壮行会など、様々な課外活動を組織し、学生の異文化（言語）圏への関心を刺激する試みが行われている。英語圏への留学を目指す学生に対しては年 2 回の TOEIC IP 試験を、中国留学を目指す学生には年 1 回の中国語検定試験の受験を促し、大学が受験料全額を補助している。

海外留学を終えた学生の多くは、語学力の向上とより深い専門知識の修得を目指して、後述する次のステージに進む。共通教育科目において、上級者用の外国語科目が開講され、経済学部においては、英語、韓国語、中国語で行われる専門教育科目が開講されている。

②海外派遣プログラム

本学の国際教育の中で重要な役割を果たしているのが、海外協定校及び卒業生の協力を得て実施される、海外派遣プログラムである。

海外派遣プログラムは、ステージ 1（参加資格不問の短期体験型）、ステージ 2（緩やかな選抜を経る中期留学型）、ステージ 3（厳正な選抜を経る専門・キャリア型）の 3 ステージからなる。それぞれのステージは、正課教育と連動しており、学生は、自らの関心・レベル等に応じて、どのステージのプログラムからでも参加することができる。ステージ制の導入によって、参加学生数のみならず、レベルアップを求める意欲的な学生も増加するなど、一定の教育的成果を看取することができる。

本学の海外派遣プログラムは、独自の奨学金制度で支えられている。現在、ステージ 2 の参加者のうち、成績（TOEIC と GPA）上位者約 20 人に対し、派遣先授業料の全額又は半額を支給している。ステージ 3 の海外協定校との交換留学制度 ESP(Exchange Student Program)においては、授業料と寮費が原則免除され、一部学生には奨学金も給付される。また、ロンドン大学アジア・アフリカ学院への派遣留学制度 ASP(Academic Study Program)においては、授業料と渡航費全額が給付される。海外インターンシップ採用者には、渡航費が給付される。

【正課と派遣プログラムの配置表】

教育内容	派遣プログラム（国／言語圏）	ステージ	開始年度	単位数 （区分）
語学・体験	海外短期語学研修 （豪、中、韓、独、仏）	1	1979	4 （外国語／教養）
	国際学生交流セミナー （3－4 ヲ国）	1	1995	－
	海外フィールドスタディー （中、韓）	1	2004	2 （専門）
語学・教養	LSP（豪、加、米、中、韓）	2	1999	22 （外国語／教養）
専門と キャリア	ASP(Academic Study Program) （英）	3	2007	22 （外国語／教養／専門）
	ESP(Exchange Student Program) 全協定校対象	3	1994	52
	海外インターンシップ （香港、中、韓、米、タイ）	3	2005	2 （専門）

4) 留学生の受入

①私費留学生の受入

本学は、これまで中国・台湾、韓国、モンゴル、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、インド、アメリカ、カナダ、ロシア、ケニアなどの諸国から、留学生を受け入れてきた。私費留学生の本格的な受入は、2000(平成 12)年度入試からである。2000(平成 12)年度から 2003(平成 15)年度入試までは、日本国内及び海外現地（3 ヲ国 5 会場）で実施。中国：北京、上海、瀋陽、韓国：ソウル、ロシア：ウラジオストック）において、「日本語能力試験」を併用した本学独自の留学生入試を実施した（北京・上海・瀋陽での中国現地入試は 2008(平成 20)年度入試から再開）。その後、2003(平成 15)年度入試から 2009(平成 21)年度入試まで、「日本留学試験」の得点を活用した入学者選抜試験で選考を行い、私費留学生の受入を行ってきた。

2005(平成 17)年度卒業式において、中国人留学生が学長賞（学年首席）を授与されたが、その後も毎年、留学生の中から学長賞又は学部長賞が授与されている。

②交換留学生の受入

本学は、海外協定校との友好関係に基づき、交換留学生を受け入れている。留学生と本学在学学生との交流を通じて、国際教育の充実を図るとともに、海外協定校と共同して人材育成にあたる。

交換留学生は、日本人学生に対する外国語講座、八尾市及び東大阪市の小中高校での国際教育への貢献など、学内外の交流事業に積極的に参加し、本学の国際交流に重要な役割を果たしている。

交換留学生は、全員本学での授業料が免除され、大半が寮費も免除されている。さらに、

本学は、交換留学生に対して、日本学生支援機構からの奨学金以外に大学独自の奨学金制度（交換留学生学習奨励費）を設けている。

1994(平成 6)年から 2009(平成 21)年度まで、毎年、海外協定校から受け入れてきた交換留学生は、217 人に上る。2010(平成 22)年度は、9 カ国・地域から 25 人の交換留学生を受け入れている。

③留学生への学習・進学・就職・生活支援

【学習支援】

国際部は、毎年 4 月に、「生活応援キャンプ」を企画実施し、入学した留学生全員を無料で招待する。それは、留学生が教職員や日本人ボランティア学生などとの交流を通じて、本学での学生生活をスムーズに開始させることを目的としている。

留学生が本学での学習を開始するに際し、留学生と個別に相談しながら、履修科目及びコースの推奨などを行っている。学期開始から 1 ヶ月経過した 5 月には、授業出席状況や学習状況について面談を行い、効果的学習と問題の早期発見、解決に努めている。その後、随時、留学生からの相談に応じて、必要があれば担当部署や担当教員と協議の上、アドバイスなどの学習上の支援を行っている。

日本語の習得が不十分な留学生に対しては、日本人学生との「語学講座」を推奨している。留学生が日本語を習うだけでなく、自身の母語を教えるという相互交流を介して、日本語のより効果的な習得を促す工夫を行っている。また、国際部職員もボランティアで「日本語補習」を週 2～3 回実施している。

【進学及び就職支援】

留学生の多くは、大学院への進学を希望している。国際部では、進学を希望する留学生に対して、大学院についての様々な情報提供、受験指導及びその他の支援を行っている。とりわけ、関東地方の大学院進学希望者に対しては、東京都港区にある麻布台セミナーハウスでの宿舍を無償で貸与して、キャンパス訪問や入学試験等の際の便宜を図っている。既述の「生活応援キャンプ」には、大学院に進学した本学卒業留学生を招き、大学院合格までの体験談等を聞く機会を設けている。

就職を希望する留学生に対しては、就職指導部に専門スタッフを配置し、就職支援を行っている。また、「留学生就職相談デスク」を国際部に設置し、週 1 回、キャリアカウンセラーが留学生の就職指導にあたっている。本学を卒業して日本企業に就職した留学生を紹介するとともに、彼らを招き経験交流を行う機会を設けている。

【生活支援】

本学は、留学生に対して、授業料の 30%を減免するとともに、留学生専用の宿舍（2 棟）を管理・運営し、提供している。宿舍の定員は 93 人で、1 人当たりの家賃は光熱費込みで 13,000～20,500 円と廉価に設定されている。

国際部は、全留学生に対して年 2～3 回、定期的に個人面談を実施し、アルバイトや病気等、生活上の問題を抱えている留学生への支援を行っている。また、図書館整理アルバイトや PC ラウンジのヘルプデスク・スタッフなど、留学生を学内でのアルバイトに紹介する支援等も行っている。

④異文化交流行事

本学は、留学生のために異文化交流行事を定期的に計画・実施し、留学生との信頼関係の構築及び学生間の相互交流を図っている。これらの異文化交流行事にかかる費用の一部は本学が負担しており、留学生が日本の文化を体験し、日本人学生との間で活発な交流を行うことを支援している。毎年、日本人学生を含め、延べ約 500 人の学生が参加している。そのうち、留学生は 70～80%である。異文化交流行事の主な取組内容は、以下のとおりである。

【2009 年度 主な異文化交流行事】

実施時期	内容
4 月	生活応援キャンプ
5 月	スポーツ交流（ソフトボール、サッカー等）
6 月	異文化交流（日本の伝統、産業）
10 月	日本文化体験
11 月	学園祭での留学生模擬店支援
12 月	スポーツ交流（スキー体験）
1 月	新年交流会
2 月	留学生卒業旅行
3 月	卒業祝賀会
その他	交換留学生歓送迎会など

5) 国際学生交流セミナー

本学は、海外協定校である韓国の崇実大学校、中国の復旦大学と共催で、国際学生交流セミナーを開催している。それは、英語を共通語として、日本、韓国、中国の 3 大学の学生がともに生活をしながら、各国・大学の経済学・法律学の専門家による基調講演と質疑応答、学生によるプレゼンテーションとディスカッション、地域住民との交流などを行うものである。同セミナーは、海外協定校における学生相互間の知的交流と友情の涵養、そして国際コミュニケーション能力の向上の場として役立っている。

このセミナーは、1995(平成 7)年から 2006(平成 18)年までの 12 年間、本学と韓国・崇実大学校の 2 大学による「国際学生交流セミナー」として出発し、2007(平成 19)年から、中国・復旦大学を加えた 3 大学の共催となったものである。2009(平成 21)年からは、海外協定校であるロシア国立極東総合大学を加えた 4 大学のセミナーとなった。また、2010(平成 22)年度は、台湾大学を加え、5 大学によるセミナーとなる予定である。開催地は、ロシア・ウラジオストックと中国・上海である。

日中韓の 3 大学が初めて共催した 2007(平成 19)年度には、財団法人中島記念国際交流財団が日本学生支援機構に委託した留学生地域交流事業に採用された。東アジア地域をフィールドとするこの取組は、本学学生の国際交流事業の中で、代表的なものであり、学内外での評価は高い。

【国際学生交流セミナー2007年度～2009年度】

回	セミナーテーマ	開催日	開催都市	参加大学
1	Economic Gap, Legal System and Society	2007 年 8 月 17 日～30 日	大阪 ソウル 上海	本学 崇実大学校（韓国） 復旦大学(中国)
2	Creating the Future : Sustainable Development and Environmental Issues	2008 年 8 月 21 日～29 日	大阪 ソウル	本学 崇実大学校（韓国） 復旦大学（中国）
3	Incorporating the Concept Human Security into Poverty Reduction	2009 年 8 月 16 日～30 日	大阪 ソウル 上海	本学 崇実大学校（韓国） 復旦大学（中国） 極東国立大学（ロシア）

6) 将来の改善・改革に向けた方策

上述のとおり、本学は広範で強力な海外協定校との学術ネットワークを維持し、特にアジア太平洋地域を中心とする国際交流を活発に行ってきた。本学学生の海外派遣、海外の大学からの留学生の受入のための体制は年々改善され、整備されてきている。

今後の課題の1つは、外国語による専門科目の講義の拡大である。これまでの体系的な外国語教育、「国際教育プログラム」の実施を受けて、2007(平成19)年度には、経済学部で英語、韓国語、中国語による3つの国際系科目（「Business Studies」、「韓国経済事情」、「中国経済事情」）の授業が新規開講された。また、近年、本学卒業生が経営する企業などの助力を得て、海外でのインターンシップが実施されるようになっている。本学で国際教育を受け、海外を経験した学生たちの多くが、より高いレベルでの外国語による専門教育を求めるようになっている。これは、キャリア形成教育においても必要不可欠であり、日本社会が要求するところである。

他方、「留学生30万人計画」に見られるように、今後、本学においても留学生の受入増が予想される。2008(平成20)年度入試から、海外現地募集が始まっており、その中には、日本語能力に加え、高いレベルの英語力を備えた学生も多い。マルチリンガルでもある留学生に対し、先進国高等教育機関として培ってきた国際・専門教育を提供し、その希望を実現させることは、本学国際教育の重要な課題である。それは、同時に、外国語による専門教育を求める日本人学生のニーズにも応えるものであるとともに、「国際化」を掲げる本学の教育のさらなる発展に資するものである。今後、専門教育を含む国際教育を一層充実したものにすることが求められている。

7) 主な協定等の沿革

1979(昭和 54)年	4 月	アメリカ・ルーズベルト大学と学術交流協定締結
1984(昭和 59)年	1 月	フランス・ニース大学と学生派遣プログラム協定締結
1986(昭和 61)年	10 月	中国・北京大学と学術交流協定締結
1987(昭和 62)年	4 月	中国・延辺大学と学術交流協定締結
1988(昭和 63)年	9 月	台湾・台湾大学法学院と学術交流協定締結
	11 月	アメリカ・ハワイ大学ウィリアム S.リチャードソン法科大学と学術交流協定締結
1993(平成 5)年	6 月	フィリピン・国立フィリピン大学と学術協力協定締結
	9 月	韓国・崇実大学校と学術及び教育協定締結
1995(平成 7)年	4 月	カナダ・トロント大学東洋学部と学術教育協定締結
	10 月	中国・中国政法大学と学術交流協定締結
1996(平成 8)年	4 月	ロシア・ロシア極東国立総合大学と国際学術プログラム協定締結
	6 月	韓国・高麗大学校と学術及び教育協定締結
1997(平成 9)年	3 月	イタリア・トリノ大学と学術交流協定締結
		中国・復旦大学と学術交流協定締結
	10 月	台湾・中国文化大学と学術交流協定締結
1998(平成 10)年	5 月	モンゴル・モンゴル国立大学と国際交流プログラム協定締結
1999(平成 11)年	6 月	韓国・慶尚大学校と学術及び教育協定締結
	9 月	韓国・梨花女子大学校と学術交流協定締結
	10 月	オーストラリア・グリフィス大学と協定留学プログラム開始
	11 月	イギリス・ロンドン大学東洋アフリカ学学院と学術交流協定締結
2000(平成 12)年	8 月	アメリカ・イリノイ大学と協定留学プログラム開始
	9 月	中国・復旦大学と協定留学プログラム開始
2001(平成 13)年	5 月	中国・中央民族大学と学術交流協定締結
	6 月	タイ・チュラロンコン大学と協力及び交流のための協定締結
	7 月	ベトナム・ベトナム国立大学ハノイ校人文社会科学大学と学術交流協定締結
2002(平成 14)年	1 月	韓国・韓国精神文化研究院と学術交流協定締結
2007(平成 19)年	10 月	インド・デリー大学セント・ステイーブンスカレッジと協力及び交流協定締結
2008(平成 20)年	4 月	アメリカ・カンザス州立エンボリア大学と学術交流協定締結
	9 月	アメリカ・ハワイ大学マノア校と学術交流協定締結